第６期　天草市障がい福祉計画
第２期　天草市障がい児福祉計画

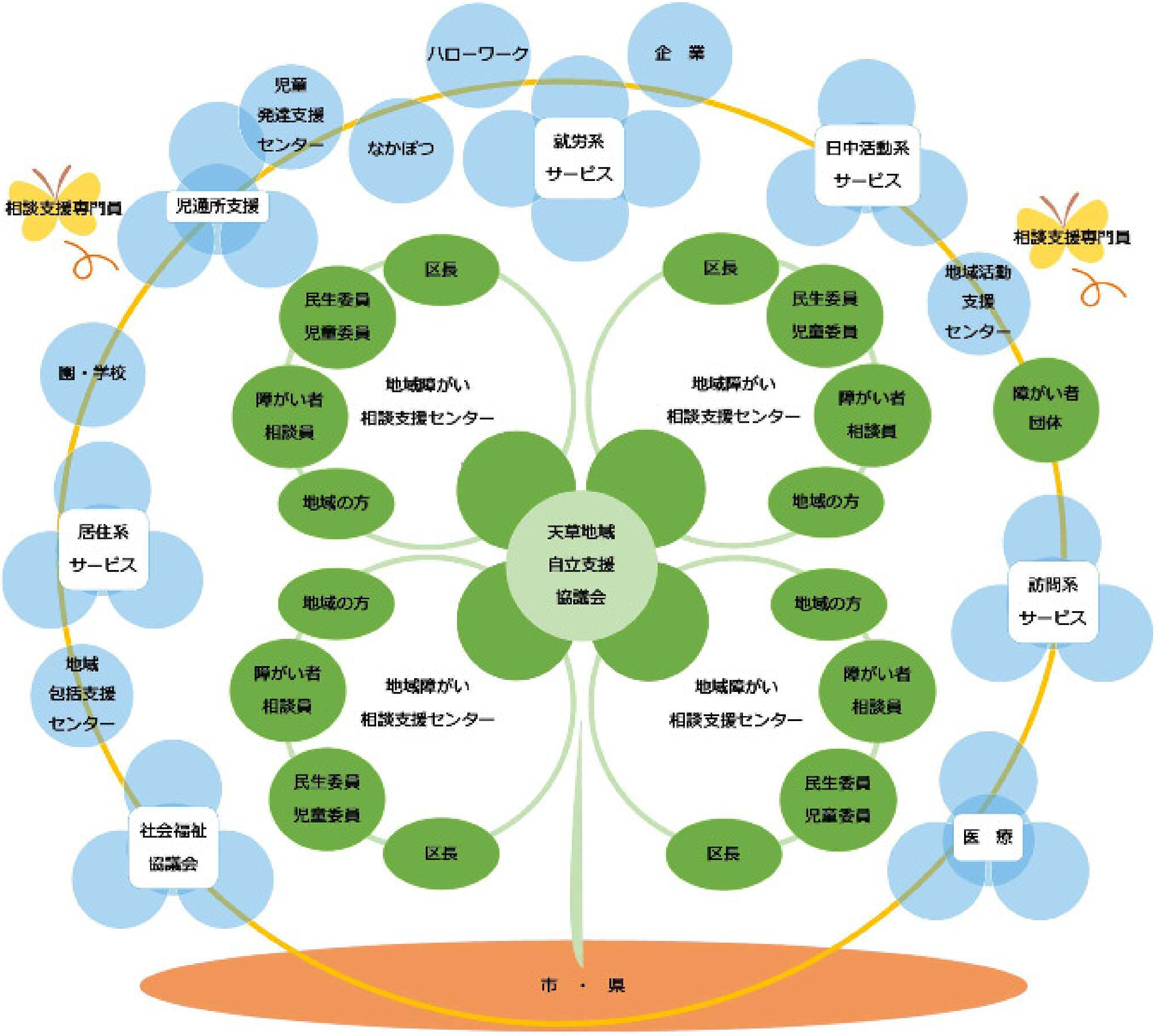

令和３年３月

天草市

目次

第１章　計画策定にあたって 1

第１節　計画策定の位置づけと役割 1

第２節　計画の策定体制 5

第２章　障がい者（児）を取り巻く現状 7

第１節　天草市の障がい者（児）の現状 7

第２節　地域別の現状 17

第３章　計画の基本方針 23

第１節　障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本理念 23

第２節　障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目的 25

第４章　成果目標と活動指標 26

第１節　福祉施設の入所者の地域生活への移行 26

第２節　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 30

第３節　地域生活支援拠点等が有する機能の充実 33

第４節　福祉施設から一般就労への移行等 36

第５節　障がい児支援の提供体制の整備等 41

第６節　相談支援体制の充実・強化等 45

第７節　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 49

第８節　発達障がい者等に対する支援 50

第５章　サービス見込量 52

第１節　障がい福祉サービス 53

第２節　障がい児通所支援・障がい児相談支援 81

第６章　地域生活支援事業 94

第１節　市町村必須事業 94

第２節　市町村任意事業 106

【参考資料】アンケート集計結果 111

１　福祉に関するアンケート結果 111

２　子どもの発達支援に関するニーズ調査結果 124

３　障がい福祉サービス事業所アンケート結果 130

第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の位置づけと役割

１．計画策定の背景

厚生労働省が所管する社会保障審議会福祉部会では、自立の概念について「自立とは、他の援助を受けずに自分の力で身を立てることの意味であるが、障がい者分野では、人権意識の高まりやノーマライゼーションの思想の普及を背景として、自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと、障がいがあってもその能力を活用して社会活動に参加すること」と明示しています。

そのような考え方を基に、障がい者施策は、平成１５年の障がい者支援費支給制度及び平成１８年の障害者自立支援法の施行により、「保護等を中心とした仕組み」から、「障がい者のニーズと適正に応じた自立支援を通して地域での生活を促進する仕組み」へと転換が図られてきました。

さらに、平成１８年に障害者権利条約が国連総会において採択されたのを機に、「障がい者の尊厳と権利の保障」について見直され、障害者基本法をはじめとする国内法の改正が行われました。

平成２３年に改正された障害者基本法においては、障がいは個人ではなく社会にあるといった視点から、社会的障壁の除去（合理的配慮の提供）に取り組むこと、さらに、「すべての障がい者が社会のすべての場面に参加できるようにすること」、「すべての障がい者がどこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること」、「すべての障がい者が手話などの言葉や必要なコミュニケーションの方法を選ぶことができるようにすること、情報を手に入れたり使ったりする方法を選べるようにすること」など、いわゆる共生社会の実現が目的として明記されています。

これらの一連の流れの中で、障害者自立支援法にかわって平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法においても、障がい者を権利の主体と位置づけ、障がい者が保障されるべき権利がより明確に打ち出されました。

具体的には、新たに規定された基本理念によって、障害者基本法と同様に、共生社会を目指す方向性が示されました。また、法律の目的が「自立した生活を営む事ができるように支援を行う」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営む事ができるように支援を行う」になりました。さらに、障がい福祉サービスに加えて、地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業を踏まえた計画的な体制整備も法の目的として明記され、それぞれの地域に応じた共生社会の実現が今求められています。

これまで、本市では、２市１町で構成する天草地域自立支援協議会を中心に、市の体制づくりを進めてきました。共生社会を実現していくためには、関係者が目指すべき姿を共有し、それに向け

て各々が役割を果たしていくことが必要です。第６期障がい福祉計画および第２期障がい児福祉計画の期間においては、特に、「障がい者相談支援事業所の機能強化による相談体制の充実」および「地域課題を集約し、共有・検討する体制整備」など、共生社会の実現に向けた基盤づくりに重点をおいて、本市は取り組んでいきます。

２．計画の位置づけと他計画との整合調和

本市は、平成２７年に策定した第２次天草市総合計画（以下「総合計画」という。）において基本構想の１つとして「安らぎのある快適なまち」を定めました。また、基本計画において、「生き生きと暮らせ共に支え合うまちづくり」を基本方針と定め、令和元年度に後期基本計画を策定しました。

本計画は、総合計画および保健・医療・福祉部門を総括する天草市地域福祉計画を上位計画として、天草市障がい者計画、天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画等の本市の各分野別計画、さらには熊本県障がい者計画・熊本県障がい福祉計画および熊本県障がい児福祉計画といった障がい福祉に関する他の計画との整合・調和を図りながら、障がい福祉施策に関する分野別実施計画として策定するものです。

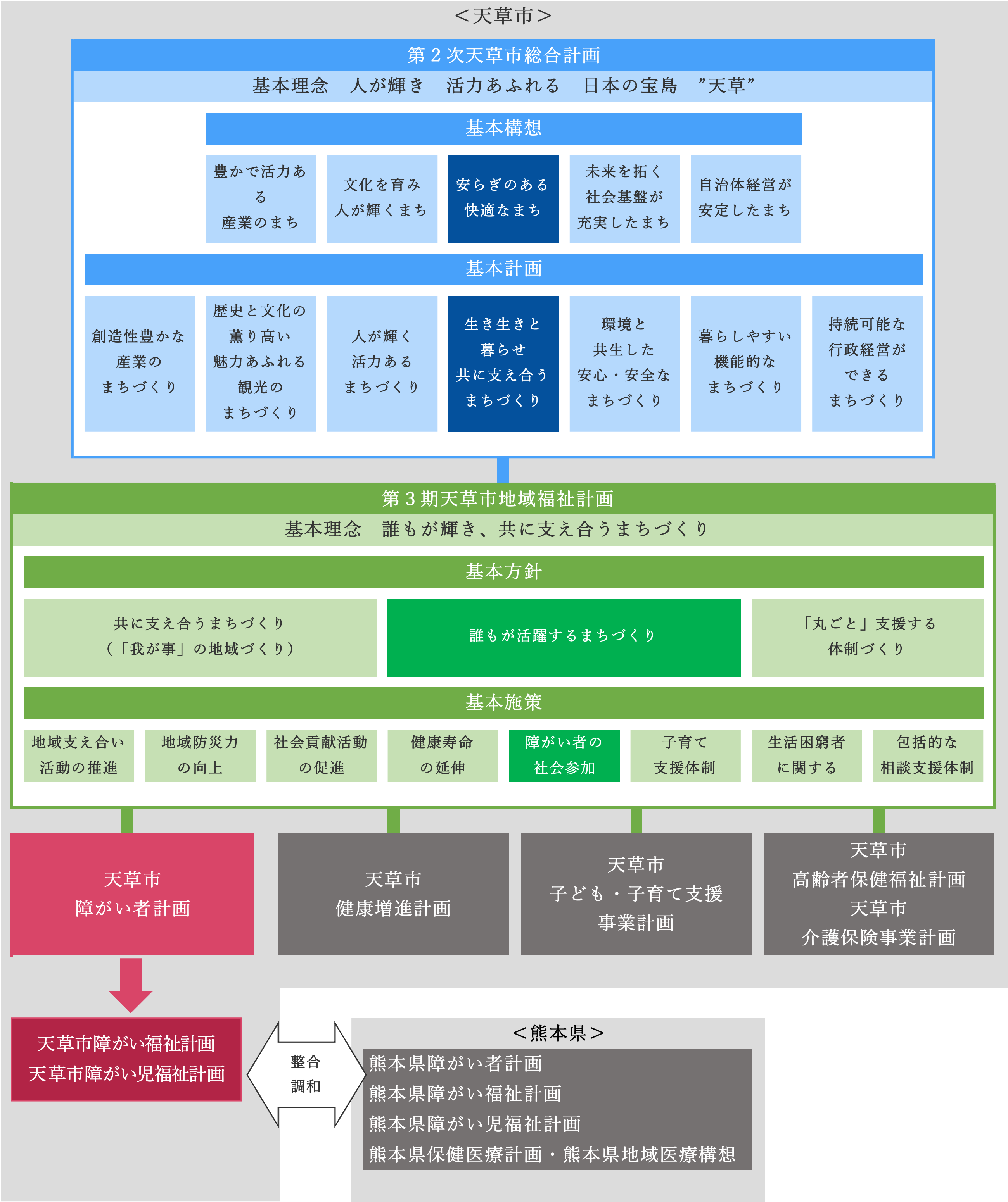

図 1　計画の位置づけと他の計画との関係

３．法令等の根拠

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第８７条第１項および児童福祉法第３３条の１９の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。市町村障がい福祉計画および市町村障がい児福祉計画は、この基本指針に即して作成するものです。

障害者総合支援法　第８７条　第１項　（基本指針）

- 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

障害者総合支援法　第８８条　第１項　（市町村障害福祉計画）

- 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

児童福祉法　第３３条の１９　（基本指針）

- 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

児童福祉法　第３３条の２０　（市町村障害児福祉計画）

- 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

４．計画の期間

本計画の期間は、基本指針に基づき、令和３年度から令和５年度までの３年間とします。

年度	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 01	R 02	R 03	R 04	R 05
障がい者計画	第１期						第２期						第３期					
障がい福祉計画	第１期			第２期			第３期			第４期			第５期			第６期		
障がい児福祉計画													第１期			第２期		

第２節　計画の策定体制

１．計画作成委員会等の開催

基本指針において、障がい福祉計画等を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障がい者等をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要であるとされています。

この場合において、障害者総合支援法第８８条第９項及び児童福祉法第３３条の２０第９項においては、協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされています。また、障害者総合支援法第８８条第１０項および児童福祉法第３３条の２０第１０項においては、障害者基本法第３６条第４項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされています。

よって、本市では、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、住民の代表者からなる「天草地域自立支援協議会（天草圏域の会議体）」および「天草市地域福祉計画等策定審議会」において、本計画について審議し、関係者の意見を得て地域の実情を踏まえた計画となるように努めています。

２．行政内部における推進体制

障がい福祉計画等の作成に当たっては、介護保険担当部局、子育て支援や母子保健等の児童福祉担当部局、労働担当部局、保健医療担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要とされています。

本市においては、「天草市療育体制会議行政部会」、「天草市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定作業部会」など既存の会議体を活用し、施策の調整や検討を行いました。

３．熊本県および天草圏域の他市町との連携

障がい福祉計画等の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要であるとされています。また、都道府県は、地域の実情に応じた障がい福祉サービス並びに障がい児通所支援及び障がい児入所支援の提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましいとされています。

本市では、「国基本指針と熊本県計画の概要」に示された県の基本的な考え方をもとに計画を作成しています。また、天草圏域の他市町とも、天草地域自立支援協議会の運営会議等の中で連携しながら計画を作成しています。

４．アンケート調査の実施

障がい福祉サービス並びに障がい児通所支援及び障がい児入所支援の必要な量を見込む際は、ニーズを把握するよう努めることが必要であるとされており、地域の実情に応じ、アンケート等によるニーズ調査等を行うことが適当であるとされています。

よって、本市では、本計画の作成に当たって、以下の３つのアンケート調査を行いました。

（１） 福祉に関するアンケート調査

障がい者手帳を所持しているが、障がい福祉サービスを利用していない１８歳以上６５歳未満の方を対象に、今後３年間の障がい福祉サービスの利用意向等を把握すること等を目的に実施しました。

調査対象　１,１２９人（令和２年４月末現在）
有効回答　５４２人（４８．０％）

（２） 子どもの発達支援に関するニーズ調査

健康増進課が実施している発達相談の利用者、通級指導教室や特別支援学級および特別支援学校の在籍者、児童発達支援および放課後等デイサービスを既に利用している児を対象に、障がい児通所支援に関する利用意向等を把握すること等を目的に実施しました。

調査対象	未就学児	１４７人（令和元年９月末現在）
	就学児	５４０人（令和元年９月末現在）
有効回答	未就学児	９３人（６３．３％）
	就学児	４３１人（７９．８％）

（３） 障がい福祉サービス事業所アンケート調査

市内の障がい福祉サービス事業所に勤務している職員を対象に、事業所の立場で今後サービス提供体制を確保していく上で地域課題と感じていることなどを把握することを目的に実施しました。

調査対象　６６７人【３１法人】（令和２年５月末現在）
有効回答　６１人（９．１％）　【２５法人（８０．６％）】

第２章　障がい者（児）を取り巻く現状

第１節　天草市の障がい者（児）の現状

1　障がい者手帳について

障がい者数については、障がい者手帳所持者数が目安となります。本市の人口に占める障がい者手帳所持者の割合は７．７％（令和元年度末現在）で、国の７．４％を上回っている状況です。

人口減少と比例し、障がい者手帳所持者数は減少してきています。（図 2）。

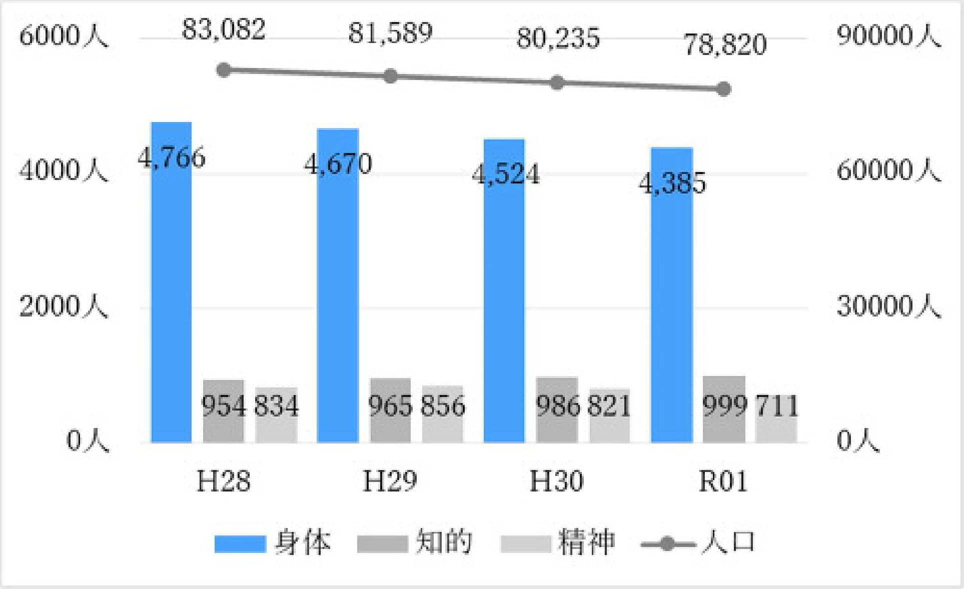

図 2　人口および障がい者手帳所持者数の推移

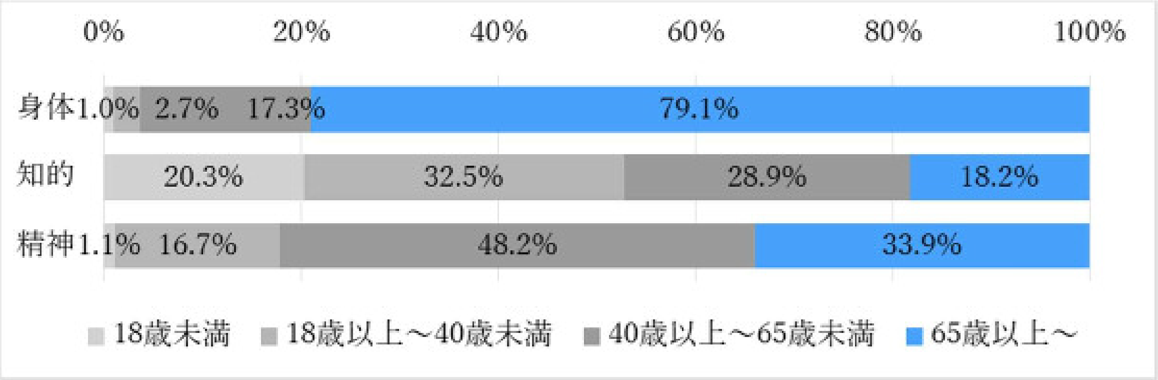

図 3　障がい者手帳所持者の年齢内訳（R０１年度）

（1）身体障がい者（児）

身体障がい者手帳所持者数は減少しています（図 2）。自立支援給付の主な対象者となる６５歳未満の人数は減少しています（図 4）。

表 1　障がい者手帳所持者の年齢内訳（身体）

年度	H28	H29	H30	R01
総数	4,766人	4,670人	4,524人	4,385人
１８歳未満	39人	42人	41人	43人
１８歳以上４０歳未満	120人	116人	119人	117人
４０歳以上６５歳未満	929人	862人	802人	758人
６５歳以上	3,678人	3,650人	3,562人	3,467人

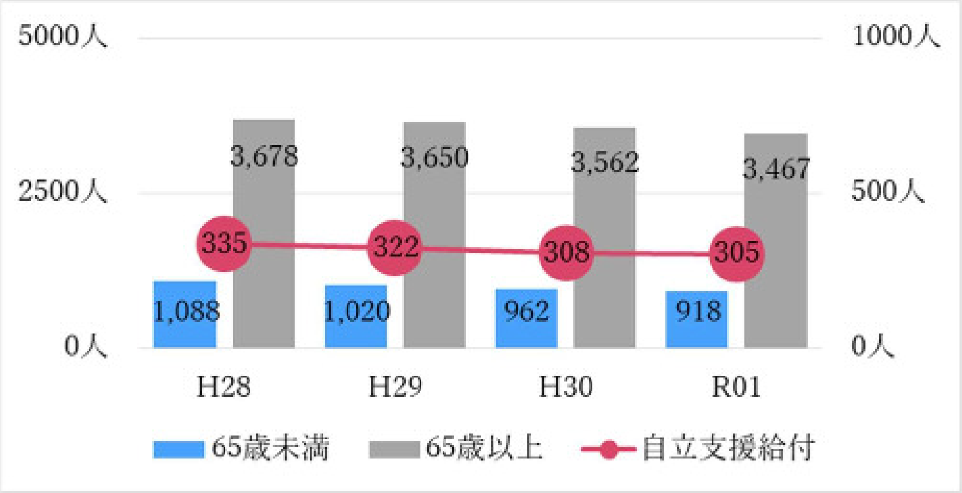

図 4　身体障がい者の手帳所持者と自立支援給付利用者の推移

（2）知的障がい者（児）

療育手帳所持者数は増加しています（図 2）。自立支援給付の主な対象者となる６５歳未満の人数も、自立支援給付の利用者数も増加しています（図 5）。

表 2　障がい者手帳所持者の年齢内訳（知的）

年度		H29	H30	R01
総数	954人	965人	986人	999人
１８歳未満	176人	192人	193人	203人
１８歳以上４０歳未満	307人	305人	321人	325人
４０歳以上６５歳未満	313人	301人	298人	289人
６５歳以上	158人	167人	174人	182人

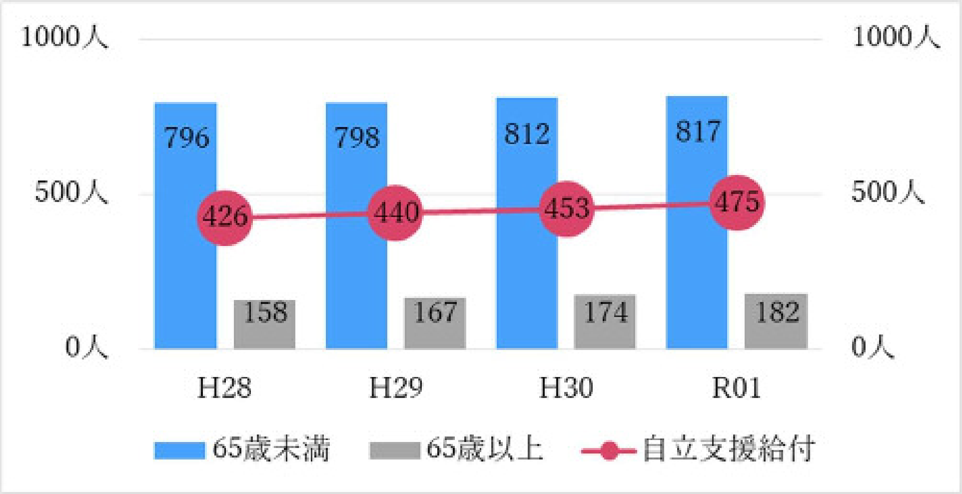

図 5　知的障がい者の手帳所持者と自立支援給付利用者の推移

（3）精神障がい者（児）

精神障がい者保健福祉手帳所持者数も減少しています（図 2）。自立支援給付の主な対象者となる６５歳未満の人数は減少していますが、自立支援給付の利用者数は増加しています（図 6）。

表 3　障がい者手帳所持者の年齢内訳（精神）

年度	H28	H29	H30	R01
総数	834人	856人	821人	711人
１８歳未満	8人	5人	6人	8人
１８歳以上４０歳未満	103人	106人	115人	119人
４０歳以上６５歳未満	430人	441人	405人	343人
６５歳以上	293人	304人	295人	241人

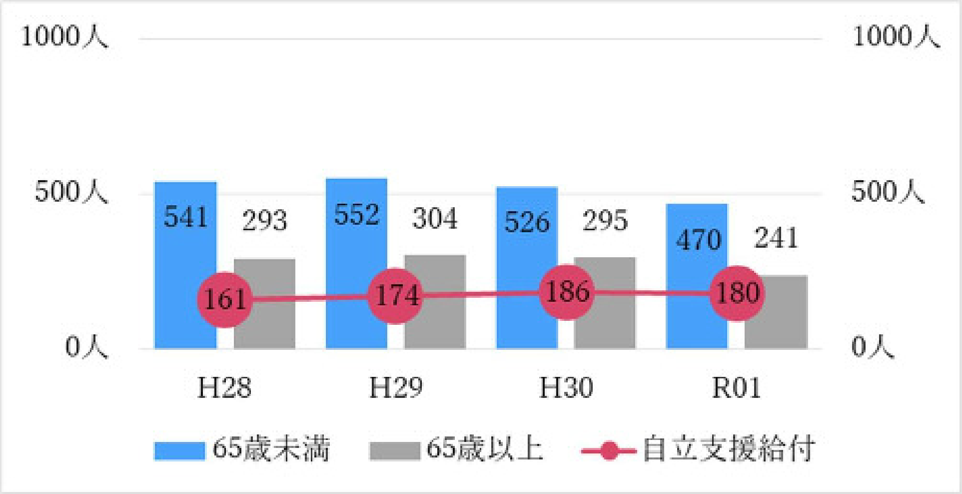

図 6　精神障がい者の手帳所持者と自立支援給付利用者の推移

2　サービス利用状況について

（1）サービスの利用者

障がい福祉サービスと障がい児通所支援の利用者数は年々増加しています。平成３０年９月から令和元年９月の国の伸び率６．１％に対して、本市は４．１％となっており全国と比較すると伸び率は低い状況です（図 7）。サービス利用者の障がい種別をみると、知的障がい者の数が圧倒的に多く伸び続けています（図 8）。

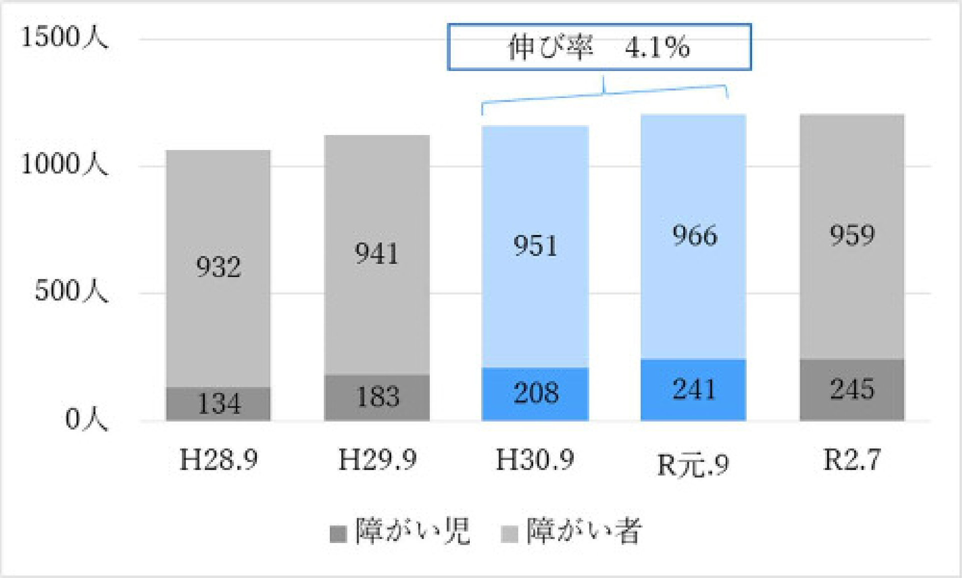

図 7　障がい福祉サービスと障がい児サービスの利用者数の推移

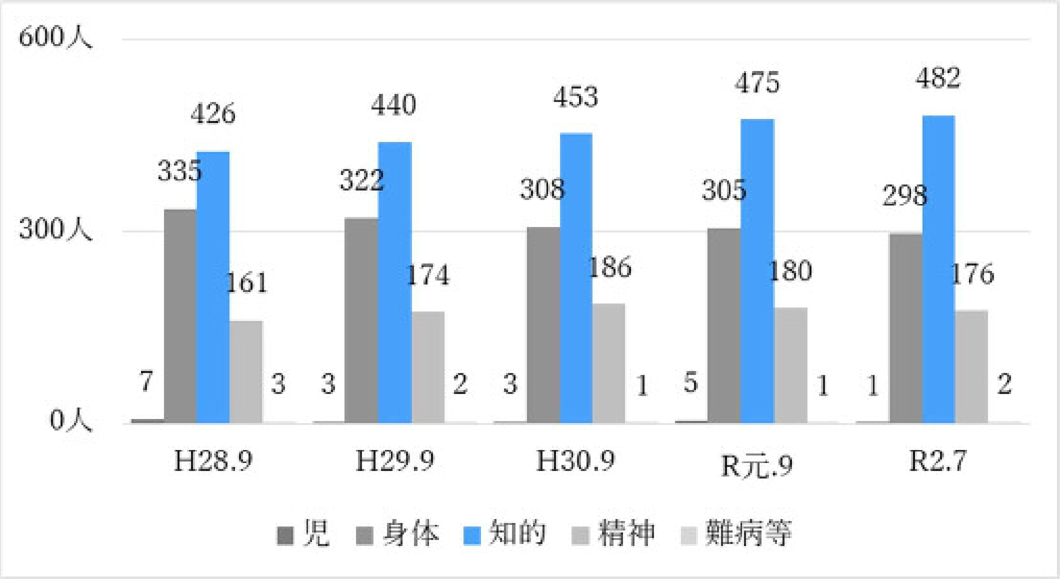

図 8　障がい福祉サービス利用者の障がい種別毎の推移

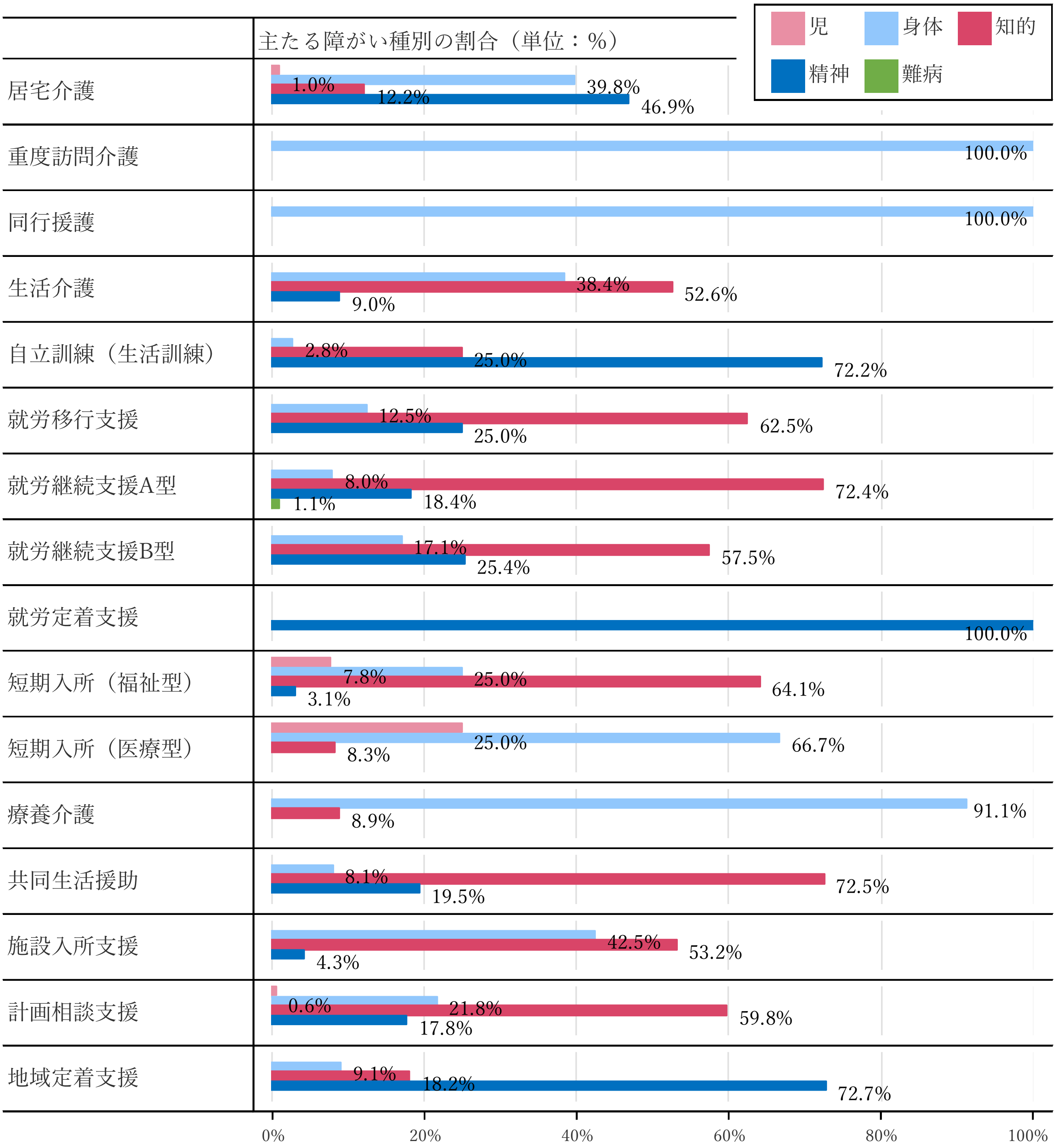

出典：国保連データ支払実績（令和２年３月分）

図 9　サービス利用者の主たる障がい種別

（２）サービス事業所数

障がい福祉サービス及び障がい児通所支援事業所の総数は、平成２９年度末現在１２８件に対し令和２年７月末現在においては１３８件と増加しています。その中で、同行援護、就労移行支援、就労継続支援Ａ型事業の事業所は減少しています（図 10）。

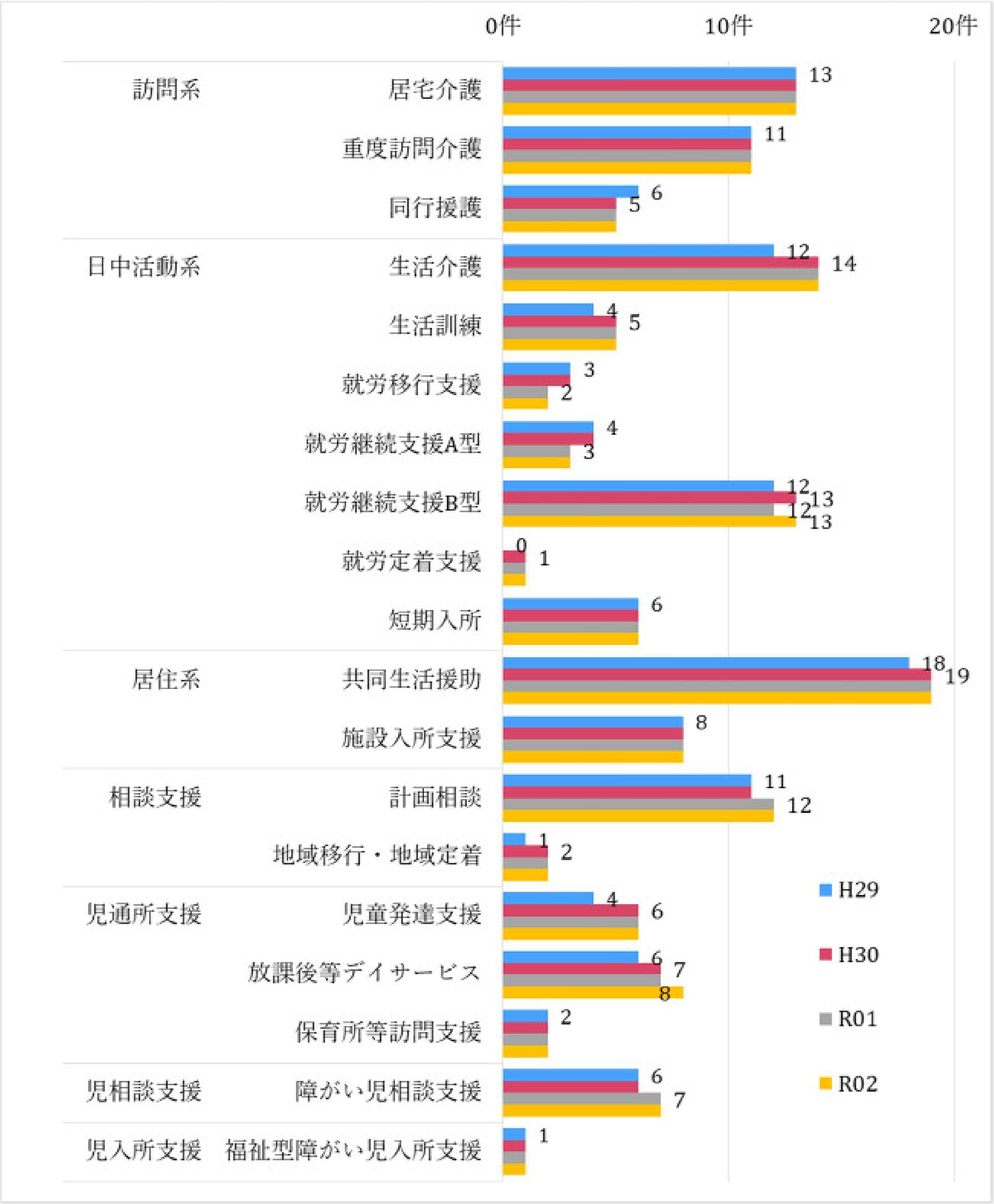

図 10　サービス種別毎の事業所数の推移

（３）障がい福祉サービス等における総費用額および一人当たりの費用月額の推移

障がい福祉費のうち、障がい児サービス及び自立支援給付の占める割合は伸び続けており、全体の８割（令和元年度８３．４％）を超えています。障がい福祉サービスの給付費は利用者数の増加と比例し、毎年度１億円の延びがみられています（図 11）。

１人当たりの給付費をみると、平成３０年度全国で障がい児サービス１０．９万円/月、自立支援給付費２０．９万円/月と比較すると、自立支援給付費については全国より高くなっています（図 12）。

サービス種別では、生活介護に次いで施設入所支援の費用が高くなっており、国の構成比と比較すると施設入所支援については２．６倍と高い状況です（図 13）。

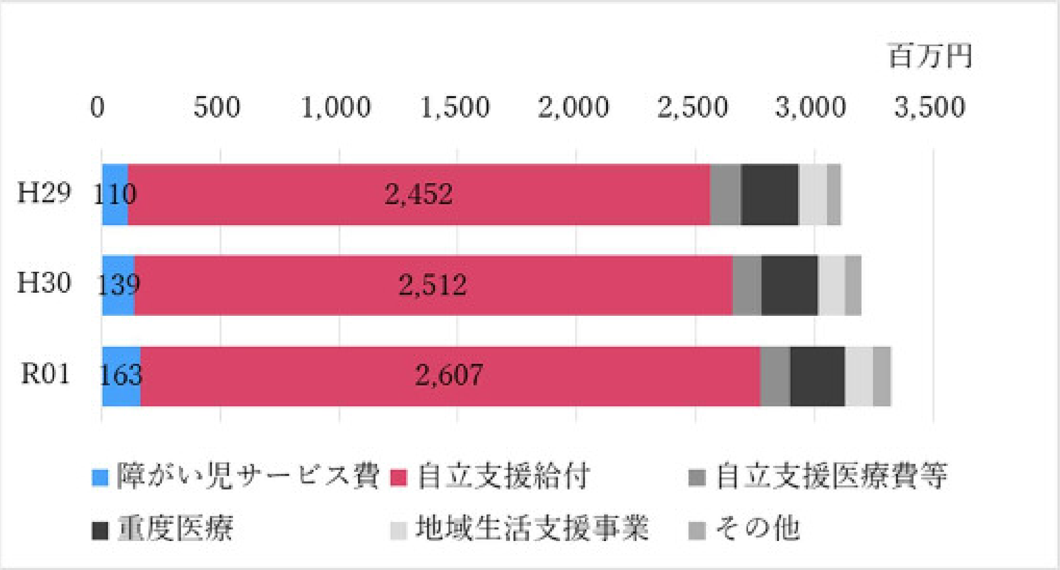

図 11　障がい福祉費総費用額の推移

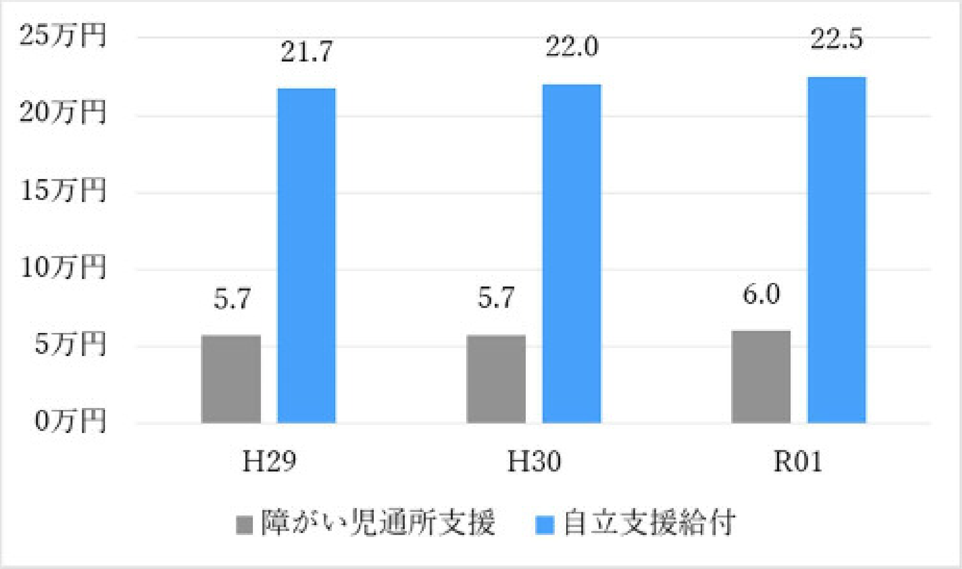

図 12　一人当たりサービス月額費用の推移

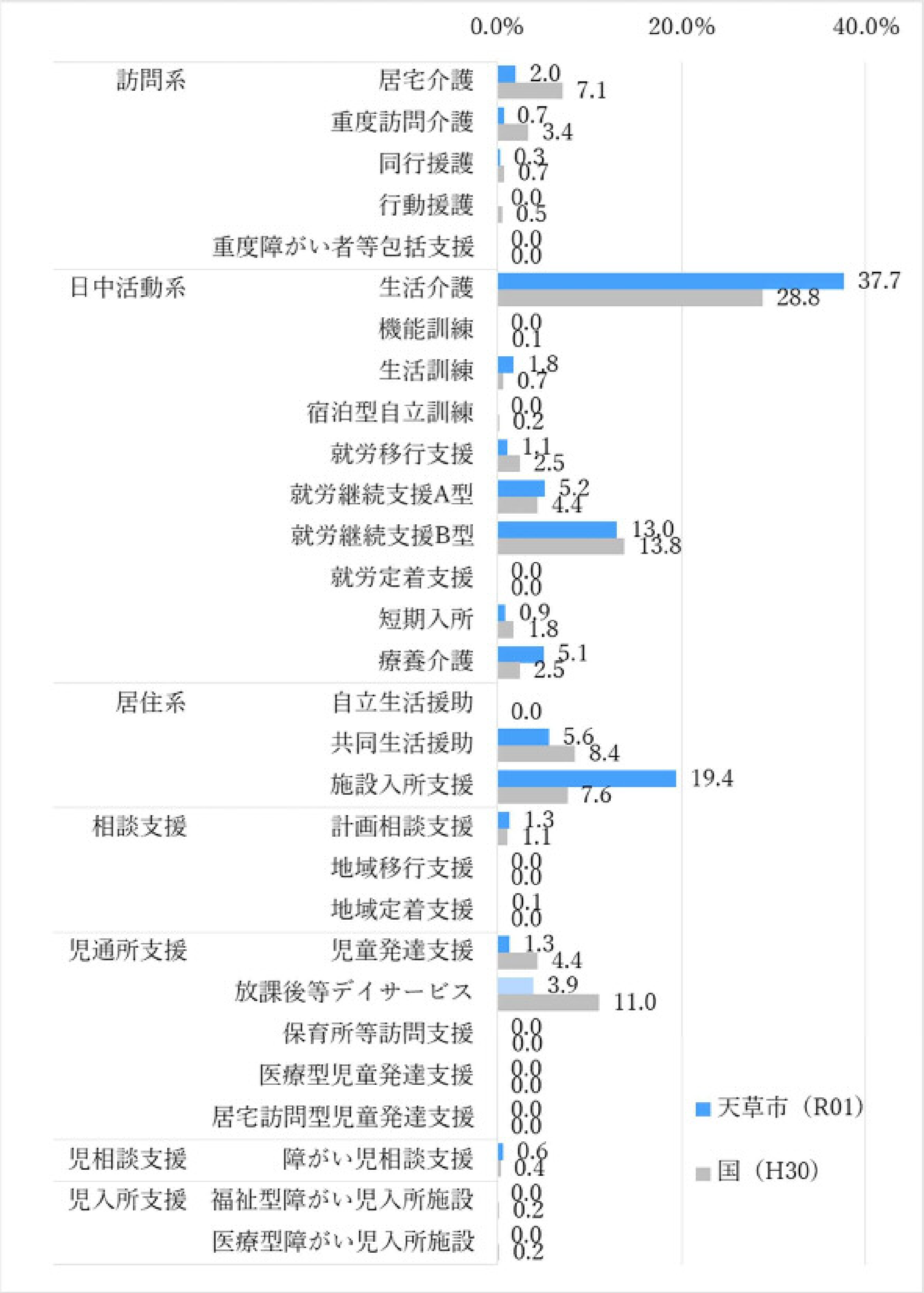

図 13　サービス種別毎の総費用額の構成割合

		給　付　費（単位：千円）	延べ利用者数（単位：人）
介護給付			
居宅介護	H29	52,730	1,146
	H30	56,039	1,154
	R01	54,297	1,225
重度訪問介護	H29	18,227	49
	H30	16,958	48
	R01	19,424	59
同行援護	H29	5,961	243
	H30	7,825	269
	R01	7,612	232
短期入所	H29	24,008	282
	H30	21,448	322
	R01	24,307	378
療養介護	H29	128,931	503
	H30	132,399	507
	R01	140,585	538
生活介護	H29	965,735	5,194
	H30	999,827	5,276
	R01	1,037,521	5,351
施設入所支援	H29	504,120	4,051
	H30	523,282	3,944
	R01	533,666	3,928
補装具	H29	12,556	150
	H30	13,950	156
	R01	15,410	148
訓練等給付			
自立訓練	H29	41,233	324
	H30	43,918	390
	R01	48,702	426
就労移行支援	H29	40,363	278
	H30	38,711	313
	R01	30,260	203
就労継続支援	H29	478,321	3,679
	H30	477,830	3,745
	R01	499,640	3,901
就労定着支援	H29	0	0
	H30	0	0
	R01	717	28
共同生活援助	H29	145,756	1,669
	H30	145,067	1,671
	R01	154,555	1,711
計画相談			
サービス利用計画作成	H29	31,522	1,850
	H30	30,780	1,889
	R01	36,771	2,224
地域移行支援	H29	283	7
	H30	0	0
	R01	0	0
地域定着支援	H29	2,611	94
	H30	2,919	85
	R01	3,173	111
障がい児サービス			
障がい児計画作成	H29	13,141	715
	H30	13,373	713
	R01	17,891	872
児童発達支援	H29	15,354	1,039
	H30	22,052	1,260
	R01	35,494	1,453
放課後等デイサービス	H29	81,652	1,306
	H30	103,237	1,871
	R01	108,137	2,163
保育所等訪問支援	H29	84	7
	H30	220	14
	R01	1,253	43
自立支援医療費			
療養介護介護医療	H29	34,816	491
	H30	34,842	410
	R01	37,160	521
更生医療	H29	94,859	483
	H30	90,388	497
	R01	81,887	549
育成医療	H29	1,466	29
	H30	1,213	22
	R01	872	26
精神通院医療	H29	－	1,190
	H30	－	1,242
	R01	－	1,288

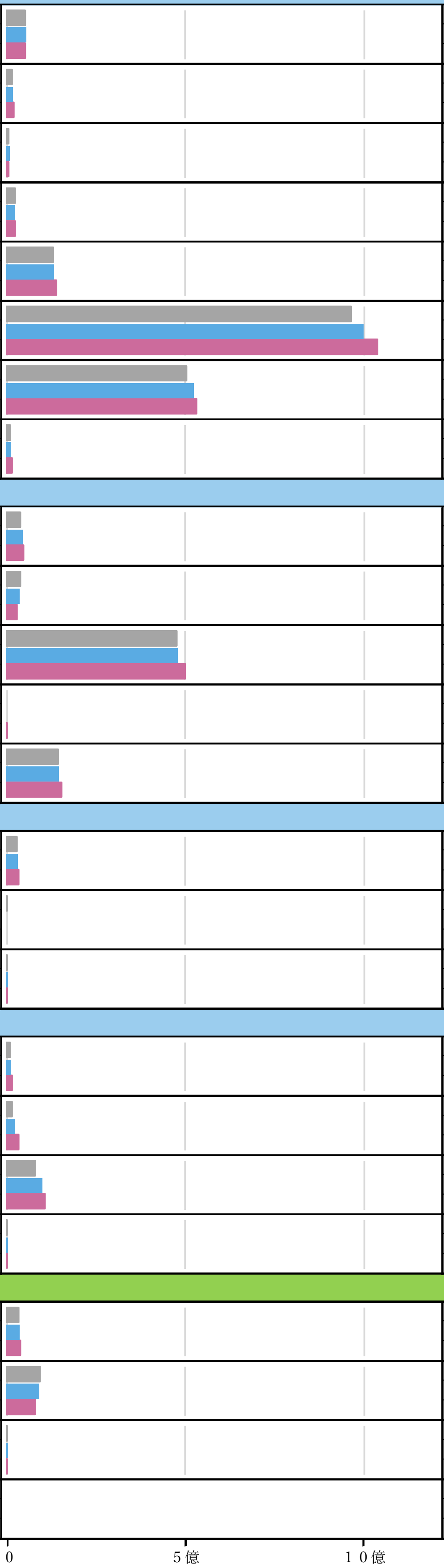

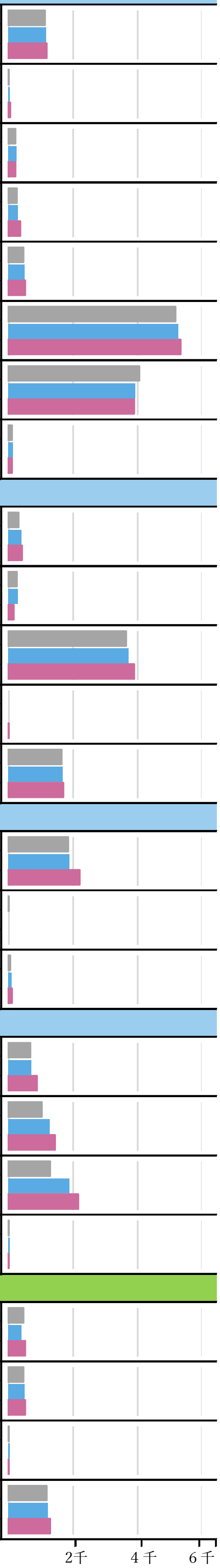

		事　業　費（単位：千円）
地域生活支援事業（必須事業）		
理解促進・普及啓発事業	H29	―
	H30	―
	R01	―
自発的活動支援事業	H29	―
	H30	―
	R01	―
相談支援事業	H29	34,294
	H30	34,294
	R01	34,294
成年後見利用支援事業	H29	―
	H30	5
	R01	57
成年後見法人後見支援事業	H29	―
	H30	―
	R01	―
意思疎通支援事業	H29	1,010
	H30	1,010
	R01	944
日常生活用具給付等事業	H29	0
	H30	18,626
	R01	23,213
手話奉仕員養成研修事業	H29	650
	H30	650
	R01	650
移動支援事業	H29	11,010
	H30	10,884
	R01	9,746
地域活動支援センター事業	H29	20,300
	H30	20,300
	R01	20,300
地域生活支援事業（任意事業）		
日中一時支援事業	H29	9,182
	H30	7,908
	R01	10,753
訪問入浴事業	H29	1,600
	H30	1,290
	R01	2,266
地域安心生活支援体制強化事業	H29	6,228
	H30	6,219
	R01	5,666
巡回支援専門員整備事業	H29	―
	H30	8,057
	R01	8,057
自動車運転免許取得・改造助成事業	H29	388
	H30	300
	R01	600
国事業		
特別障がい者手当等	H29	25,566
	H30	24,753
	R01	24,486
県事業		
難聴児補聴器給付事業	H29	242
	H30	405
	R01	45
重度心身障がい者医療費	H29	242,169
	H30	234,045
	R01	232,120
重度心身障がい者住宅改造助成事業	H29	0
	H30	1,729
	R01	1,617
在宅障がい者福祉サービス施設通所等支援事業	H29	779
	H30	931
	R01	951
市事業		
人工内耳用音声信号処理装置給付事業	H29	950
	H30	0
	R01	543
在宅障がい者介護手当	H29	5,300
	H30	5,500
	R01	5,100

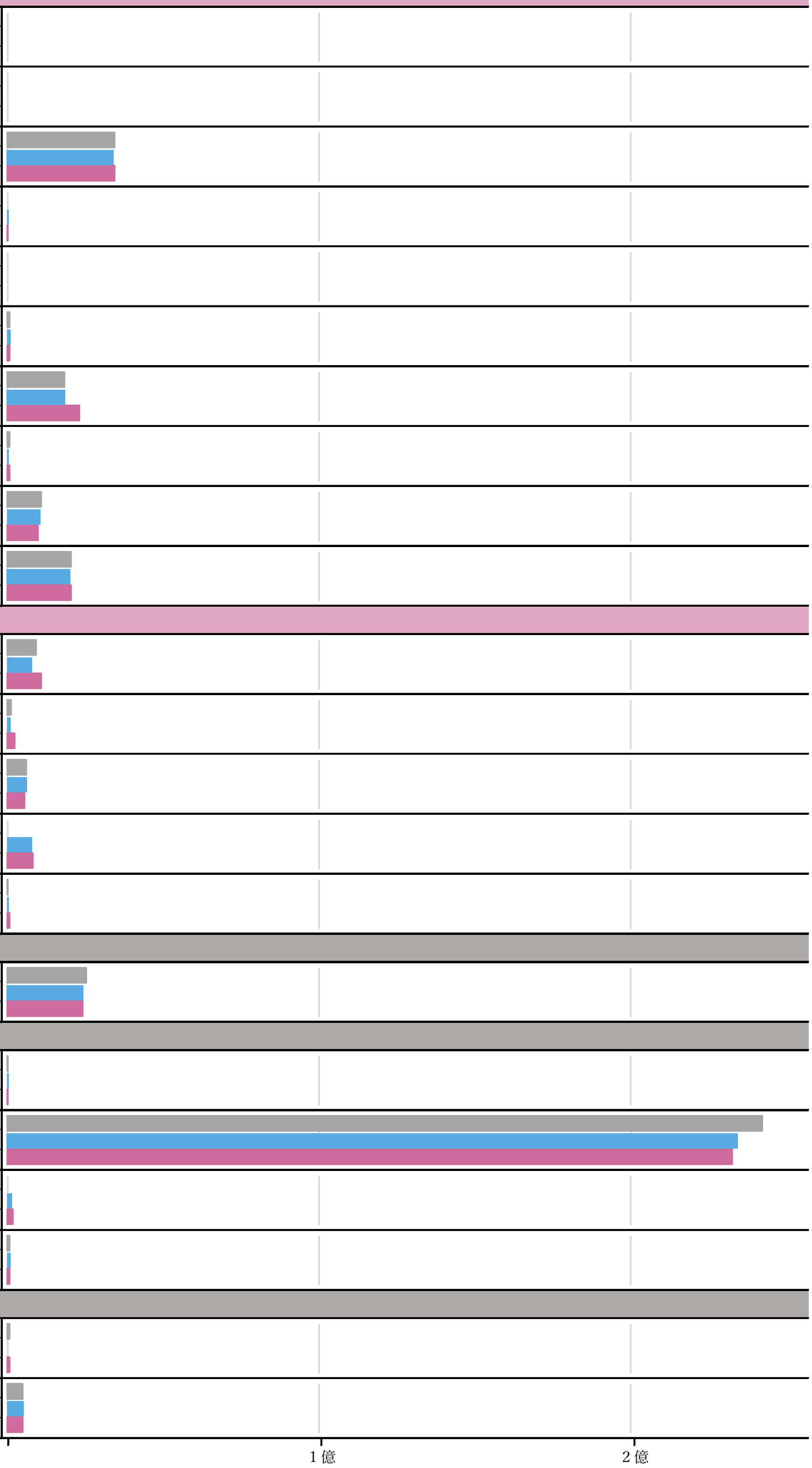

出典：総合福祉WEL＋

図 14　サービス及び事業の費用額および延べ利用者数の推移

第２節　地域別の現状

今後、共生社会を実現していく上では、地域の方が障がい児者への理解を深め、インフォーマルサービスなど多様な社会資源を開発していくなど、地域づくりが重要です。障がい福祉分野では地域障がい相談支援センターを中心とし、市内を表 4 のように４地区に分けて地域づくりを進めていきます。なお、地区を考えるに当たっては地域包括支援センターの管轄地区も考慮しました。

地区別の人口、手帳所持者数、サービス利用者数及び事業所数は、表 4・表 5 のとおりです。

表 4　地区別の人口・障がい者手帳所持者数・サービス利用者数等

地区名	総人口（人）			障がい者手帳所持者数（人）				障がい福祉サービス利用者数（人）				障がい児通所支援利用者数（人）
		18歳未満	65歳以上		身体	知的	精神		区分なし	区分１～３	区分４～６	
本渡北	10,983	2,382	2,713	549	375	103	71	98	45	17	36	59
佐伊津	3,197	466	1,166	222	152	31	39	20	9	4	7	19
五和	7,691	819	3,572	628	468	84	76	51	27	7	17	12
天草北	21,871	3,667	7,451	1,399	995	218	186	169	81	28	60	90
	―	16.8%	34.1%	6.4%	―	―	―	12.1%	47.9%	16.6%	35.5%	2.5%
本渡南	8,093	1,342	2,744	471	328	71	72	69	31	21	17	39
本渡稜南	8,342	1,470	2,527	481	349	77	55	76	50	7	19	33
本町	1,708	207	685	164	78	68	18	23	9	6	8	7
新和	2,887	281	1,355	249	199	25	25	35	21	4	10	5
天草南	21,030	3,300	7,311	1,365	954	241	170	203	111	38	54	84
	―	15.7%	34.8%	6.5%	―	―	―	14.9%	54.7%	18.7%	26.6%	2.5%
本渡東	4,464	667	1,735	310	208	60	42	44	23	9	12	21
有明	4,688	505	2,155	366	293	42	31	34	19	7	8	13
栖本	2,096	239	980	157	124	18	15	16	11	1	4	1
倉岳	2,721	289	1,318	229	181	25	23	22	11	2	9	11
御所浦	2,675	253	1,376	215	163	24	28	14	5	4	5	4
天草東	16,644	1,953	7,564	1,277	969	169	139	130	69	23	38	50
	―	11.7%	45.4%	7.7%	―	―	―	10.2%	53.1%	17.7%	29.2%	2.6%
牛深	12,064	1,177	5,724	1,106	866	129	111	105	59	21	25	37
天草	2,898	232	1,470	235	178	32	25	15	9	1	5	5
河浦	4,197	422	2,021	413	299	47	67	29	14	8	7	16
天草西	19,159	1,831	9,215	1,754	1,343	208	203	149	82	30	37	58
	―	9.6%	48.1%	9.2%	―	―	―	8.5%	55.0%	20.1%	24.8%	3.2%

出典：住民基本台帳および総合福祉WEL+（令和元年度末現在）
（注）18歳未満および65歳以上人口の下部に記載した割合は総人口に対する割合
（注）障がい者手帳所持者数の下部に記載した割合は総人口に対する割合
（注）障がい福祉サービス利用者数は施設入所支援利用者数を除いた数
（注）障がい福祉サービス利用者数の下部に記載した割合は障がい手帳所持者数に対する割合
（注）区分なし、区分1～3、区分4～6の下部に記載した割合は障がい福祉サービス利用者数に対する割合
（注）障がい児通所支援利用者数の下部に記載した割合は18歳未満人口に対する割合

表 5　地区別サービス事業所一覧

地区	相談支援			訪問系			日中活動系							居住系		障がい児通所支援			障がい児入所支援	その他		
	特定相談支援	障がい児相談支援	一般相談支援	居宅介護	同行援護	重度訪問介護	生活介護	短期入所	生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	施設入所支援	共同生活援助	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援		日中一時支援	移動支援	地域活動支援センター
	か所	か所	か所	か所	か所	か所	人	人	人	人	人	人	か所	人	人	人	人	か所	人	か所	か所	人
本渡北	1			4	2	2	120	4		6		40		120	23		10	1		1	2	20
佐伊津	1						21		10		30	26			10							
五和	1			1		1	50	2						50	21					1	1	
天草北	3	0	0	5	2	3	191	6	10	6	30	66	0	170	54	0	10	1	0	2	3	20
本渡南	3	2		1	1	1	34					72			13	35	45	1		2	2	
本渡稜南						1					16	40				10	10					
本町	3	2					245	10	6					220	47				40	2		
新和				1	1	1			6			30			19							
天草南	6	4	0	2	2	3	279	10	12	0	16	142	0	220	79	45	55	1	40	4	2	0
本渡東																						
有明				1		1						20			11							
栖本											20	10										
倉岳	1	1	1	1		1	10		14	6			1		5							
御所浦				1																		
天草東	1	1	1	3	0	2	10	0	14	6	20	30	1	0	16	0	0	0	0	0	0	0
牛深	1	2		1	1	1	60	2				40		60		20	20			1	1	
天草				1	1	1															1	10
河浦	1	1	1	1		1	14		10								10				1	15
天草西	2	3	1	3	2	3	74	2	10	0	0	40	0	60	0	20	30	0	0	1	3	25
計	12	8	2	13	6	11	554	18	46	12	66	278	1	450	149	65	95	2	40	7	8	45

出典：熊本県ホームページ
　　　障がい福祉サービス等事業者・障がい児通所支援及び障がい児入所施設一覧（令和３年１月１日現在）

1　天草北地区（本渡北・佐伊津・五和）

表 6　天草北地区の概要

地区名	本渡北	佐伊津	五和	天草北	
面積(k㎡)	7.2	6.9	50.1	64.2	
総人口（人）	10,983	3,197	7,691	21,871	
１８歳未満人口（人）【率】	2,382	466	819	3,667	【16.8%】
６５歳以上人口（人）【率】	2,713	1,166	3,572	7,451	【34.1%】
障がい者手帳所持者数（人）【率】	549	222	628	1,399	【6.4%】
身体(人)	375	152	468	995	―
知的（人）	103	31	84	218	―
精神（人）	71	39	76	186	―
障がい福祉サービス利用者数（人）【率】	98	20	51	169	【12.1%】
区分なし（人）【率】	45	9	27	81	【47.9%】
区分１～３（人）【率】	17	4	7	28	【16.6%】
区分４～６(人)【率】	36	7	17	60	【35.5%】
障がい児通所支援利用者数（人）【率】	59	19	12	90	【2.5%】

【地区の特徴】

- 総人口が最も多い地区です。天草南地区と同様に１８歳未満人口が多い地区です。
- 障がい者手帳所持者数も、天草南地区と大差はありません。
- 天草南地区と比較すると、障がい福祉サービスの利用率は低い傾向にあります。
- 障がい支援区分では、区分なしの方が少なく、区分４～６の方が多いのが特徴です。
- 障がい児通所支援利用者数が最も多い地域です。障がい児通所支援の利用率については、天草南地区や天草東地区と大差ありません。

2　天草南地区（本渡南・本渡稜南・本町・新和）

表 7　天草南地区の概要

地区名	本渡南	本渡稜南	本町	新和	天草南	
面積(k㎡)	14.9	64.8	23.7	55.2	158.6	
総人口（人）	8,093	8,342	1,708	2,887	21,030	
１８歳未満人口（人）【率】	1,342	1,470	207	281	3,300	【15.7%】
６５歳以上人口（人）【率】	2,744	2,527	685	1,355	7,311	【34.8%】
障がい者手帳所持者数（人）【率】	471	481	164	249	1,365	【6.5%】
身体(人)	328	349	78	199	954	—
知的（人）	71	77	68	25	241	—
精神（人）	72	55	18	25	170	—
障がい福祉サービス利用者数（人）【率】	69	76	23	35	203	【14.9%】
区分なし（人）【率】	31	50	9	21	111	【54.7%】
区分１～３（人）【率】	21	7	6	4	38	【18.7%】
区分４～６(人)【率】	17	19	8	10	54	【26.6%】
障がい児通所支援利用者数（人）【率】	39	33	7	5	84	【2.5%】

【地区の特徴】

- 天草北地区と同様に、総人口、中でも１８歳未満人口が多い地域です。
- 障がい者手帳所持者数も、天草北地区と大差はありません。
- 天草北地区と比較すると、障がい福祉サービスの利用率は高い傾向にあります。
- 障がい福祉サービスの内容としては、障がい支援区分なしの者が他の地区と比較して多く、共同生活援助等の訓練等給付を利用している方が多いのが特徴です。
- 天草北地区についで、障がい通所支援利用者数が多い地域ですが、障がい児通所支援の利用率については、天草北地域や天草東地域と大差ありません。

3　天草東地区（本渡東・有明・栖本・倉岳・御所浦）

表 8　天草東地区の概要

地区名	本渡東	有明	栖本	倉岳	御所浦	天草東	
面積(k㎡)	27.3	59.6	32.9	25.7	20.2	165.7	
総人口（人）	4,464	4,688	2,096	2,721	2,675	16,644	
１８歳未満人口（人）【率】	667	505	239	289	253	1,953	【11.7%】
６５歳以上人口（人）【率】	1,735	2,155	980	1,318	1,376	7,564	【45.4%】
障がい者手帳所持者数（人）【率】	310	366	157	229	215	1,277	【7.7%】
身体(人)	208	293	124	181	163	969	—
知的（人）	60	42	18	25	24	169	—
精神（人）	42	31	15	23	28	139	—
障がい福祉サービス利用者数（人）【率】	44	34	16	22	14	130	【10.2%】
区分なし（人）【率】	23	19	11	11	5	69	【53.1%】
区分１～３（人）【率】	9	7	1	2	4	23	【17.7%】
区分４～６(人)【率】	12	8	4	9	5	38	【29.2%】
障がい児通所支援利用者数（人）【率】	21	13	1	11	4	50	【2.6%】

【地区の特徴】

- 総人口が最も少ない地区で、中でも１８歳未満人口が少ない地区です。
- 高齢者人口は、天草西地区に次いで２番目に多い地区ですが、障がい者手帳所持者は最も少ない地区です。
- 障がい福祉サービスの利用者数も最も少ない地区ですが、同様の傾向を示す天草西地区と比較するとサービス利用率は高い傾向にあります。
- 障がい児通所支援の利用者数も最も少ない地区です。しかし、利用率については、天草北地区や天草南地区と大差はありません。

4　天草西地区（牛深・天草・河浦）

表 9　天草西地区の概要

地区名	牛深	天草	河浦	天草西	
面積(k㎡)	130.5	85.5	119.3	335.3	
総人口（人）	12,064	2,898	4,197	19,159	
１８歳未満人口（人）【率】	1,177	232	422	1,831	【9.6%】
６５歳以上人口（人）【率】	5,724	1,470	2,021	9,215	【48.1%】
障がい者手帳所持者数（人）【率】	1,106	235	413	1,754	【9.2%】
身体(人)	866	178	299	1,343	—
知的（人）	129	32	47	208	—
精神（人）	111	25	67	203	—
障がい福祉サービス利用者数（人）【率】	105	15	29	149	【8.5%】
区分なし（人）【率】	59	9	14	82	【55.0%】
区分１～３（人）【率】	21	1	8	30	【20.1%】
区分４～６(人)【率】	25	5	7	37	【24.8%】
障がい児通所支援利用者数（人）【率】	37	5	16	58	【3.2%】

【地区の特徴】

- 総人口は３番目に多い地区ですが、１８歳未満人口は最も少ない地区です。
- 高齢者人口が最も多い地区で、障がい者手帳所持者数も最も多い地区です。身体障がい者数が他の地区と比較すると多い地区です。
- 障がい福祉サービスの利用者数は２番目に少ない地区で、同様の傾向を示す天草東地区と比較してもサービス利用率が低い地区です。
- 障がい児通所支援の利用率は最も高い地区です。

第３章　計画の基本方針

障がい者分野の基本計画である第３期天草市障がい者計画では、「障がい者の自立と社会参画～安心していきいきと暮らせる地域を目指して～」を基本理念として、地域の体制づくりに取組んでいます。障がい福祉計画は、基本指針に示された基本理念に基づき、障がい者計画の中の「生活支援」に関わる事項の内、障がい福祉サービス等に関する３年間の実施計画として定めます

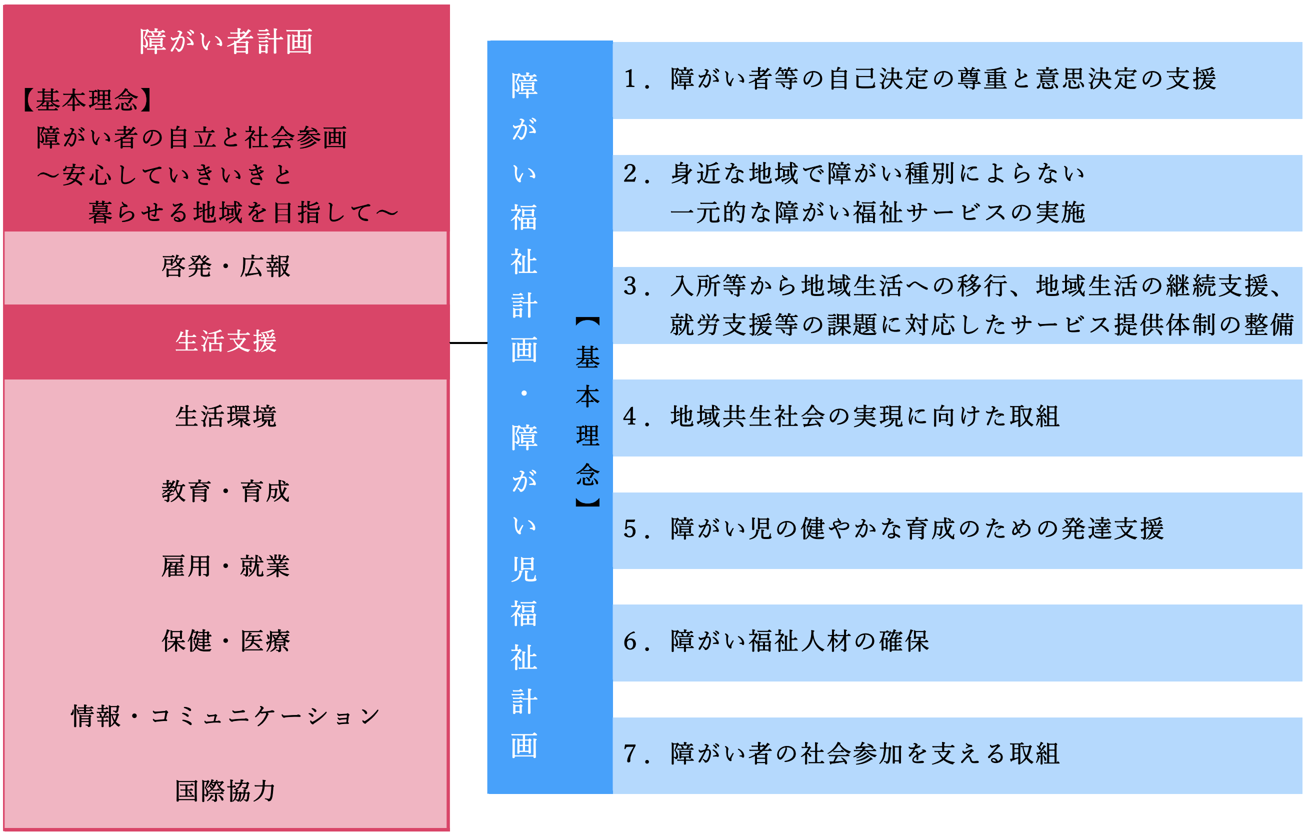

第１節　障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本理念

1　障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2　身近な地域で障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が身近な地域で障がい福祉サービス等を受けることができるよう障がい福祉サービスの提供を実施していきます。また、サービスの地域格差をなくすよう、サービスの充実を図っていきます。

発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、保健所等と連携のもと、必要な情報提供を行う等の取組により、障がい福祉サービスの活用が促されるようにしていきます。

3　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

福祉施設への入所又は病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、地域生活支援の拠点等の機能の充実、さらにはインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの整備を進めます。

また、地域生活支援の拠点等の整備にあわせて、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

さらに、精神科病院等における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4　地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

具体的には、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援。相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援。ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加する

ことのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援を一体的に実施できるよう、新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

５　障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援および障がい児相談支援のサービスを提供していきます。また、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、サービスの地域格差をなくすよう、地域支援体制の構築を図ります。

さらに、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

加えて、医療的ケア児など専門的な支援を要する者に対して、保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

また、障がい児が、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

６　障がい福祉人材の確保

障がい福祉サービス等を担う人材を確保していくため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等について、関係者と連携し取り組んでいきます。

７　障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図るため、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保していきます。

第２節　障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目的

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和５年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等（障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業）及び障がい児通所支援等（障がい児通所支援及び障がい児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

第４章　成果目標と活動指標

「地域生活への移行」や「就労支援」といった共生社会を実現していくための課題に対応したサービス提供体制を確保するため、成果目標と活動指標を設定します。成果目標と活動指標については、年１回は実績を把握し、障がい福祉施策等の動向を踏まえながら、障がい福祉計画等の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは障がい福祉計画等の変更や事業の見直しを行います。

第１節　福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本指針

- **地域生活移行者の増加**
  令和５年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- **施設入所者の削減**
  令和５年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から１．６％以上削減することを基本とする。

注）当該目標値の設定に当たっては、障がい福祉計画で定めた令和２年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和５年度末の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

表 10　第６期成果目標

	第５期 R01	第６期 R05
地域生活移行者数（移行率）		
移行者数（移行率）	13人	20人　(6.1%)
施設入所者削減数（削減率）		
施設入所者数	327人	321人
削減者数（削減率）	10人	6人　(1.8%)

出典：第５期は実績値。実績値は、国保連データ支払実績より令和２年３月分を抽出。

【現状と課題】

本市で、第５期計画期間中に入所施設から地域生活へ移行した者は１３人（施設退所者の２５．５％）で（表 11）、目標（３０人）を達成するのは難しい状況です（表 12）。施設入所者数は、令和２年度３月末現在、平成２８年度末時点より１０人減少しており目標（７人）を達成しています（表 12）。しかし、本市の施設退所者の退所理由は、表 11 のとおり７０．６％が死亡や入院等によるもので、地域生活移行者の増加による施設入所者数の減少ではありません。入所施設から地域生活への移行者数を増加させ、その上で施設入所者数を削減していくことが必要です。

施設入所者の障がい種別では知的障がい者の方が最も多く主たる障がい種別では５３．２％の方が知的障がい者です（図 9）。また、令和元年度末の施設入所者の現状をみると、障がい支援区分が３以下の方が２６人います（表 13）。今後は、地域生活支援拠点等の整備を勧めながら、まずは知的障がい者の方や障がい支援区分が軽度の方が地域で安心して生活できる環境を整えていくことが本市の課題です。

【目標設定に当たっての考え方】

地域生活移行者数について、基本指針に示されたとおりに目標を設定すると、移行率（６％）を乗じて算出した人数（２０人）に令和２年度未達成の人数（１７人）を合わせ３７人となります。

本市は、図 13 にあるように施設入所に係る費用額の割合が、全国と比較しても２．６倍高く、入所施設にめぐまれている地域です。また、本市の施設入所者については、４０歳未満の割合が減少し、４０歳以上６５歳未満の割合が年々上昇しています（図 15）。さらに、障がい支援区分においては、区分６の割合が増加しています（図 16）。施設入所者の高齢化・重度化が進んでおり、入所施設から地域生活への移行者を増加させていくことは難しい状況になってきています。

本計画の策定にともなって実施した事業所ヒアリングでは、今後３年以内に地域生活へ移行する見込み（意思等）のある方は６人でした。障がいの重度化・高齢化が進む中、また家庭の状況等をみても入所に対するニーズは以前として高く、先述した目標値（３７人）は実態にそぐわないと思われます。

よって、本市では先の現状も踏まえ、地域移行に関する目標値は、基本指針に示された移行率（６％）を乗じて算出した人数（２０人）とします。施設入所者については、基本指針に示された削減率（１．６％）を乗じて算出した人数（５．２人）の近似値（６人）を目標とします。

表 11　施設入所者数と施設退所者数の推移

		H29	H30	R01	計	
入所者		17人	11人	13人	41人	
退所者		20人	18人	13人	51人	
地域生活移行者	在宅	2人	1人		3人	
	グループホーム	4人	2人	2人	8人	
	老人ホーム		2人		2人	
	小計	6人	5人	2人	13人	25.5%
その他	死亡・入院	13人	13人	10人	36人	70.6%
	転出	1人		1人	2人	
	小計	14人	13人	11人	38人	74.5%

出典：実績については、国保連データ支払実績より各年度３月分を抽出し、前年度データと比較し算出。

表 12　【参考資料】第４期および第５期成果目標の評価

			第４期 H29	第５期 R01
地域生活移行者数（移行率）				
目標	基本指針	移行率	12.0%	9.0%
	天草市	移行率	3.7%	9.0%
		移行者数	12人	30人
実績	天草市	移行者数	17人	13人
施設入所者削減数（削減率）				
目標	基本指針	削減率	4.0%	2.0%
	天草市	削減率	0.9%	2.1%
		削減者数	3人	7人
実績	天草市	削減者数	-6人	10人

出典：実績については、国保連データ支払実績を抽出。

地域生活移行者数については、

第４期：平成２５年度末から平成２９年度末までに移行した者の数

第５期：平成２８年度末から令和元年度末までに移行した者の数（表２１参照）

施設入所者削減数については、

第４期：平成２６年３月分から平成３０年３月分を減じて算出

第５期：平成２９年３月分から令和２年３月分を減じて算出

表 13　施設入所者の年齢と障がい支援区分

	区分 3 以下	区分 4	区分 5	区分 6	計
40歳未満	2人	7人	14人	21人	44人
40歳以上65歳未満	15人	35人	59人	62人	171人
65歳以上	9人	17人	33人	53人	112人
計	26人	59人	106人	136人	327人

出典：実績については、国保連データ支払実績より令和 2 年 3 月分を抽出。

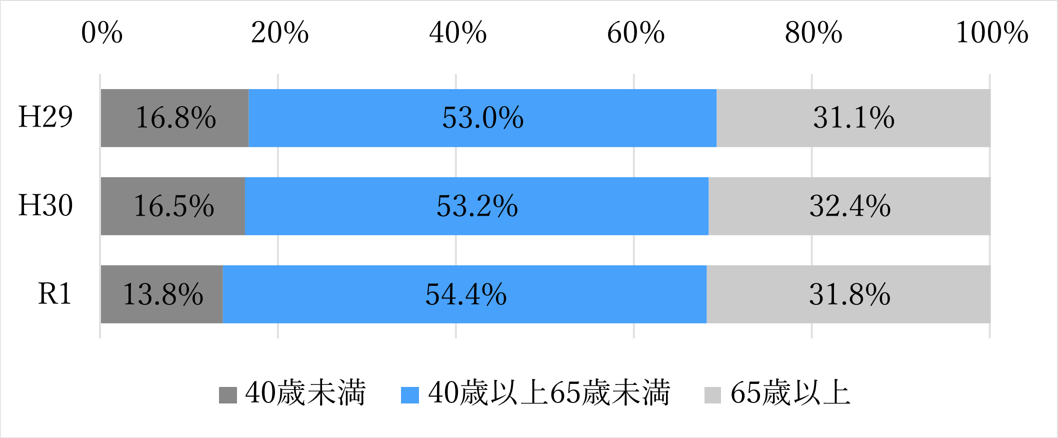

出典：実績値は、国保連データ支払実績より各年度 3 月分を抽出。

図 15　施設入所者の年齢内訳

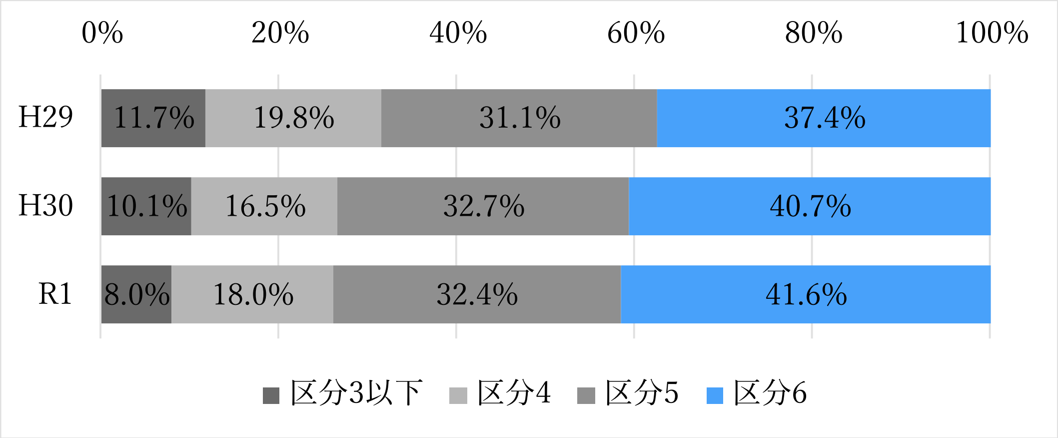

出典：実績値は、国保連データ支払実績より各年度 3 月分を抽出。

図 16　施設入所者の障がい支援区分内訳

第２節　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針

- **保健・医療・福祉関係者による協議の場**
  市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、
  ○協議の場の１年間の開催回数の見込みを設定する。
  ○保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
  ○協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
- **精神障がい者の地域移行支援**
  現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- **精神障がい者の地域定着支援**
  現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- **精神障がい者の共同生活援助**
  現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- **精神障がい者の自立生活援助**
  現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

表 14　第６期活動指標

年度	第５期 R02	第６期 R03	R04	R05
保健・医療・福祉関係者の協議の場				
協議の場の開催回数	圏域で 3回	市で 1回	市で 1回	市で 1回
協議の場への関係者の参加者数	—	10人	10人	10人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	1回	1回	1回
精神障がい者の障がい福祉サービス利用者数				
地域移行支援　利用者数／月	0人	2人	4人	6人
地域定着支援　利用者数／月	8人	14人	21人	28人
共同生活援助　利用者数／月	29人	38人	40人	43人
自立生活援助　利用者数／月	0人	0人	0人	0人

出典：第５期は実績値。障がい福祉サービスの実績値については、国保連データ支払実績より令和２年３月分を抽出。

【現状と課題】

精神障がい児者の支援に関する保健、医療及び福祉関係者の協議の場は、圏域での協議の場として天草保健所が実施主体の天草地域精神保健福祉連絡協議会があります。また、天草地域自立支援協議会の地域生活部会においても精神障がい者の地域生活への移行を進めるための協議等を行ってきました。

しかし、各々の会議体の役割が不明確で、結果として地域課題の解決への取組が進まない状況でした。精神保健福祉法第４１条第１項の規定に基づき定められた「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」にも示されているように、今後は保健所が実施主体の会議体では特に保健、医療の連携について、市が実施主体である会議体では、特に福祉、退院後の地域生活を支援する体制整備について協議すると役割分担した上で、各会議体を運営（地域課題の集約・対策の検討）していくことが必要です。

本市の障がい福祉サービスの利用状況をみると、地域移行支援については、過去３年間で利用実績はありません（表 41）。地域定着支援については、令和元年末の利用状況をみると約７０％が精神障がい者の方です（図 9）。同様に、共同生活援助については、約２０％が精神障がい者の方です（図 9）。自立生活援助については、本市には指定事業所もなく過去の利用実績もありません。

他の障がい種別と比較すると精神障がい者の方の障がい福祉サービスの利用者は少ない状況です（図 9）。精神障がい者の方が必要としている支援体制等について関係者で協議を重ねていくことが必要です。

【目標設定にあたっての考え方】

前計画では圏域単位での設置となっていた協議の場ですが、本計画では市町村ごとの協議の場の設置が求められています。よって、本市では、令和３年度、新たに市独自で保健、医療、福祉関係者等の協議の場を設置します。新たな取組となるため、まずは年１回は会議を開催することを活動指標として設定します。

会議体のメンバーとしては、精神保健福祉会天草地域家族会、市内の精神科病院、保健所、地域障がい相談支援センター（地域生活部会）等の関係機関および行政を当初のメンバーとし、まずは本市の現状の共有と地域課題の整理、天草地域精神保健福祉連絡協議会や自立支援協議会地域生活部会との役割分担の明確化から取り組みます。地域課題が整理されたのちには、必要に応じ新たなメンバーを招集していく予定です。

目標設定および評価の実施回数についても、令和３年度からの新たな取組となるため、まずは年１回実施することを活動指標として設定します。

地域移行支援については、施設から地域生活へ移行する際は、すでに担当の相談支援専門員がいるため、現担当が支援することが想定されると考え、今後３年間の地域移行支援のサービス見込み量はすべて、精神科病院からの退院時の利用を想定して活動指標を設定します。

地域定着支援については、サービス見込み量全体の７０％を精神障がい者の方と見込んで活動指標を設定します。

共同生活援助については、今後、精神障がい者の方の利用者数が増加していくことが望まれるため、サービス見込み量全体の２５％を精神障がい者の方と見込んで活動指標を設定します。

自立生活援助については、事業所もなく利用実績もないためサービス量を見込むことが困難です。よって、本事業についてはサービス量を見込まないこととします。

表 15　【参考資料】第５期成果目標の評価

年度		第５期 R02
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置		
目標	基本指針	圏域可　整備
	天草市	圏域で　整備
実績	天草市	圏域で　整備

第３節　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

基本指針

- **地域生活支援拠点等における機能の充実**
  地域生活支援拠点等について、令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

表 16　第６期成果目標

年度		第５期 R02	第６期 R03	R04	R05
地域生活支援拠点等の整備					
地域生活支援拠点等の設置箇所数	市単独で面的整備型	1か所	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数		―	1回	1回	1回

（注）第５期は実績値。

地域生活支援拠点等の整備とは、障がいがあっても自ら選んだ場所で暮らしていけるよう、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。地域生活支援拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する地域生活への移行支援、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を強化する必要があります。

表 17　【参考資料】第４期および第５期成果目標の評価

年度		第４期 H29	第５期 R02
地域生活支援拠点等の機能の充実			
目標	基本指針	圏域可 1か所	圏域可 1か所
	天草市	圏域で 整備	圏域で 整備
実績	天草市	未整備	市で 1か所

具体的には、以下のような居住支援のための５つの機能を整備していきます。

【居住支援のための５つ機能と天草市の提供体制】

①　相談　　対応先：地域定着支援事業所・地域障がい相談支援センター

- 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、地域定着支援を活用して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

②　地域の体制づくり　　対応先：地域障がい相談支援センター

- コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

③　緊急時の受け入れ・対応　　対応先：短期入所事業所・地域障がい相談支援センター

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

④　体験の機会・場の確保　　対応先：共同生活援助事業所・地域障がい相談支援センター

- 地域移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や１人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

⑤　専門的人材の確保・養成　　対応先：自立支援協議会

- 医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した 障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

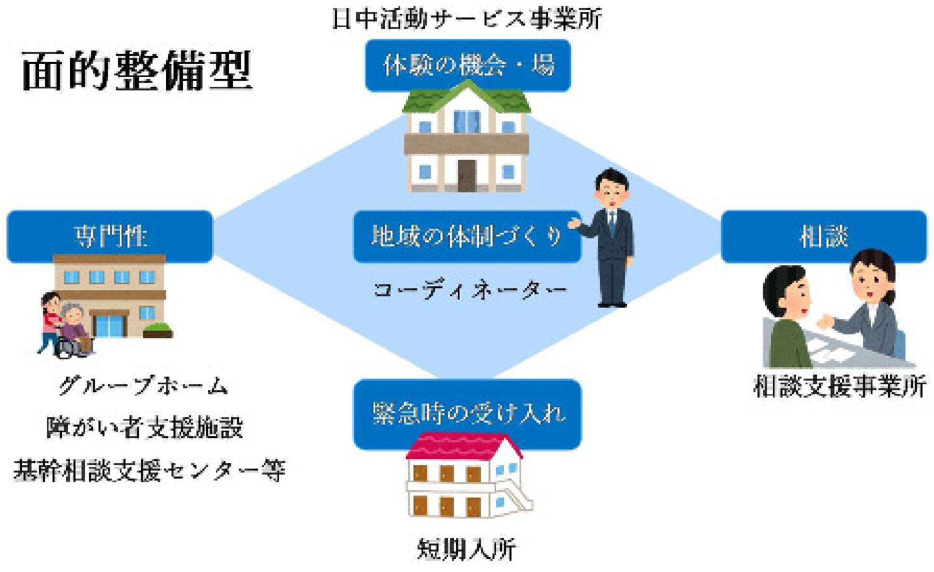

図 17　天草市の地域生活支援拠点等の整備手法

【現状と課題】

令和２年度に２市１町で「地域生活支援拠点等の整備に関わる区域」について話し合いを実施しました。その結果、市町ごとに地域課題も異なることから、各市町の地域課題に応じた体制を整備していくため、地域生活支援拠点等については各市町単位で整備することとなりました。

本市では、令和２年１１月の天草地域自立支援協議会において「面的整備型（建物としての拠点は置かず、既存の障がい福祉サービス事業所等の関係機関が連携して体制を整備）」で地域生活支援拠点等を整備し、令和３年度以降、さらにその機能を充実させていくことで了承されました。

令和３年度から、市内４か所の地域障がい相談支援センターに、コーディネーターを配置することで、本市には地域生活支援拠点等に必要とされる５つの機能のサービス提供体制は形の上では揃うことになります。今後、本市が地域生活支援拠点等の機能を充実させていくために必要なことは、まずは関係者に対し地域生活移行に向けた普及啓発を行っていくこと、その上で地域生活移行を進めるために過不足する体制について共有・検討していくことです。

【目標設定に当たっての考え方】

地域生活支援拠点等の機能を充実させていたくため、本市では令和３年度から天草地域自立支援協議会と連携しながら、市単独の課題についても検討を進めていきます。具体的には、市内４か所の地域障がい相談支援センターと各障がい福祉サービス種別ごとの代表者からなる会議体を設置し、地域生活支援拠点等の機能の充実に関することを含め市独自の地域課題について共有・対策の検討をしていきます。開催回数については、新たな取組となるため、まずは最低年１回開催することを活動指標として設定します。その中で、本市では、居住支援のための５つの機能のうち、特に体制整備の基盤となる「①相談」と「②地域づくり」を最優先課題と考え、特に今期力をいれて取り組みます。

第４節　福祉施設から一般就労への移行等

基本指針

- **福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加**
  福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和５年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の１．２７倍以上とすることを基本とする。 この際、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業及び就労継続支援Ｂ型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和５年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。具体的には、就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の１．３倍以上とすることを基本とする。就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね１．２６倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね１．２３倍以上を目指すこととする。
- **就労定着率の増加**
  就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを基本とする。

注）当該目標値の設定に当たっては、障がい福祉計画で定めた令和２年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和５年度末の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

表 18　第６期成果目標

年度		第５期 R01	第６期 R05
一般就労への移行者数（率）			
全体	移行者数（率）	10人	13人　(1.30倍)
就労移行支援	移行者数（率）	7人	10人　(1.43倍)
就労継続支援A型	移行者数（率）	2人	2人　(1.00倍)
就労継続支援B型	移行者数（率）	1人	1人　(1.00倍)
就労定着支援事業の利用者数（率）			
利用者数（率）		−	9人　(7割)
就労定着支援事業所毎の就労定着率			
就労定着率８割以上の事業所割合		−	7割

出典：第５期は実績値。実績値は、各事業所からのヒアリング調査結果。

【現状と課題】

本市では、令和元年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者は１０人で、その人数は横這いです（図 18）。また、就労移行支援事業の利用者数は、令和２年度の月平均利用者数（７月まで）は１３人で年々減少しています（図 19）。令和元年度に就労移行支援事業所が１か所閉鎖しており、令和２年度にさらなる伸びを期待することは難しく、一般就労への移行者数の目標（１５人）および就労移行支援事業の利用者数の目標（２９人）については達成が見込めない状況です（表 19）。

就労移行支援事業所ごとの一般就労への移行率は、令和元年度においては、いずれの事業所も目標とする就労移行率（３割）を超えており、目標（５割）を達成しています（表 19）。就労定着支援についても、支援開始１年後の職場定着率は令和元年度１０割で目標（８割）を達成しています（表 19）。

事業所単位でみると、就労移行支援事業からの就労移行率も就労定着支援事業の職場定着率も目標を達成しています。しかし、市全体でみると福祉施設からの一般就労への移行者数など目標に達しておらず、その理由としては就労移行支援事業所の不足が考えられます。また、就労定着支援事業所についても本市には１か所しかなく不足しています。

本計画の策定に伴って実施した事業所ヒアリングにおいては、利用者自身の一般就労への意欲を高めていくことの困難さ、また、実際に就労移行支援事業所等を通じて一般就労しても再び就労継続支援事業に戻ってくる方も多く一般就労後のフォロー体制が不足していること、また一般就労ができる企業開拓が必要という声も聞かれました。

今後、福祉施設等から一般就労への移行を進めていく上では、就労移行支援や就労定着支援事業所を増やしていくことと、同時に利用者の一般就労への意欲を高めていくこと、さらに就業・生活支援センターやハローワークも含めた情報共有の場の設置など関係機関の連携強化のもと就労支援に関する地域課題を整理して体制づくりをすすめていくことが本市の課題です。

【目標設定に当たっての考え方】

福祉施設から一般就労への移行者数について、基本指針に示されたとおりに目標を設定すると、増加率（１．２７倍）を乗じて算出した人数（１３人）に令和２年度未達成の人数（５人）を合わせ１８人となります。

しかし、本計画の策定に伴って実施した事業所ヒアリングで、今後３年以内に一般就労へ移行する見込みのある方が、就労移行支援事業所では１６人(５．３人／年)、就労継続支援Ａ型事業所では３人（１．０人／年）、就労継続支援Ｂ型事業所では５人（１．７人／年）という回答でした。本市の就労支援に関する課題も踏まえると、先述した目標値（１８人）は実態にそぐわないものと思われます。

よって、本市では基本指針に示された目標とする増加率（１．２７倍）を乗じて算出した人数（１３人）を全体の目標とした上で、事業の種別ごとに表 18 のとおり目標を設定します。就労定着支援事業所の利用者数及び事業所ごとの就労定着率については基本指針に基づき本市も同様の割合で目標を設定します。

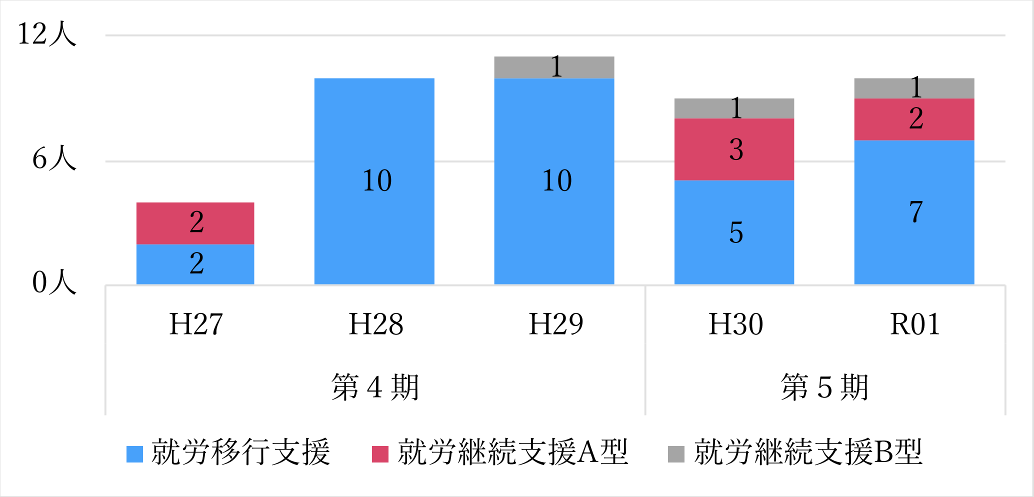

出典：実績については、各事業所からのヒアリング調査結果。

図 18　福祉施設の種別ごとの一般就労への移行者数の推移

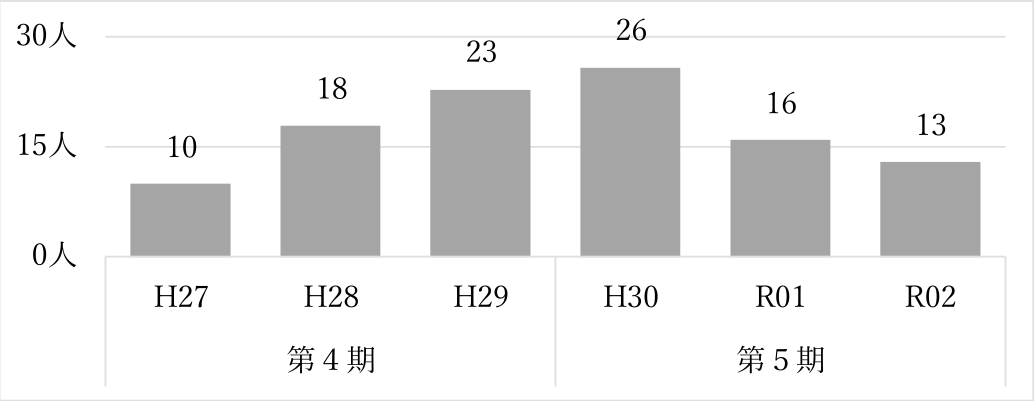

出典：実績については、国保連データ支払実績を抽出。（小数点第１位を四捨五入）
数値については、各年度の平均値。令和２年度は７月までの平均値。

図 19　就労移行支援事業利用者数の推移

表 19　【参考資料】第４期および第５期成果目標の評価

年度			第４期 H29	第５期 R01
一般就労への移行者数（率）				
目標	基本指針	増加率	2.00倍	1.50倍
	天草市	増加率	2.00倍	1.50倍
		移行者数	10人	15人
実績	天草市	移行者数	11人	10人
就労移行支援事業の利用者数				
目標	基本指針	増加率	6.0割	2.0割
	天草市	増加率	15.0割	2.1割
		利用者数	20人	29人
実績	天草市	利用者数	24人	16人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率				
目標	基本指針	就労移行率３割以上事業所割合	5割	5割
	天草市	目標達成事業所割合	―	―
実績	天草市	目標達成事業所割合	10割	10割
就労定着支援事業による支援開始１年後の職場定着率				
目標	基本指針	職場定着率	―	8割
	天草市	職場定着率	―	8割
実績	天草市	職場定着率	―	10割

出典：就労移行支援事業の利用者数の実績値は、国保連データ支払実績より抽出。
第４期：平成３０年３月分。
第５期：令和２年３月分。
その他の実績値は、各事業所からのヒアリング調査結果。

また、本計画においては障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るため、障害者優先調達推進法に基づき作成した市の方針との整合性を図りながら、官公需に係る障がい者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組と一体的に取り組みを進めることが望ましいとされています。

本市の過去の障がい者就労施設等からの物品調達金額の実績および令和２年度の目標は図 20 のとおりで年々増加傾向です。今後は現状維持を目標に、障がい者就労施設等が受注可能な物品の周知等を継続しながら、全庁的に障がい者就労施設等からの優先調達に取組んでいきます。

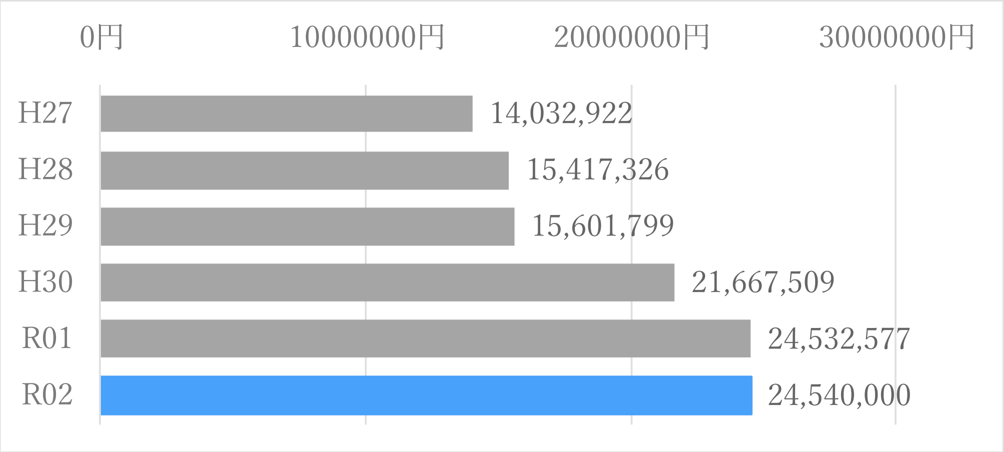

（注）H27からR01年度は実績値。R02年度は目標値。

図 20　天草市の障がい者就労施設等からの調達目標金額

表 20　障がい者就労施設等への委託業務等

製品・業務委託の内容
クリーニング
病院寝具類賃貸借
病院職員被服購入
病院診療材料（浴衣）購入
病院給食材料購入
病院消耗品
病院事業部間文書配送業務
公園管理
小学校敷地除草業務
公衆トイレ清掃業務
ミツバチ撤去業務
アジサイ剪定業務
消耗品（マスク、花苗、うどん、クッキーなど）

第５節　障がい児支援の提供体制の整備等

基本指針

- **重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実**

  令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
  令和５年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

- **主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

  令和５年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

- **医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置**

  令和５年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

表 21　第２期成果目標

	第１期 R02	第２期 R05
児童発達支援センターの設置		
整備数	圏域で　1か所	圏域で 1か所以上
保育所等訪問支援を利用できる体制		
整備数	圏域で　2か所	圏域で　3か所
主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保		
児童発達支援事業所　整備数	圏域で　2か所	圏域で　2か所
放課後等デイサービス事業所　整備数	圏域で　2か所	圏域で　2か所
医療的ケア児支援のための関係者の協議の場の設置		
整備数	0か所	市で　1か所
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置		
整備数	0か所	市で　1か所

（注）第１期は実績値。

表 22　第２期活動指標

年度	第１期 R02	第２期 R03	 R04	 R05
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置				
コーディネーターの配置人数	0人	市で 1人	市で 1人	市で 1人

（注）第１期は実績値。

【現状と課題】

平成３０年度に、社会福祉法人天草市社会福祉協議会が、児童発達支援センターの指定を受けたことで、天草圏域としては児童発達支援センターの整備数は目標を達成しています。児童発達支援センターは、地域の療育体制の拠点であるため、市民にとってわかりやすい場所への移転および環境整備を支援しています。

平成２６年７月１６日に示された「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」の中で、児童発達支援センターにはその専門的機能を活かし、地域で生活している障がい児やその家族からの相談に応じるほか、児童発達支援等の事業所や障がい児を受け入れている保育所等への専門的な支援の実施、人材育成や地域住民が障がい児等に対する理解を深めるための活動を行うなど、地域における障がい児支援の中核施設としての役割が求められています。そのため、児童発達支援センタ

ーは専門的な知識・経験を地域に還元する観点から、保育所等訪問支援および障がい児相談支援の指定を受けることが必要であるとされています。

しかし、本市の児童発達支援センターは、保育所等訪問支援および障がい児相談支援については未指定です。今後は、子どもの発達に関する地域の総合相談窓口として市民の認知度を高めていくこと、また児童発達支援等の事業所の横のつながりをつくる中心機関として、さらには本市に不足している言語聴覚士等のリハビリ職や心理職による支援を提供できる場として、その機能を充実させていくことが課題です。

保育所等訪問支援については、現在２事業所が指定を受けており、設置数としては目標を達成しています。共生社会を実現していくためには、障がいのある子ども達が特別な場で過ごすのではなく、地域の子ども達と一緒に過ごし、そこが安心して過ごせる場になることが重要であると考えます。そのためには、障がいのある子ども達が地域の子ども達と一緒に過ごす場である保育園や学校等での環境整備が重要であると考え、それらを推進するために保育所等訪問支援のさらなる充実が必要であると考えます。

重症心身障がい児が利用できる児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、現在２事業所が指定を受けており、設置数としては目標を達成しています。令和２年１２月３１日現在、本市が把握している１８歳未満の重症心身障がい児は７人（在宅６人）で、これらの方は先の２事業所を利用されています。「市中心部から遠方にお住いの方が利用しづらい」という声も聞きます。今後、医療的ケア児等のニーズ把握を進めていく中で必要性が明確になれば、さらなる体制整備について検討していきます。

令和２年１２月３１日現在、本市が把握している１８歳未満の医療的ケア児は８人（在宅４人）です。サービスの利用状況は様々で、医療に関する訪問看護や訪問リハビリテーションのみ利用している方、医療と合せて児童発達支援や放課後等デイサービス、さらには居宅介護や短期入所を利用している方、施設入所されている方もいます。本市には医療的ケア児について関係者が情報共有する場がなく、医療的ケア児のニーズが十分に把握できていないのが現状です。まずは、医療的ケア児のニーズを把握することが本市の課題です。

【目標設定に当たっての考え方】

現在、本市には児童発達支援センターが１か所ですが、県下で最も面積が広く、また、近年障がい児通所支援の利用者数等が増加していることを考慮すると、さらなる体制の充実が必要です。そのため、児童発達支援センターについては１か所以上を目標とします。その上で、先述した課題解決のため、まずは児童発達支援センターに保育所等訪問支援の指定を受けていただくことを目標として設定します。

重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所については、現状維持を目標とします。

基本指針の中では、医療的ケア児など専門的な支援を要する者が、保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるように、各関連分野が共通理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築が求められています。本市においては、まず医療的ケア児等の現状を把握した上で、子育て世代包括支援センターをはじめ、健康増進課や子育て支援課、さらには教育委員会等と連携しながら体制整備を図ることが必要です。本市における医療的ケア児等に関する協議の場については、今期中の整備を目標とします。医療的ケア児支援のためのコーディネーターについては、地域障がい相談支援センターの中に医療的ケア児の情報等を集約する人材を配置できるよう検討していきます。その上で、福祉に関する資格取得者が多い相談支援専門員と健康増進課や福祉課に所属する医療専門職が連携して支援する体制を整備していきます。

第６節　相談支援体制の充実・強化等

基本指針

•令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、下記の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

- **総合的・専門的な相談支援**
  障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
- **地域の相談支援体制の強化**
  ○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
  ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
  ○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。

【現状と課題】

本市において相談体制の整備は、地域生活支援拠点等の整備においても要となる部分です。本市の相談体制に関する最大の問題は「障がいに関する身近な相談窓口を市民が知らない・活用できていないこと」です。障がい者相談支援事業は、平成１８年から特定相談支援事業所等に委託し実施してきた事業ですが、その役割が十分市民に周知されていなったこともあり、活用されていないのが現状です。「障がいに関する制度はわかりにくい」とか「どこに相談すればよいのかわからない」という声を聞きます。障がい福祉サービスを利用していない障がい児者やその他の方にとっても相談しやすい体制を整備していくことが本市の課題です。

【目標設定に当たっての考え方】

本市は、県下で最も面積が広く、１つの基幹相談支援センターだけでは市全体をカバーすることは困難です。よって、市内４か所の特定相談支援事業所等に後述のとおり「障がい者相談支援事業」や「基幹相談支援センター等機能強化事業」などの業務を委託し、機能強化を図ることで総合的・専門的な相談体制の整備や地域の相談支援体制の強化を図ります。

その上で、事業所名をわかりやすい名称へ変更し、管轄地区を明確化することで、市民に身近な相談窓口として周知していきます。さらに、各事業所にコーディネーターを配置し、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）を含んだ地域資源の把握・開発などに取り組みながら、地域で安心して生活できる環境も整備していきます。

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言については、令和２年９月末（半年）の実績が４事業所併せて６２回です。これを１年間に換算すると年１２４回（１事業所平

均３１回）となります。よって、令和３年度以降は年１４０回（１事業所平均３５回）を目標とします。

地域の相談支援事業者の人材育成については、現状は、自立支援協議会計画相談部会にて２か月に１回の頻度で相談支援専門員の研修の場があります。令和３年度以降は、計画相談部会において地域課題についての対策検討の場なども設けていくこととし、相談支援専門員の研修については年３回以上（１回３０人）相談支援専門員を対象とした研修会を企画することを目標として設定します。

地域の相談機関との連携強化の取組としては、自立支援協議会における各種会議体（全体会年１回、運営会議年６回、専門部会４部会）の運営に加えて、本来は地域障がい相談支援センターが主体となって、地域の相談支援事業所等が抱える困難事例に対するケース会議や地域課題集約を目的とした会議の開催が望まれるところですが、現状実施できていません。まずは、既存の会議体へ参加し、地域の支援者とのつながりを持つこと、その中で地域課題を集約することを今期の目標とする予定です。具体的には、地域障がい相談支援センターが、管轄地区の地域包括支援センター（６地区）が実施する会議や民生委員・児童委員協議会（１４地区）に年１回以上参加することを目標として設定します。障がい児等に関しては、現在、天草市特別支援教育推進事業の中で地区コーディネーター会議として中学校区を単位とした園や小・中学校および高等学校の連携会議が開催されています。将来的には、この地区コーディネーター会議の場に、地域障がい相談支援センターも参加し、障がい児等に関する地域課題の集約・共有・検討の場になるよう、まずは市療育体制会議において体制を整えていきます。

表 23　第６期成果目標および活動指標

年度	第５期 R02	第６期 R03	 R04	 R05
総合的・専門的な相談支援				
総合的・専門的な相談支援実施事業所数	圏域で 6か所	市で 4か所	市で 4か所	市で 4か所
地域の相談支援体制の強化				
地域の相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な指導・助言件数	124件	140件	140件	140件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	60件	90件	90件	90件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	31回	31回	31回
自立支援協議会全体会	2回	1回	1回	1回
自立支援協議会運営会議	6回	6回	6回	6回
自立支援協議会専門部会	2回	4回	4回	4回
相談機関との連携会議	2回	20回	20回	20回

（注）第５期は実績値。令和２年度の９月分まで（半年）の値に２を乗じて算出。

【天草市の地域障がい相談支援センター】

センター名	管轄地区
天草南地域障がい相談支援センター	本渡南　本渡稜南　本町　新和
天草北地域障がい相談支援センター	本渡北　佐伊津　五和
天草東地域障がい相談支援センター	本渡東　有明　御所浦　栖本　倉岳
天草西地域障がい相談支援センター	牛深　天草　河浦

【地域障がい相談支援センターへの委託業務】

①　障がい者相談支援事業

- **福祉サービスの利用援助**
  障がい福祉サービスに関する利用援助・サービス未利用者へのアウトリーチ支等
- **社会資源を活用するための支援**
  障がい福祉サービス以外の各種支援施策の利用援助など
- **社会生活力を高めるための支援**
- **ピアカウンセリング**
  障がい者団体や身体・知的障がい者相談員、ペアレントメンターとのマッチング等
- **権利擁護のために必要な援助**
  養護者による虐待の事実確認や支援、成年後見制度の利用援助
  精神科病院からの退院に向けた意思決定支援や退院請求などの権利行使の援助
- **専門機関の紹介**

②　基幹相談支援センター等機能強化事業

総合的・専門的な相談の実施
障がい種別を限定しない総合的な相談対応など

地域の相談支援体制強化の取組
困難ケースを担当している指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員のバックアップや研修会の企画等による人材育成など

地域の相談機関との連携強化
民生委員や身体・知的障がい者相談員、高齢者・児童・保健・医療・教育・就労等に関する各種相談機関等との連携会議の開催など

地域移行・地域定着の促進の取組
障がい者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発など

権利擁護・虐待の防止
障がい者の差別解消や虐待防止に関する普及啓発など

③　居住サポート事業

入居支援
賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な不動産業者等との調整支援など

居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整
利用者の生活上の課題に応じた必要な支援の調整
家主等への相談・助言など

④　地域移行のための安心生活支援事業

居室確保事業
緊急一時的な宿泊や１人暮らしに向けた体験的な宿泊を提供するため居室の確保等

コーディネート事業
地域生活支援のためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーター配置等

第７節　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針

•令和５年度末までに、下記の障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

• **障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用**
  都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

• **障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有**
  障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

【現状と課題】

指定障がい福祉サービス等事業者や指定障がい児通所支援事業者等に対する集団指導については毎年、障がい支援区分認定調査員研修や相談支援専門員初任者研修については必要時、市職員も受講してきました。令和２年度より、相談支援専門員初任者研修について市職員の受講を計画的に進め、障害者総合支援法の基本理念を念頭においた障がい福祉サービス提供体制の整備に努めます。

【目標設定に当たっての考え方】

令和３年度以降、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援に係る担当職員及び地域生活支援事業に係る担当職員については上記の研修受講体制を確保します。自立支援審査支払等システム等による審査結果を共有する会議体については年１回開催することを目標とします。

表 24　第６期活動指標

年度	第５期 H30	第６期 R03	R04	R05
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用				
県が実施する研修等への市町村職員の参加人数	2人	7人	6人	6人
相談支援専門員初任者研修	0人	1人	1人	1人
指定障がい福祉サービス等事業者集団指導	1人	2人	2人	2人
指定障がい児通所支援事業者等集団指導	1人	2人	2人	2人
障がい支援区分認定調査員研修	0人	2人	1人	1人
障がい者自立支援審査支払等システム等の審査結果の共有				
事業所や関係自治体等との共有回数	―	1回	1回	1回

（注）第５期は実績値。新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を考慮し、H30年度の実績を抽出。

第８節　発達障がい者等に対する支援

基本指針

- **ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数**
  現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
- **ペアレントメンターの人数**
  現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- **ピアサポートの活動への参加人数**
  現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

【事業の概要】

ペアレントトレーニングとは、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関り方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。

ペアレントプログラムとは、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラムです。

ペアレントメンターとは、自ら発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者で、発達障がいのある子どもをもつ保護者に対して、共感的な支援や地域資源についての情報提供を行う人です。

【現状と課題】

現在、ペアレントプログラムに関する研修については、児童発達支援センターで毎月１回開催されている発達障がい児等（疑いを含む）の保護者が参加する「すくすく園の親のつどい」で実施されています。ペアレントトレーニングについては、現在実施できる機関が身近になく未実施です。

ペアレントメンターについては、本市には現在４人います。ペアレントメンターの主な活動も、「すくすく園の親のつどい」でのグループ相談です。

発達障がい児等に関するピアサポート活動については、「すくすく園の親のつどい」（参加実人員：１０人程度）の他、当事者およびその保護者の自主的な活動として「白い雲の会」（会員同士の会合への参加者数：１０人程度）などがあります。

しかし、令和元年度に実施した「子どもの発達支援に関するニーズ調査」では、「保護者向けの研修の場がほしい」、「保護者同士が気軽に集まれる場、相談できる場を作ってほしい」などのニーズも見られ、保護者の研修の場やピアサポート活動・ペアレントメンターの活動の場を拡大していくことは本市の課題です。

【目標設定にあたっての考え方】

令和２年度から、後述する巡回支援専門員整備事業にて、地域子育て支援センターでペアレントプログラムの普及啓発に取り組んでいます。令和３年度もその取り組みを継続し、令和５年度までの３年間で児童発達支援センターでの「すくすく園の親のつどい」（１０人）と併せて、市内全ての地域子育て支援センターでの実施（１０か所×５人）を目標とします。また、ペアレントトレーニングについても児童発達支援センターで受講ができるようスタッフを養成し、令和５年度には研修実施が可能な体制を確保します。その上で、令和５年度にはペアレントトレーニングを１０名の方が受講できることを目標とします。

ペアレントメンターについては、ピアサポート活動を拡大していくためにも、各年度少なくとも１人はペアレントメンターを養成することとし、令和５年度末には７人を目標とします。

ピアサポート活動について、まずは各障がい児通所支援事業所での取り組みを推進し、令和３年度以降、各事業所少なくとも年１回（５人×８事業所）は実施することとして目標を設定します。併せて、当事者やそのご家族の自主的な活動も推進していきます。互いに集いたいと思う当事者や保護者同士が知り合い、新たな自主活動の場（５人程度）を構築していけるよう、当事者や保護者同士のマッチングの仕組みを構築していきます。

表 25　第６期活動指標

年度	第５期 R01	第６期 R03	 R04	 R05
ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数				
全体	10人	25人	25人	40人
ペアレントプログラム	10人	25人	25人	30人
ペアレントトレーニング	0人	―	―	10人
ペアレントメンター				
人数	4人	5人	6人	7人
ピアサポート活動				
参加人数	20人	50人	50人	55人

（注）第５期は実績値。

第５章　サービス見込量

障がい福祉サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。また、児童に対しては児童福祉法によるサービスもあります。

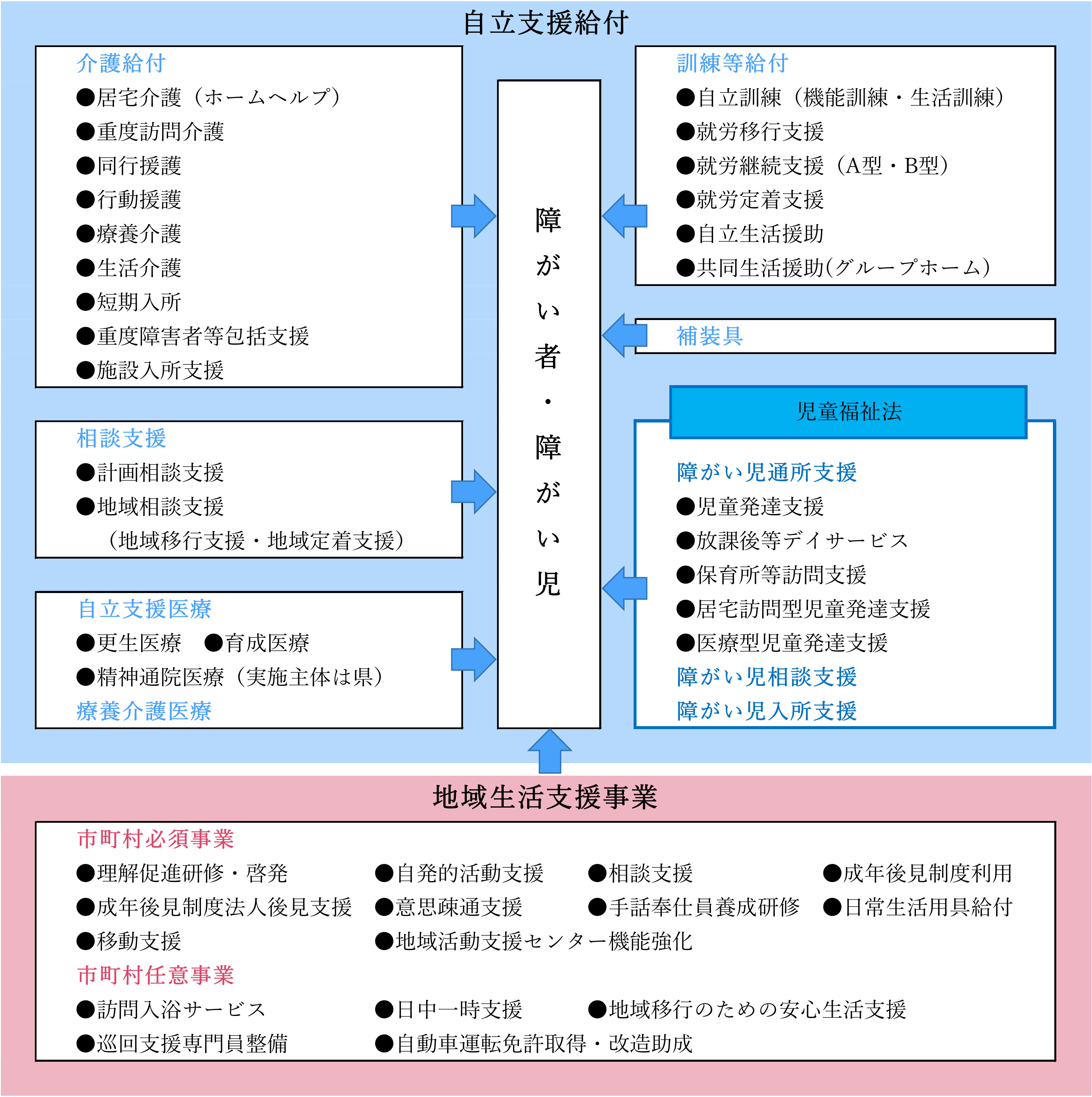

第１節　障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの第５期の実績値および第６期の見込量は以下のとおりです。

【訪問系サービス】

年度		第５期実績値 H30	第５期実績値 R01	第５期実績値 R02	第６期見込量 R03	第６期見込量 R04	第６期見込量 R05
居宅介護	時間／月	1,248	1,223	1,067	1,078	1,089	1,100
	人／月	95	98	97	98	99	100
重度訪問介護	時間／月	418	547	635	954	954	954
	人／月	2	2	2	3	3	3
同行援護	時間／月	170	113	104	210	210	210
	人／月	22	18	15	30	30	30

【日中活動系サービス】

年度		第５期実績値 H30	第５期実績値 R01	第５期実績値 R02	第６期見込量 R03	第６期見込量 R04	第６期見込量 R05
生活介護	人日／月	8,913	8,990	9,008	9,100	9,600	10,000
	人／月	428	424	441	455	480	500
自立訓練（生活訓練）	人日／月	514	497	315	600	600	600
	人／月	33	36	27	40	40	40
就労移行支援	人日／月	419	232	201	360	450	630
	人／月	22	16	11	20	25	35
就労継続支援A型	人日／月	1,772	1,833	1,721	2,000	2,400	2,800
	人／月	83	87	84	100	120	140
就労継続支援B型	人日／月	4,316	4,555	4,234	4,680	5,040	5,400
	人／月	230	240	233	260	280	300
就労定着支援	人／月	―	4	5	10	15	20
療養介護	人／月	43	45	45	46	47	48
短期入所（福祉型）	人日／月	148	139	160	250	250	250
	人／月	23	15	16	25	25	25
短期入所（医療型）	人日／月	22	0	0	30	30	30
	人／月	4	0	0	5	5	5

【居住系サービス】

年度		第５期実績値 H30	第５期実績値 R01	第５期実績値 R02	第６期見込量 R03	第６期見込量 R04	第６期見込量 R05
共同生活援助	人／月	143	149	141	150	160	170
施設入所支援	人／月	327	327	331	328	325	321

【相談支援】

年度		第５期実績値 H30	第５期実績値 R01	第５期実績値 R02	第６期見込量 R03	第６期見込量 R04	第６期見込量 R05
計画相談支援	人／月	323	332	340	360	380	400
地域移行支援	人／月	0	0	0	2	4	6
地域定着支援	人／月	7	11	10	20	30	40

１　訪問系サービス

（１）居宅介護

【サービスの概要】

居宅介護とは、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。障がいのある方の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです[1]。

【基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精がい障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する　。

【見込量設定に当たっての考え方】

居宅介護の利用者数は、図 21 のとおり微増状態です。「ヘルパーを利用したいが利用できない」という声も聞かれ、本計画策定に伴って実施した「障がい福祉サービス事業所アンケート」でも、居宅介護は不足しているサービスで３番目に多いものとなっています。このような状況から、居宅介護については、供給量が需要量を下回っており、利用者数が現在の数値に留まっていると推察されます。

居宅介護に対する需要は高い状況ですが、高齢者支援課が実施した「ヘルパーの人材確保に関する調査」では、「求人を出しても応募がない」など新たな人材の確保が困難な状況であり、ヘルパーの人材確保は高齢者部門と合わせて本市の課題です。しかし、現職のヘルパーの４割が６０代以上であり、新規職員の確保が困難な状況を考えると、今後ますますヘルパーを確保することが困難になることが予想されます。

よって、居宅介護については、利用者数の直近３年間の伸び率を踏まえ、表 26 のとおりサービス量として見込みます。

---

[1] WAM　NET、「障がい者福祉　障がい者福祉制度を知りたい　サービス一覧／サービス紹介」。　　　　以下、障がい福祉サービスの概要については同様に引用。

表 26　居宅介護のサービス見込み量

年度	第５期実績値 H30	R01	R02	第６期見込量 R03	R04	R05
必要量（時間／月）	1,248	1,223	1,067	1,078	1,089	1,100
利用者数（人／月）	95	98	97	98	99	100
平均利用日数（時間／月／人）	13	12	11			
支給決定者数（人）	109	113	113			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

ヘルパー確保が困難な中で、必要な人がサービスを利用できるようにするために、障がい福祉部門では、まずは６５歳以上の高齢者等が介護保険へスムーズに移行できるよう支援していきます。また、適切な支給量ついても検討していきます。

さらに、令和３年度より、地域障がい相談支援センターにコーディネーターを配置し、地域包括支援センターにすでに配置されている地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）と連携を図りながら、インフォーマルサービスの現状把握や資源のマッチングなどを進めていきます。

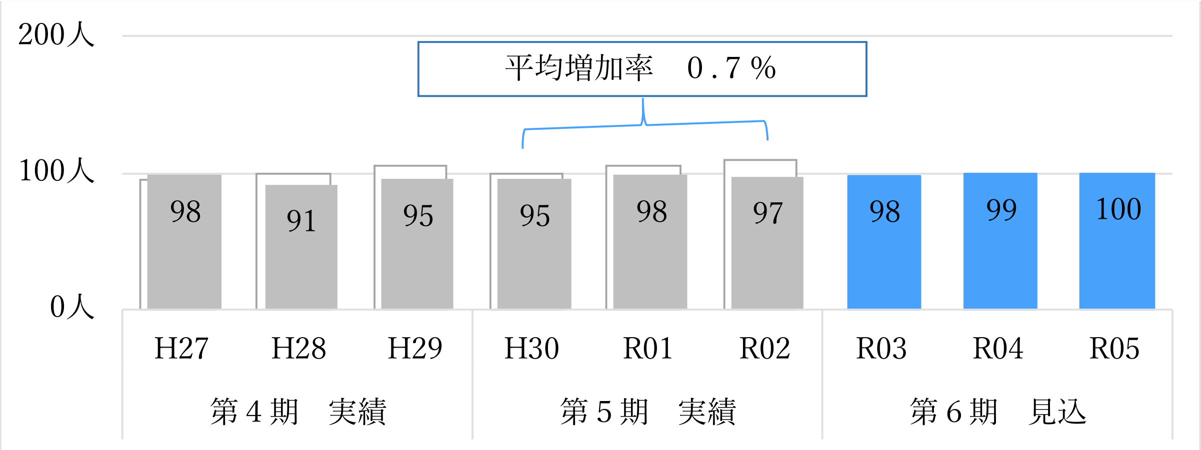

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 21　居宅介護利用者数の推移（見込み含）

（２）重度訪問介護

【サービスの概要】

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時にお

ける移動中の介護を総合的に行います。このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある方でも、在宅での生活が続けられるように支援します。

【見込量設定に当たっての考え方】

重度訪問介護の利用者数は、図 22 のとおり横ばい状態です。本計画策定に伴って実施した「福祉に関するアンケート」では、サービスの対象となる程度の障がいがあり、今後３年以内に重度訪問介護の利用を希望する方はいませんでした。しかし、「障がい福祉サービス事業所アンケート」では、重度訪問介護は居宅介護と並んで不足しているサービスの３番目に多いものとなっていました。現在、本市の重度訪問介護の利用者は重度の肢体不自由の方が主ですが、重度の知的障がい者や精神障がい者の方も重度訪問介護の対象となっています。地域生活への移行を進めていく上では、将来的には重度の知的障がい者や精神障がい者の方も重度訪問介護を利用しながら地域で希望する暮らしを実現していくことは本市の課題です。

重度訪問介護の利用を希望される方は喀痰吸引を必要とする方も多いですが、本市にある重度訪問介護の指定事業所１１か所のうち、喀痰吸引ができる事業所は本渡地区にある１か所のみです。よって、喀痰吸引を伴う重度訪問介護は本渡地区から遠方の方は利用できないのが現状です。

重度訪問介護については、「福祉に関するアンケート」の結果を踏まえると、必要量としては現利用者とほぼ同数と見込まれます。よって、本市では今後３年間で、まずは、喀痰吸引を含む重度訪問介護を提供できる事業所を増やしていくことを目指し、前計画と同様に表 27 のとおりサービス量を見込みます。

表 27　重度訪問介護のサービス見込み量

年度	第５期実績値			第６期見込量		
	H30	R01	R02	R03	R04	R05
必要量（時間／月）	418	547	635	954	954	954
利用者数（人／月）	2	2	2	3	3	3
平均利用日数（時間／月／人）	209	274	318			
支給決定者数（人）	2	2	2			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

重度訪問介護の指定事業所に対し、喀痰吸引の研修受講に関する意向調査を実施し、受講者の拡大に努めます。

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 22　重度訪問介護利用者の推移（見込み含）

（３）同行援護

【サービス概要】

同行援護とは、移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。単に利用者が行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がいのある方の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。

【見込量設定に当たっての考え方】

同行援護の利用者数は２０名弱で、図 23 のとおり微減状態です。本計画策定に伴って実施した「福祉に関するアンケート」では、今後３年以内に新たに同行援護の利用を希望している方が１０人と推計されました。事業所はこの３年間で１事業所減少しており、「障がい福祉サービス事業所アンケート」では、不足しているサービスと回答した方が最も多いサービスとなっています。

障がい者手帳を所持している視覚障がい者は、令和２年３月末現在３４７人で、７７．８％が６５歳以上の高齢者です。第３期天草市障がい者計画策定時のアンケート調査では、視覚障がい者の５６．８％の方が「現在施設に入所中」と回答しており、視覚障がいがある方の在宅生活への不安などが伺えます。

これらの現状を受け、令和元年度に居宅介護事業所に「同行援護に関する研修受講の意向調査」を行ったところ、研修が遠方で実施されることが、研修受講を妨げる一要因となっていました。そのため、これまで熊本市等で実施されていた研修を本市で開催するよう研修養成機関に依頼し、天草市での研修開催誘致ができ、１５人程が研修受講を申込まれました。

よって、同行援護については、「福祉に関するアンケート」の結果、同行援護の研修申込者数を勘案し、表 28 のとおりサービス量を見込みます。

表 28　同行援護のサービス見込み量

年度	第５期実績値 H30	R01	R02	第６期見込量 R03	R04	R05
必要量（時間／月）	170	113	104	210	210	210
利用者数（人／月）	22	18	15	30	30	30
平均利用日数（時間／月／人）	8	6	7			
支給決定者数（人）	30	25	25			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

今後もニーズ等を把握しながら本市での研修開催等について研修養成機関等と調整を行います。

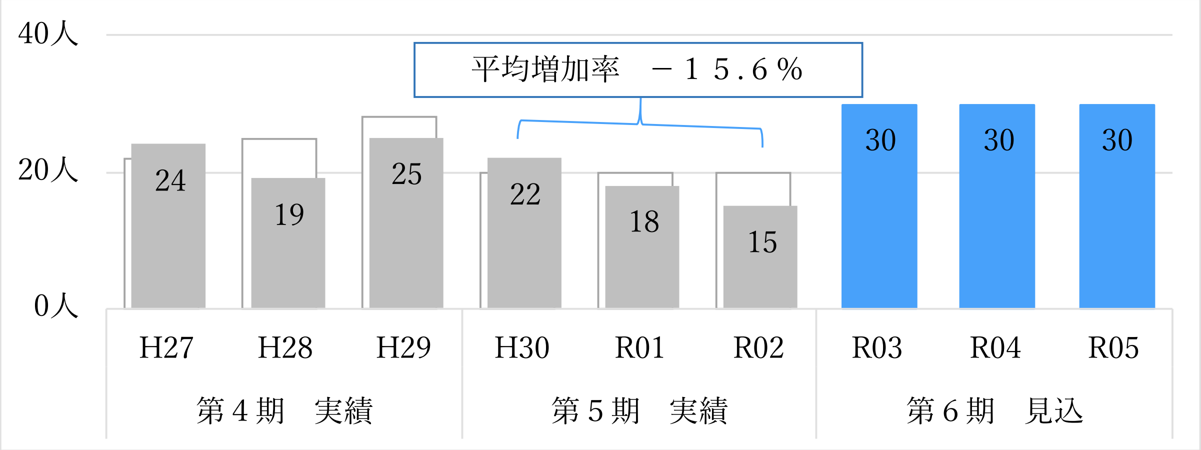

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 23　同行援護利用者数の推移

（４）行動援護

【サービスの概要】

行動援護とは、行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある方の社会参加と地域生活を支援します。

【見込量設定に当たっての考え方】

現在、本市には指定事業所はなく、過去の利用実績もありません。行動援護に関するニーズが十分把握できていないのが本市の現状です。

行動援護について、今後３年以内に新規事業所が立ち上がる見込みもないため、サービス量を見込むことは困難です。よって、本計画においてサービス量は見込まないこととします。

（５）重度障がい者包括支援

【サービスの概要】

重度障がい者包括支援とは、常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。このサービスでは、様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある方でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

【見込量設定に当たっての考え方】

現在、本市には指定事業所はなく、過去の利用実績もありません。

重度障がい者包括支援については、今後３年以内に新規事業所が立ち上がる見込みもないため、サービス量を見込むことは困難です。よって、本計画においてサービス量は見込まないこととします。

２　日中活動系サービス

（１）生活介護

【サービスの概要】

生活介護とは、障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障がいのある方の社会参加と福祉の増進を支援します。

【基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

生活介護は施設入所支援とセットで利用される方が多く、利用者の４９．８％が５０～６０代、また８９．７％が区分４以上となっています。今後、障がい者の高齢化・重度化が進むことが予測され、利用者数の増加が見込まれます。

よって、生活介護については、利用者数の直近３年間の伸び率および指定事業所の定員数の増加を考慮し、表 29 のとおりサービス量を見込みます。

表 29　生活介護のサービス見込量

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
必要量（人日／月）	8,913	8,990	9,008	9,100	9,600	10,000
利用者数（人／月）	428	424	441	455	480	500
平均利用日数（日／月／人）	21	21	20			
支給決定者数（人）	440	446	457			
定員（人）	550	550	554			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

生活介護については、令和５年度までに３事業所が定員（３０名）を増やすことを検討されています。併せて、事業所に共生型の指定を受けていただくなど、居宅介護と同様に、６５歳以上の高齢者等が介護保険にスムーズに移行できるよう体制を整備し、若い方も必要なサービスを利用できる環境づくりを目指します。

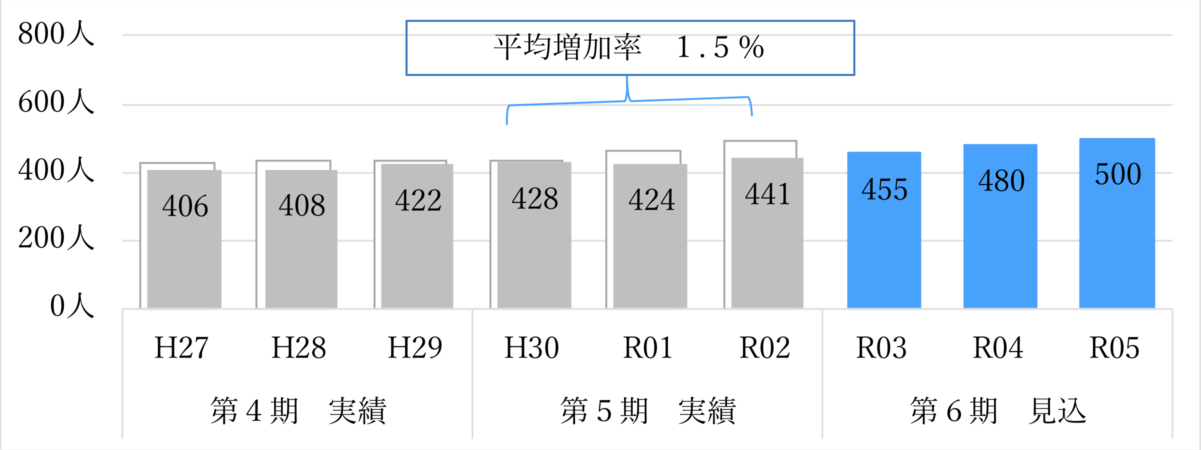

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 24　生活介護利用者数の推移

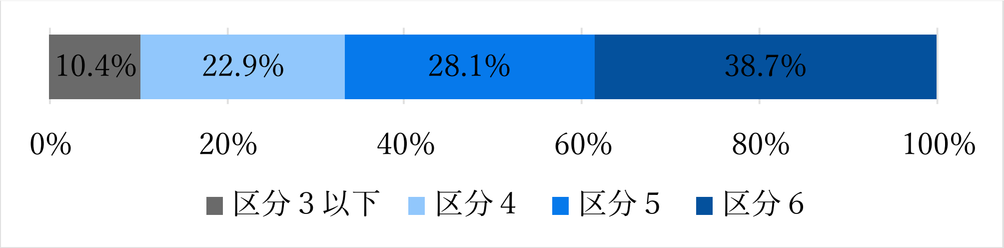

出典：国保連データ支払実績より令和２．３月の支払実績を抽出。

図 25　生活介護利用者の障がい支援区分の内訳

（２）自立訓練（機能訓練）

【サービスの概要】

機能訓練とは、身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある方などの地域生活への移行を支援します。

【基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【見込量の確保等にあたっての対策】

本市には機能訓練の指定事業所はなく、利用者については過去３年間で１人のみです。現状としては、医療機関でリハビリを受ける方が多いようです。

機能訓練については、今後３年以内に新規事業所が立ち上がる見込みもないため、サービス量を見込むことは困難です。よって、本計画においてサービス量は見込まないこととします。

（３）自立訓練（生活訓練）

【サービスの概要】

生活訓練とは、知的障がいや精神障がいのある方に対して、障がい福祉サービス事業所等又は障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。このサービスでは、施設や病院に長期入所や入院していた方などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある方の地域生活への移行を支援します。

【基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

市内すべての指定事業所の定員合わせて４６人（令和３年１月１日現在）に対し、現在の利用者数は２７人（令和３年１月）です。本計画策定に伴って実施した「福祉のアンケート」では、今後３年以内に新たに生活訓練の利用を希望している方が１９人と推計されました。生活訓練は２年間（最長３年間）という有期のサービスであり、対象者が入れ替わっていくことを考慮すると現状のサービス量でも足りると思われます。生活訓練については、今後３年以内に新規事業所が立ち上がる見込みもないため、表 30 のとおり前計画と同様のサービス量を見込みます。

表 30　自立訓練（生活訓練）のサービス見込量

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
必要量（人日／月）	514	497	315	600	600	600
利用者数（人／月）	33	36	27	40	40	40
平均利用日数（日／月／人）	16	14	12			
支給決定者数（人）	38	38	30			
定員（人）	46	46	46			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

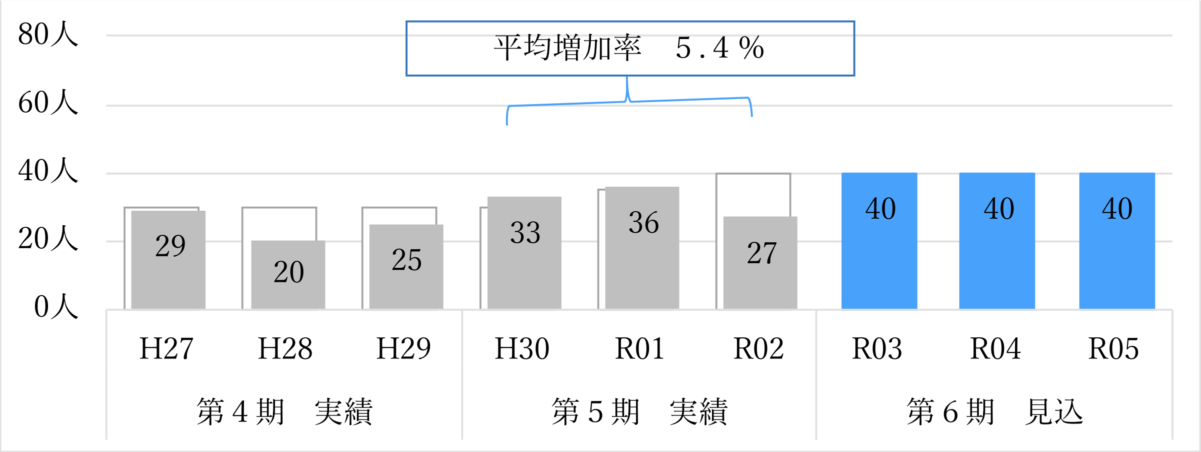

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 26　生活訓練利用者数の推移

（４）就労移行支援

【サービスの概要】

就労移行支援とは、就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。

【基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

就労移行支援の利用者数は、事業所数の減少に伴って図 27 のとおり減少しています。市内すべての指定事業所の定員合わせて１２人（令和３年１月１日現在）に対し、現在の利用者数は１１人（令和３年１月）ですので、他市町の利用者も勘案すると、現状としては供給量が需要量を下回っていることが推測されます。就労移行支援事業所は、後述する就労定着支援事業所とあわせて、施設での就労から企業での就労へと障がい者の就労環境を整えていく上ではカギとなる事業所です。本市ではこれらの事業所の充実を含め、障がい者の就労環境の整備が課題です。

就労移行支援については、現就労継続支援Ａ型事業の利用者で就労移行支援への移行が見込めそうな方の人数、現在の事業所数等を考慮し、表 31 のとおりサービス量を見込みます。

表 31　就労移行支援のサービス見込み量

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
必要量（人日／月）	419	232	201	360	450	630
利用者数（人／月）	22	16	11	20	25	35
平均利用日数（日／月／人）	19	15	18			
支給決定者数（人）	23	19	12			
定員（人）	12	12	12			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
　　　支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

自立支援協議会の専門部会（就労部会）や定例会（就労関係）で課題を共有し、本市として必要な体制整備について検討していきます。

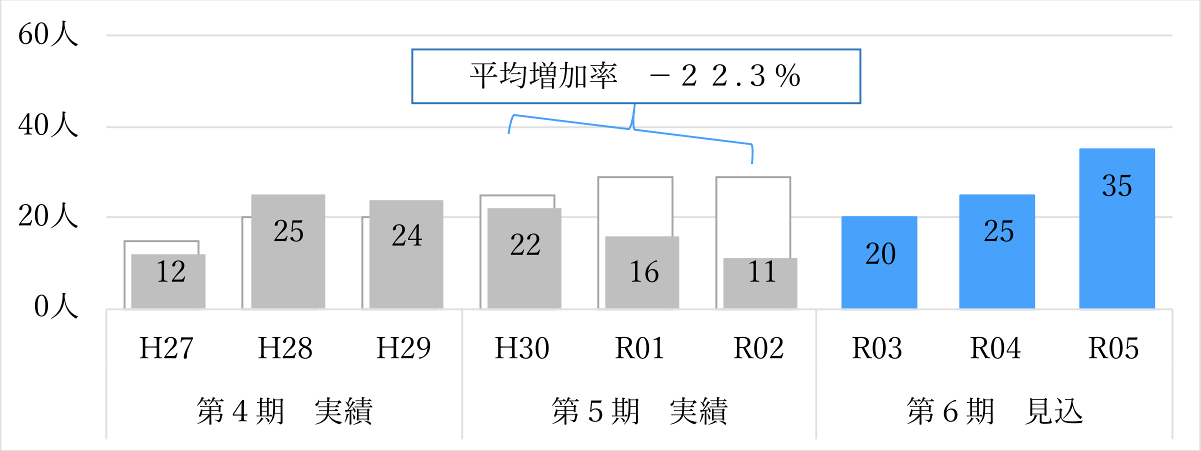

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 27　就労移行支援利用者数の推移

（５）就労継続支援Ａ型

【サービスの概要】

就労継続支援Ａ型とは、企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

【基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援Ａ型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援Ａ型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な１人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

就労継続支援Ａ型の利用者数も、事業所数の減少に伴って図 28 のとおり減少しています。市内すべての指定事業所の定員合わせて６６人（令和３年１月１日現在）に対し、現在の利用者数は８４人（令和３年１月）ですので、現状としては供給量が需要量を下回っています。また、天草西地区は、就労移行支援事業所も就労継続支援Ａ型事業所もなく、市内の中でも特に障がい者の一般就

労に向けた環境整備が遅れている地域です。天草西地区の一般就労に向けた環境整備は本市の課題です。

就労継続支援Ａ型については、現就労継続支援Ｂ型事業の利用者で就労継続支援Ａ型事業への移行が見込めそうな方の人数、現在の事業所数等を考慮し、表 32 のとおりサービス量を見込みます。

表 32　就労継続支援Ａ型のサービス見込み量

年度	第５期実績値 H30	第５期実績値 R01	第５期実績値 R02	第６期見込量 R03	第６期見込量 R04	第６期見込量 R05
必要量（人日／月）	1,772	1,833	1,721	2,000	2,400	2,800
利用者数（人／月）	83	87	84	100	120	140
平均利用日数（日／月／人）	21	21	20			
支給決定者数（人）	87	89	87			
定員（人）	66	66	66			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

自立支援協議会の専門部会（就労部会）や定例会（就労関係）で課題を共有し、本市として必要な体制整備について検討していきます。

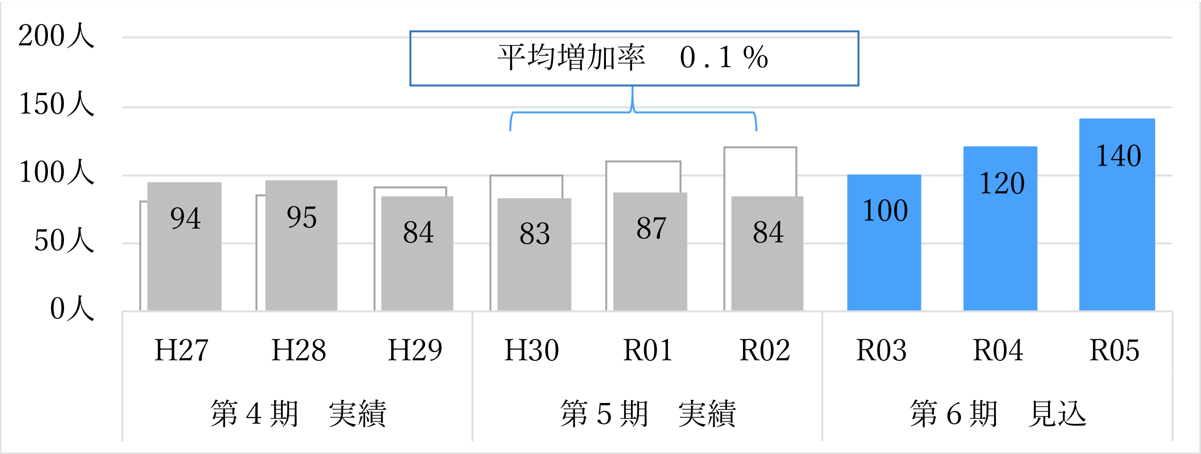

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 28　就労継続支援Ａ型利用者数の推移

（６）就労継続支援Ｂ型

【サービスの概要】

就労継続支援Ｂ型とは、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方等に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援Ａ型や一般就労への移行を目指します。

【基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援Ｂ型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援Ｂ型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

就労継続支援Ｂ型の利用者数は、事業所数の増加に伴って図 29 のとおり増加しています。

よって、利用者数の直近３年間の伸び率および指定事業所の定員数の増加を考慮し、表 33 のとおりサービス量を見込みます。

表 33　就労継続支援Ｂ型のサービス見込み量

年度	第５期実績値 H30	R01	R02	第６期見込量 R03	R04	R05
必要量（人日／月）	4,316	4,555	4,234	4,680	5,040	5,400
利用者数（人／月）	230	240	233	260	280	300
平均利用日数（日／月／人）	19	19	18			
支給決定者数（人）	246	254	251			
定員（人）	262	262	278			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

就労継続支援Ｂ型については、令和５年度までに３事業所が定員（３６名）を増やすことを検討されています。

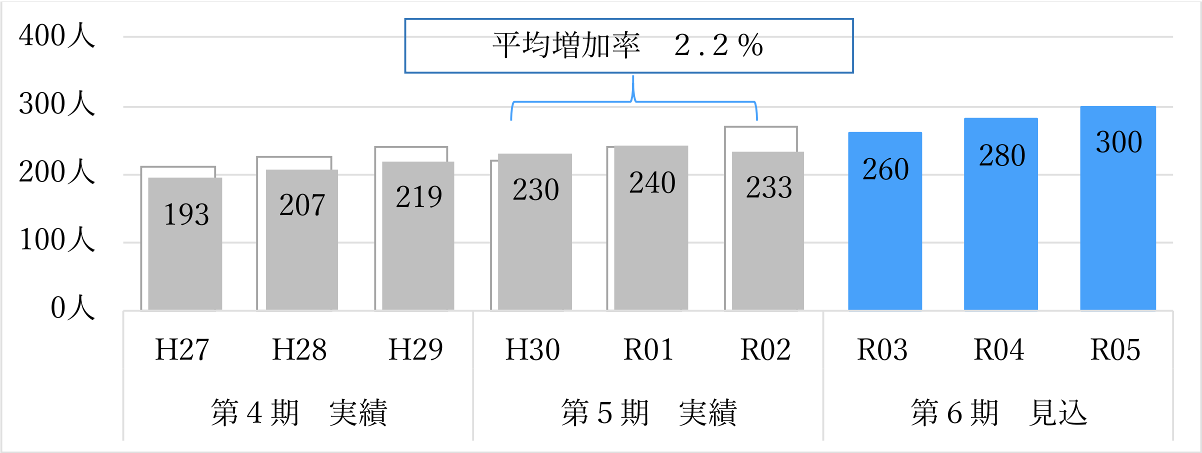

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 29　就労継続支援Ｂ型利用者数の推移

（７）就労定着支援

【サービスの概要】

就労定着支援とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行うものです。

【基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

就労定着支援の事業所は天草東地区に１か所で、利用者数は、図 30 のとおり増加しています。

「就労移行支援等を通じて一般就労に移行する者の７割（９人）が就労定着支援事業を利用すること」という成果目標を達成するためには、サービス提供体制のさらなる拡充が必要です。

就労定着支援については、事業所数を踏まえた上で、表 34 のとおりサービス量を見込みます。

表 34　就労定着支援のサービス見込み量

年度	第５期実績値 H30	R01	R02	第６期見込量 R03	R04	R05
利用者数（人／月）	―	4	5	10	15	20
支給決定者数（人）	―	4	6			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

一般就労への移行および移行後の就労定着支援については継続して実施した方が効果的であると考えます。よって、就労移行支援事業と合わせて就労定着支援の指定を受けていただくなど、自立支援協議会の専門部会（就労部会）や定例会（就労関係）で課題を共有し、本市として必要な体制整備について検討していきます。

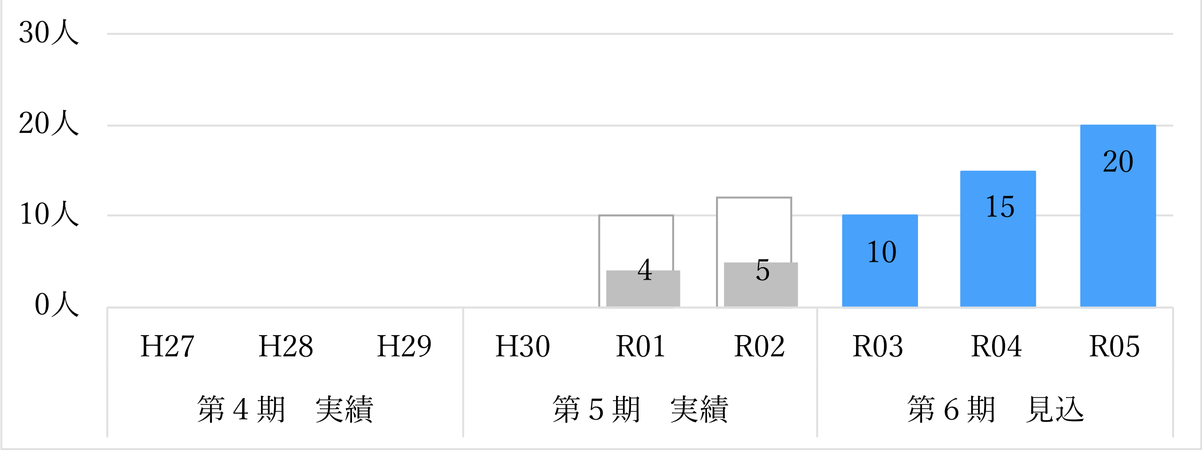

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 30　就労定着支援利用者数の推移

（８）短期入所（福祉型）と短期入所（医療型）

【サービスの概要】

短期入所とは、自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

【基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

短期入所（福祉型）の利用者数は、図 31 のとおり、令和元年度および令和２年度においては減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症の予防対策の一環として受入が制限されたことが要因と思われます。

短期入所については、地域生活支援拠点等の整備においては緊急時の受け入れ先として重要な役割を担っています。しかし、実際の現場では障がいが重度であればある程、急な受け入れは困難であり、緊急時に備え、日頃から短期入所を利用しておくなど事前の備えも含め計画的なサービス利用とそのニーズ把握が本市の課題です。

短期入所（福祉型）については、利用者が随時入れ替わるため利用者数を予測することが困難です。また、短期入所については「足りない」という声と「必要な時には使える」という相反する声があり、今後利用状況等に対する現状把握が必要と思われます。

よって、短期入所については、過去の利用実績を踏まえ、表 35 のサービス量を見込みます。

表 35　短期入所（福祉型）のサービス見込量

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
必要量（人日／月）	148	139	160	250	250	250
利用者数（人／月）	23	15	16	25	25	25
平均利用日数（日／月／人）	6	9	10			
支給決定者数（人）	108	109	111			
定員（人）	18	18	18			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

短期入所については、令和５年度までに１事業所が定員（２名）を増やすことを検討されています。また、介護保険サービス事業所に共生型の指定をとっていただくなどの体制整備についても検討していきます。

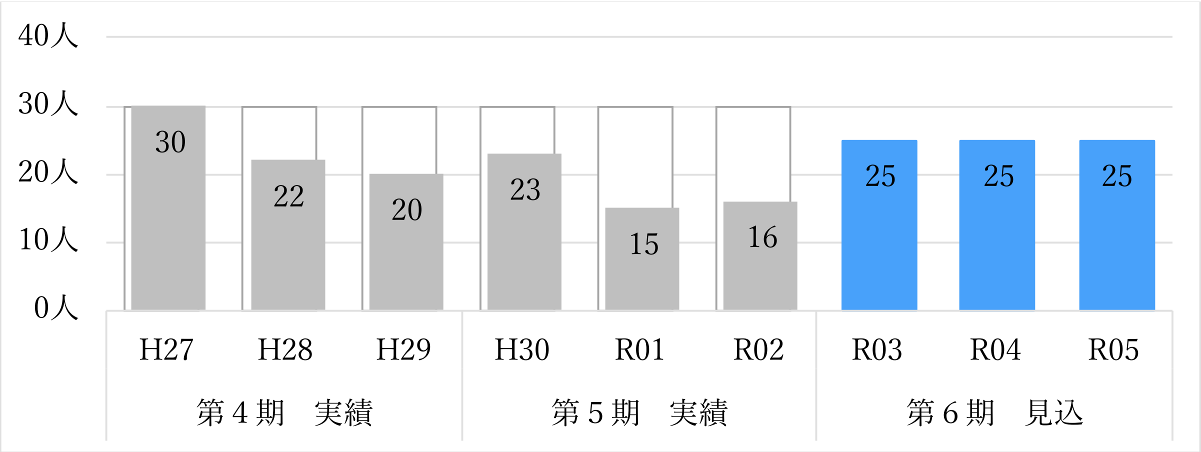

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 31　短期入所（福祉型）利用者数の推移

【見込量設定に当たっての考え方】

短期入所（医療型）については本市に指定事業所はなく市外の事業所を利用しています。利用者数は、図 32 のとおり、令和元年度および令和２年度においては減少しています。これも短期入所（福祉型）と同様に新型コロナウイルス感染症の予防対策が要因と思われます。そこで過去６年間の利用者数の推移をみると横這い状態です。短期入所（医療型）については、今後３年間以内に新規事業所が立ち上がる見込みもないため、過去の利用実績を踏まえ、表 36 のとおりサービス量を見込みます。

表 36　短期入所（医療型）のサービス見込量

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
必要量（人日／月）	22	0	0	30	30	30
利用者数（人／月）	4	0	0	5	5	5
平均利用日数（日／月／人）	6	0	0			
支給決定者数（人）	16	17	17			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

医療的ケア児者の日中の居場所として、日帰り短期入所と生活介護が重要な役割を果たしていますが、「医療的ケア児者の日中の居場所が不足している」という声もあります。今後、医療的ケア児者のニーズ把握のための調査結果を踏まえ、必要な支援体制について検討していきます。

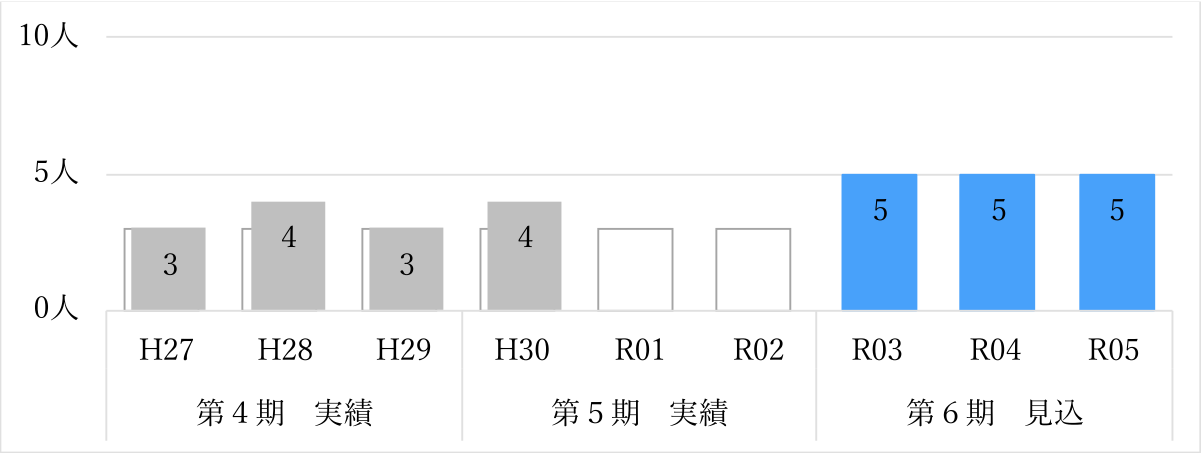

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 32　短期入所（医療型）利用者数の推移

（９）療養介護

【サービスの概要】

療養介護とは、病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

【基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

療養介護については本市に指定事業所はなく、市外の事業所を利用しています。利用者数は、図 33 のとおり微増状態です。今後３年間で市内に新規の事業所が立ち上がる見込みもないため、過去３年間の増加率を乗じて算出した値で表 37 のとおりサービス量を見込みます。

表 37　療養介護のサービス見込量

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
利用者数（人／月）	43	45	45	46	47	48
支給決定者数（人）	43	45	45			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

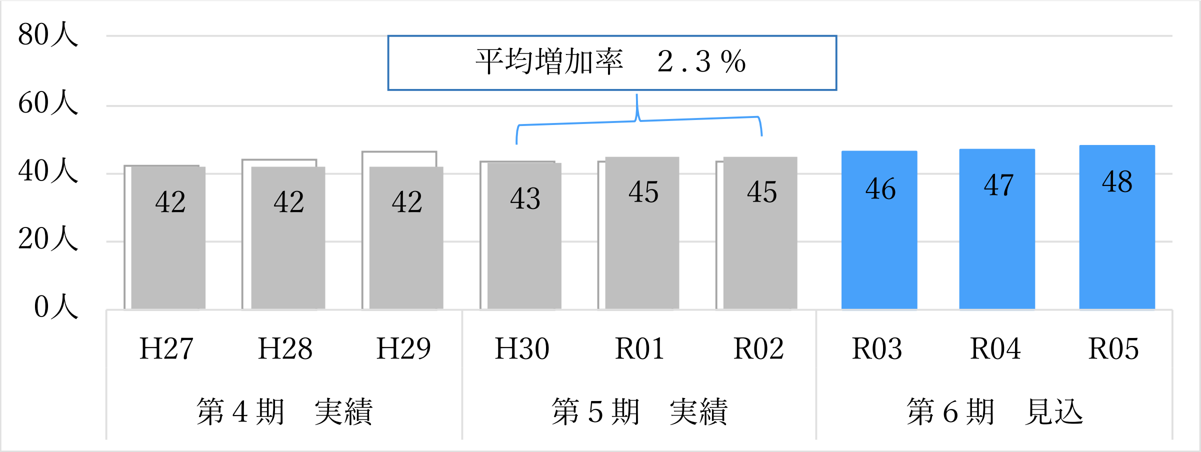

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 33　療養介護利用者数の推移

３　居住支援および施設系サービス

（１）自立生活援助

【サービスの概要】

自立生活援助とは、居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時連絡を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うものです。

【基本指針】

現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

自立生活援助については指定事業所もなく、過去の利用実績もありません。自立生活援助については、今後３年間以内に新規事業所が立ち上がる見込みをないため、サービス量を見込むことは困難です。よって、本計画においては、サービス量は見込まないこととします。

【見込量の確保等にあたっての対策】

自立生活援助は、インフォーマルサポートとのつなぎや地域で生活していく上で必要となる細々とした各種手続きなど、これまで計画相談支援等が基本相談等として実施してきたサービスを給付サービスとして担うことができるサービスで、障がい者の地域での生活を支えていく上では非常に重要なサービスです。今後は、計画相談支援や居宅介護との役割分担など、関係者で対象者像や支援の内容について共通認識を図り、本サービスの指定事業所の確保についても検討していく必要があります。

今後、自立支援協議会の専門部会（地域生活部会）において、対象者像の整理を含め、現状や課題を共有し、本市として必要な体制整備について検討していきます。

（２）共同生活援助

【サービスの概要】

共同生活援助とは、障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。

【基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

共同生活援助の利用者数は、図 34 のとおり増加しています。事業所数もこの３年間で１か所増加しています。市内すべての指定事業所の定員合わせて１４９人（令和３年１月１日現在）に対し、現在の利用者数は１４１人（令和３年１月）ですので、他市町の利用者も勘案すると、現状としては供給量が需要量を下回っていることが推測されます。「障がい福祉サービス事業所アンケート」でも、共同生活援助は「不足しているサービスと回答した方」が２番目に多いサービスでした。また、天草西地区には指定事業所がありません。天草西地区を含む、市内全域において指定事業所を増加させることが本市の課題です。

共同生活援助については、入所施設からの地域移行見込み者数（成果目標）を踏まえ、表 38 のとおりサービス量を見込みます。

表 38　共同生活援助のサービスの見込み量

年度	第５期実績値 H30	R01	R02	第６期見込量 R03	R04	R05
利用者数（人／月）	143	149	141	150	160	170
支給決定者数（人）	151	153	150			
定員（人）	146	149	149			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

共同生活援助については、国や県も施設整備に関する補助金を出して整備を推進しています。本市でも、地域移行を進めていく上では重要なサービスと考え、自立支援協議会の専門部会（地域生活部会）や定例会（施設・グループホーム関係）で課題を共有し、必要な体制整備について検討していきます。

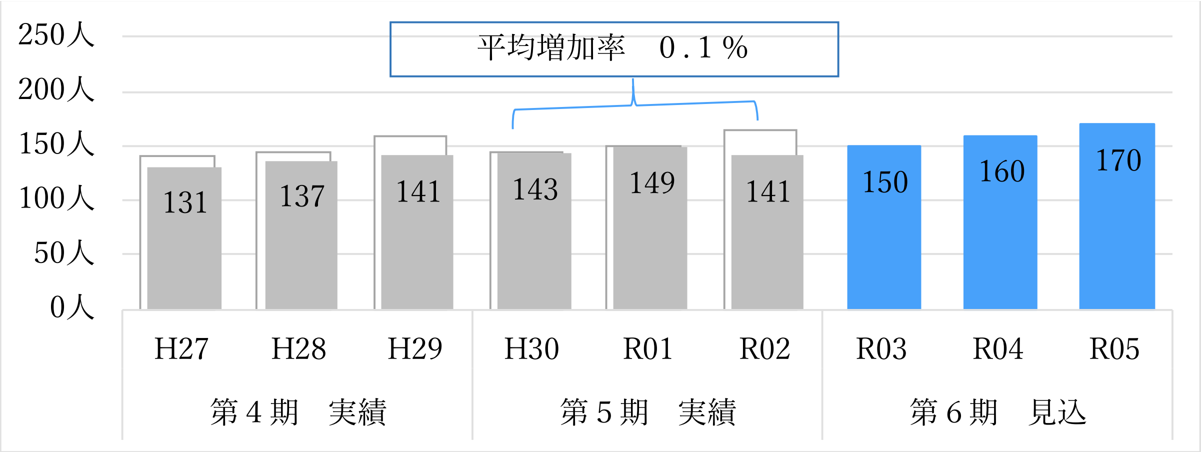

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 34　共同生活援助利用者数の推移

（３）施設入所支援

【サービスの概要】

施設入所支援とは、施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある方の日常生活を一体的に支援します。

【基本指針】

令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和５年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の１．６％以上を削減することとし、令和２年度末において、障がい福祉計画で定めた令和２年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和５年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

【見込量設定に当たっての考え方】

施設入所支援の利用者数は、図 35 のとおり横ばい状態です。施設入所支援については利用者の３１．８％が６５歳以上の高齢者で、９２．０％が区分４以上となっています（図 15、16）。今後も、障がい者の高齢化と共に重度化が進むことが予想されます。よって、施設入所支援については、施設入所者の削減に関する成果目標に基づき、表 39 のとおりサービス量を見込みます。

表 39　施設入所支援のサービス見込量

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
利用者数（人／月）	327	327	331	328	325	321
支給決定者数（人）	327	332	337			
定員（人）	450	450	450			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

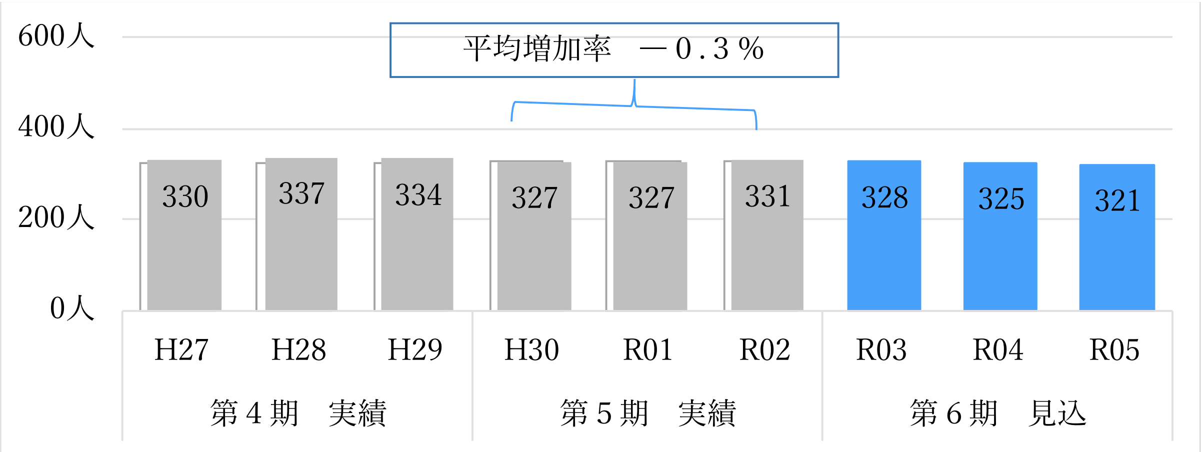

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 35　施設入所支援利用者数の推移

4　相談支援

（１）計画相談支援

【サービスの概要】

計画相談支援には、サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。

サービス利用支援とは、障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

継続サービス利用支援とは、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

計画相談支援では、障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

【基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

計画相談支援の利用者数は、図 36 のとおり増加しています。事業所数もこの３年間で１か所増加しています。市内すべての指定事業所に所属する相談支援専門員は令和２年７月末現在２９人です。令和２年７月末現在、計画相談支援および障がい児相談支援の支給決定者を合わせると１２６５名で、相談支援専門員１人当たりに換算すると４４人になります。モニタリングの平均的な回数が年２回であることを踏まえると相談支援専門員１人あたり延べ８８人／年、１か月当たりに換算すると７．３人となります。計画相談支援の質を担保するため１人の相談支援専門員が１か月に担当する人数について４０人以上で減算が係る仕組みを考慮すると、相談支援専門員が不足しているとは言い難い状況です。

しかし、「相談支援専門員の業務が逼迫しており、人員が不足している」という声は、特定相談支援事業所からだけではなく、障がい福祉サービス事業所からも耳にします。本計画策定に伴って実施した「福祉のアンケート」では、今後３年以内に計画相談支援を利用することを希望している方が６２人と推計され、今後さらに計画相談支援へのニーズは高まることが予想されます。

計画相談支援については、「福祉に関するアンケート」の結果を踏まえ、表 40 のとおりサービス量を見込みます。

表 40　計画相談のサービス見込量

年度	第５期実績値 H30	R01	R02	第６期見込量 R03	R04	R05
利用者数（人／月）	323	332	340	360	380	400
支給決定者数（人）	960	976	967			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

担当するサービス利用者数が各相談支援専門員に分散していれば、先述したように相談支援専門員が不足しているとは言い難い状況ですが、実際は各事業所によって担当している人数に偏りがあったり、他の業務を兼務している相談支援専門員も多いのが現状です。また、モニタリング時期についても国が示した標準期間が大半を占め、件数も月によりばらつきがあります。今後は、各事業所が抱えている業務量に関する課題の共有やモニタリング時期の平準化、さらにはケースの状況に合わせたモニタリング時期の提案など、自立支援協議会（計画相談部会）等で共有し、地域全体で解決していく仕組み作りを検討していきます。

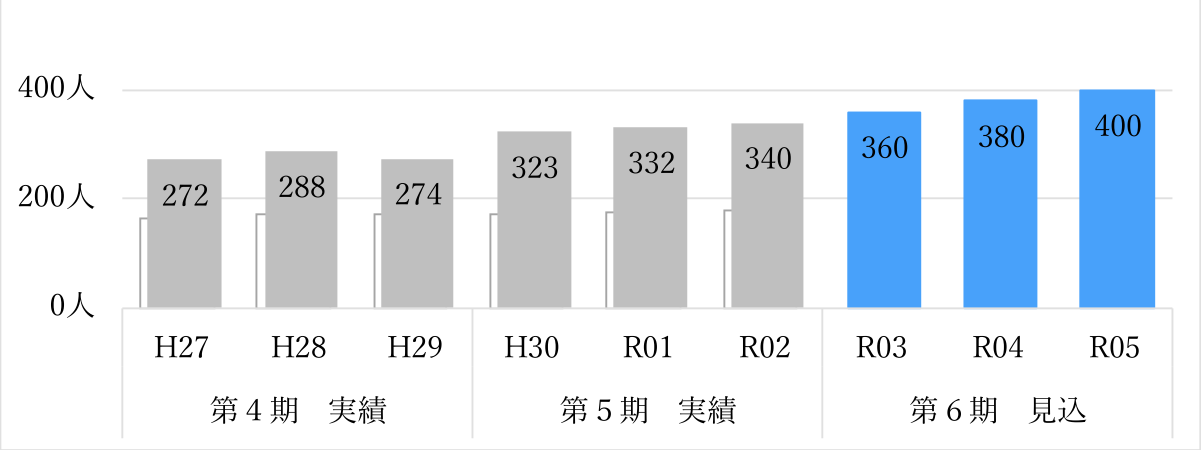

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は３月の見込値。

図 36　計画相談利用者数の推移

（２）地域移行支援

【サービス概要】

地域移行支援とは、障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。このサービスでは、施設・病院から

の退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への円滑な移行をめざします。

【基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を進め、障がいがあっても自らが望む場所で暮らすことができる地域づくりは障がい施策の目指すべきところです。しかし、本市においては、入所施設や精神科病院の体制、地域生活を可能とするサービス提供体制など課題が山積しており、過去３年間に地域移行支援の利用実績はありません。今後は、サービスの周知や活用を積み重ねながら、先のような地域を実現していくため自立支援協議会全体で体制整備に向けての検討が必要です。

地域移行支援については、上記の課題や現在の事業所数を踏まえ、表 41 のとおりサービス量を見込みます。

表 41　地域移行支援のサービス見込量

年度	第５期実績値			第６期見込量		
	H30	R01	R02	R03	R04	R05
利用者数（人／月）	0	0	0	2	4	6
支給決定者数（人）	0	0	0			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

自立支援協議会の専門部会（地域生活部会）を中心に、自立支援協議会全体で課題を共有し、本市として必要な体制整備について検討していきます。

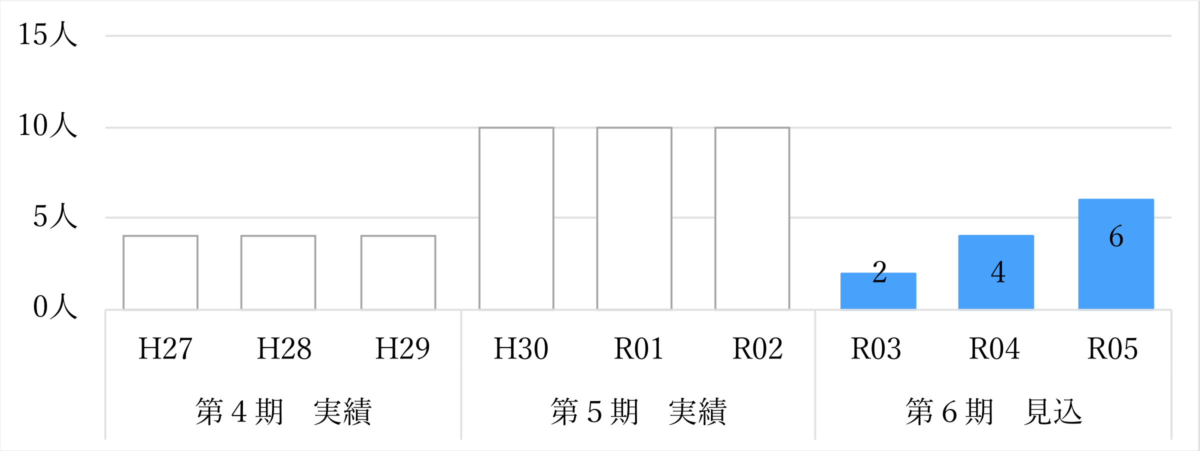

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 37　地域移行支援利用者数の推移

（３）地域定着支援

【サービスの概要】

地域定着支援とは、単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活の継続をめざします。

【基本指針】

現に利用している者の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

地域定着支援は、地域生活支援拠点等の整備において必要とされる常時の相談体制整備のためには欠かせないサービスです。本計画策定にともなって実施した「福祉のアンケート」でも、利用希望が最も多いサービスで、今後３年以内に利用を希望している方が６７人と推計されました。

しかし、本市の地域定着支援の利用者数は、図 38 のとおりわずかです。指定事業所（地域移行支援を含む）も２事業所しかなく、制度の周知と合せて天草南地区や天草北地区など人口の多い地区での指定事業所の整備が本市の課題です。

地域定着支援については、「福祉のアンケート」の結果および現在の事業所数を踏まえ、表 42 のとおりサービス量を見込みます。

表 42　地域定着支援のサービス見込量

年度	第５期実績値 H30	R01	R02	第６期見込量 R03	R04	R05
利用者数（人／月）	7	11	10	20	30	40
支給決定者数（人）	7	12	12			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

地域定着支援について、相談支援体制の要となる地域障がい相談支援センターに指定について検討いただくようすすめていきます。併せて、自立支援協議会の専門部会（地域生活部会）や精神保健医療福祉に関する協議の場を通して制度の周知や課題の共有を行い、本市として必要な体制整備について検討していきます。

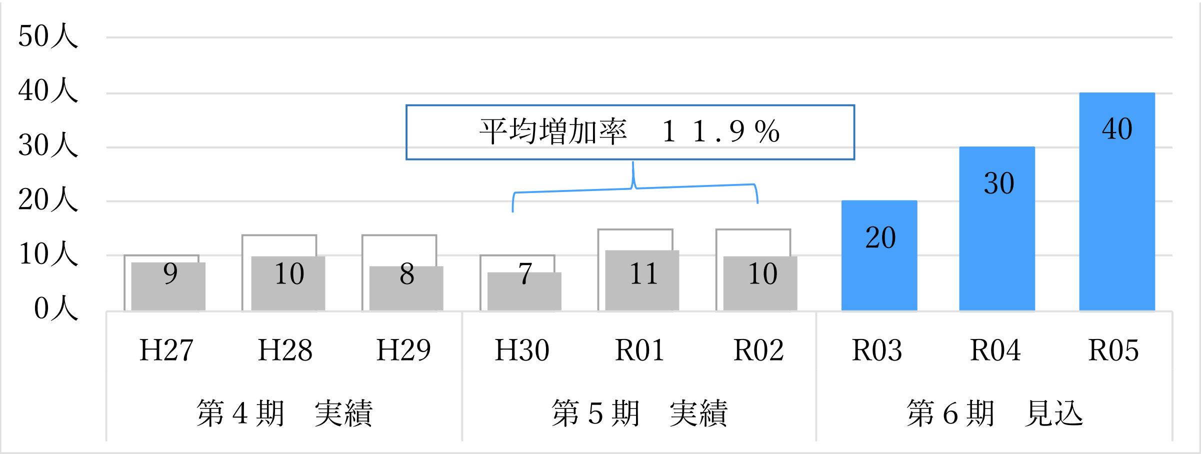

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 38　地域定着支援利用者数の推移

第２節　障がい児通所支援・障がい児相談支援

障がい児通所支援および障がい児相談支援の第５期の実績値および第６期の見込量は以下のとおりです。

【障がい児通所支援】

年度		第５期実績値 H30	第５期実績値 R01	第５期実績値 R02	第６期見込量 R03	第６期見込量 R04	第６期見込量 R05
児童発達支援	人日／月	239	312	315	360	420	480
	人／月	98	103	110	120	140	160
放課後等デイサービス	人日／月	1,004	1,031	1,122	1,520	1,640	1,760
	人／月	119	120	134	190	205	220
保育所等訪問支援	人日／月	0	10	19	60	80	100
	人／月	0	6	11	30	40	50

【障がい児相談支援】

年度		第５期実績値 H30	第５期実績値 R01	第５期実績値 R02	第６期見込量 R03	第６期見込量 R04	第６期見込量 R05
障がい児相談支援	人／月	99	108	120	145	170	200

1　障がい児通所支援

（１）児童発達支援

【サービスの概要】

児童発達支援とは、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービスです。

【基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定子ども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

０～５歳児人口は年々減少しています（図 40）。発達障害者支援法の施行後、発達障がいに対する普及啓発や支援体制の構築が進められ、乳幼児健診や保育園・幼稚園での気づき・支援体制の整備、また発達障がいの診断が可能な医療機関の増加などもあり、児童発達支援の利用者は、図

39 のとおり年々増加しています。３年前と比較すると、特に年中児の利用が４倍に増加しています（図 41）。

現在の各事業所の平均的な利用頻度および定員で算出すると、既に２１９人が児童発達支援を利用できる状況です。しかし、現状としては事業所の専門性に応じ１人の利用者が複数の事業所を利用しているため、サービス量が不足しているように見えています。サービス量を新たに確保するという視点の前に、各事業所内で子どもの発達全般について対応できるようにリハビリ職や心理職など必要な専門職を確保し事業所の専門性を向上させることが課題です。

ただし、東エリアについては現在児童発達支援事業所がありません。中央や西エリアでは、子ども単独で利用も可能な事業所もありますが、送迎に関する事情により、東エリアは子ども単独での利用が難しい地域となっています。東エリアについては、新規事業所の確保あるいは既存の事業所のサービス提供エリアの拡大が必要です。

令和元年度に実施した「子どもの発達支援に関するニーズ調査」では、発達相談利用児の６２．５％の児が児童発達支援の利用を希望しており、既に利用している児と合わせると児童発達支援の利用希望者は１７４人と推計されました。

児童発達支援については、「子どもの発達支援に関するニーズ調査」の結果、現在の事業所数を踏まえ、表 43 のとおりサービス量を見込みます。

表 43　児童発達支援のサービス見込み量

	第１期実績値			第２期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
必要量（人日／月）	239	312	315	360	420	480
利用者数（人／月）	98	103	110	120	140	160
平均利用日数（日／月／人）	2	3	3			
支給決定者数（人）	111	115	119			
定員（人）	58	65	65			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

児童発達支援ついては、令和５年度までに２事業所（定員２０名程度）が事業所を開設することを検討されており、２事業所とも医療的ケア児や重症心身障がい児の受け入れについても検討されています。

本市としては、事業所の専門性の向上のための取り組みとして、まず児童発達支援センターに、地域に必要な体制として、リハビリ職や心理職の確保について依頼します。また、東エリアの事業所の確保について、事業所の少ない地域を対象とした事業所開設支援について検討していきます。

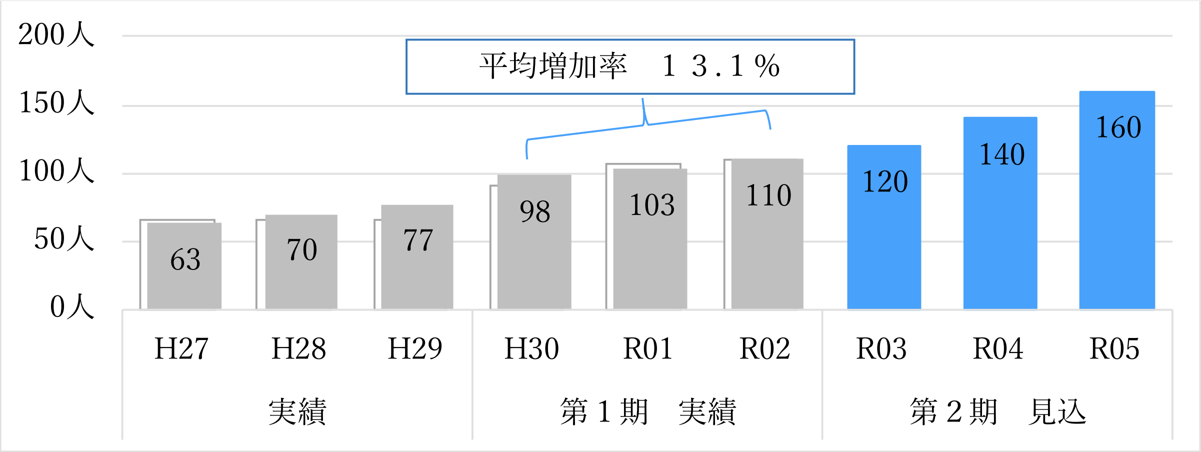

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 39　児童発達支援利用者数の推移

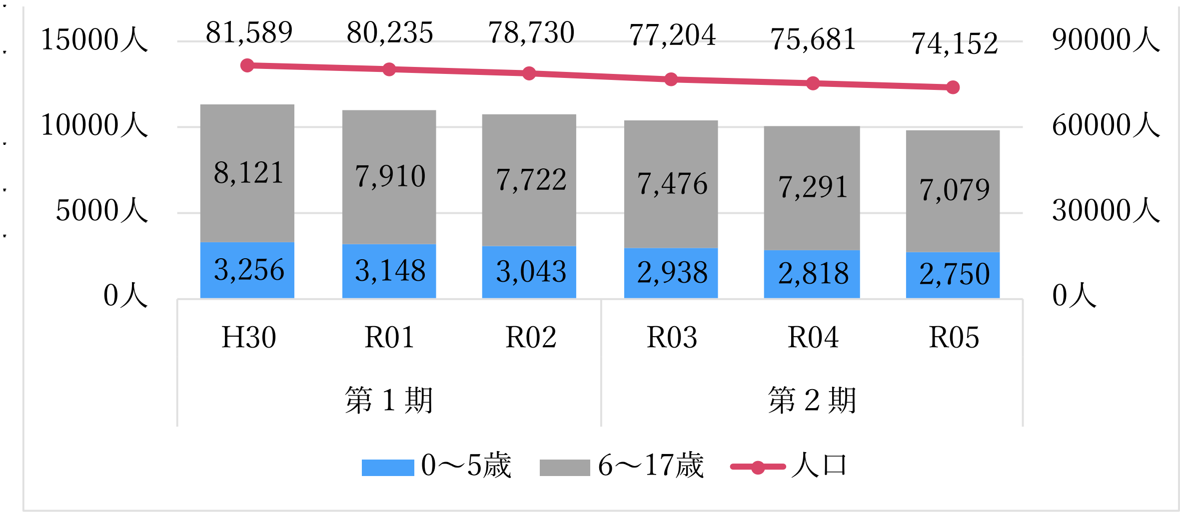

出典：住民基本台帳（コーホート法を用いて算出）
数値については、平成30年度および令和元年度は実績値。令和2年度以降は推計値。

図 40　人口および１８歳未満人口の将来推計

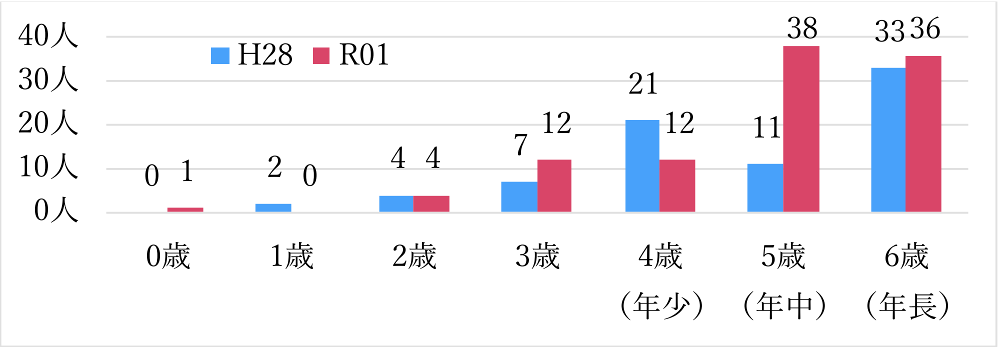

出典：実績については、国保連データより各年度末の支払実績を抽出。

図 41　児童発達支援利用児の年齢

（２）医療型児童発達支援

【サービスの概要】

医療型児童発達支援とは、肢体不自由（上肢、下肢または体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要であると認められた児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行うサービスです。

【基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定子ども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

現在、本市には医療型児童発達支援の指定事業所はなく、過去３年間の利用実績もありません。しかし、平成３０年度以降、理学療法士等による専門的な支援を受けられる児童発達支援事業所が増加し、令和３年１月１日現在４事業所あります。本市の１８歳未満の身体障がい者手帳（肢体不自由）所持者は２３人（令２年１２月３１日現在）で、これらの方はかかりつけ医との連携の元、先の４つの事業所を利用されています。また、重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所も２事業所あり、うち１事業所については母体施設として重症心身障がい児の入所施設があるため医療との連携体制も確保されています。よって、指定医療型児童発達支援事業所はありませんが、本市では肢体不自由児等に対する児童発達支援に関する提供体制は整っていると思われます。

医療型児童発達支援については、今後３年以内に新規事業所が立ち上がる見込みもないため、サービス量を見込むのは困難です。よって、本計画においてサービス量は見込まないこととします。

【見込量の確保等にあたっての対策】

今後、医療的ケア児等のニーズ把握を進めていく中で必要性が明確になれば、県が作成する医療計画との整合性を図りながらさらなる体制整備について検討していきます。

（３）放課後等デイサービス

【サービスの概要】

放課後等デイサービスとは、学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児に対し、授業終了後又は学校の休業日に通所させ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスです。

【基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

放課後等デイサービスの利用者数についても、図 42 のとおり年々増加しています。３年前と比較すると、特に小学校低学年の利用者数が２倍に増加しています（図 43）。

利用頻度を週１回と仮定すると既に３４０人が放課後等デイサービスを利用できる状況です。しかし、現状としては放課後や学校休業日の預かりを目的とした利用が多く、利用頻度についても平均８日／月、保護者のニーズとしては８～２２日／月が最も多く、保護者にとっては希望通りに利用できていないのが現状です。

しかし、預かりの場としては別に地域生活支援事業における日中一時支援事業があります。今後は、サービス量を新たに確保するという視点の前に、本来の目的に応じた事業の利用ができるよう体制整備を進めていくことが課題です。

ただし、東エリアについては児童発達支援と同様に放課後等デイサービス事業所がありません。放課後に事業所に通所するということを考えると、事業所が遠距離にあっては送迎に時間をとられ発達支援を受ける時間を十分に確保することができません。そういう意味では、東エリアについては、新規事業所の確保あるいは既存の事業所のサービス提供エリアの拡大が必要です。また、現状では就学すると言語聴覚士による支援を受けることのできる事業所が１事業所、週２日の枠しかありません。就学後もことばに関する支援を希望する声は多く、この点については児童発達支援同様に各事業所で子どもの発達全般について対応できるようにリハビリ職など必要な専門職を確保し事業所の専門性を向上させることが課題です。

令和元年度に実施した「子どもの発達支援に関するニーズ調査」では、通級指導教室、特別支援学級および特別支援学校在籍児の１５．０％の児が放課後等デイサービスの利用を希望しており、既に利用している児と合わせると放課後等デイサービスの利用を希望している方は２１７人と推計されました。

放課後等デイサービスについては、「子どもの発達支援に関するニーズ調査」の結果等を踏まえ、表 44 のとおりサービス量を見込みます。

表 44　放課後等デイサービスのサービス見込み量

年度	第１期実績値 H30	R01	R02	第２期見込量 R03	R04	R05
必要量（人日／月）	1,004	1,031	1,122	1,520	1,640	1,760
利用者数（人／月）	119	120	134	190	205	220
平均利用日数（日／月／人）	8	9	8			
支給決定者数（人）	130	148	163			
定員（人）	78	85	95			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

放課後等デイサービスについては、令和５年度までに１事業所が定員（５名）を増やすことを検討されており、さらに４事業所が新規開設（４０名）を検討されています。うち、１事業所は医療的ケア児や重症心身障がい児の受け入れについても検討されています。

本市としては、日中一時支援の単価の見直しと同時に、市療育体制会議等において各事業の本来の役割を遂行できるよう体制整備に努めます。また、事業所の専門性の向上のための取り組みとしては、まず児童発達支援センターに、地域に必要な体制として、リハビリ職や心理職の確保を検討する必要があります。また、東エリアの事業所の確保については、事業所の少ない地域を対象とした事業所開設支援について検討していきます。

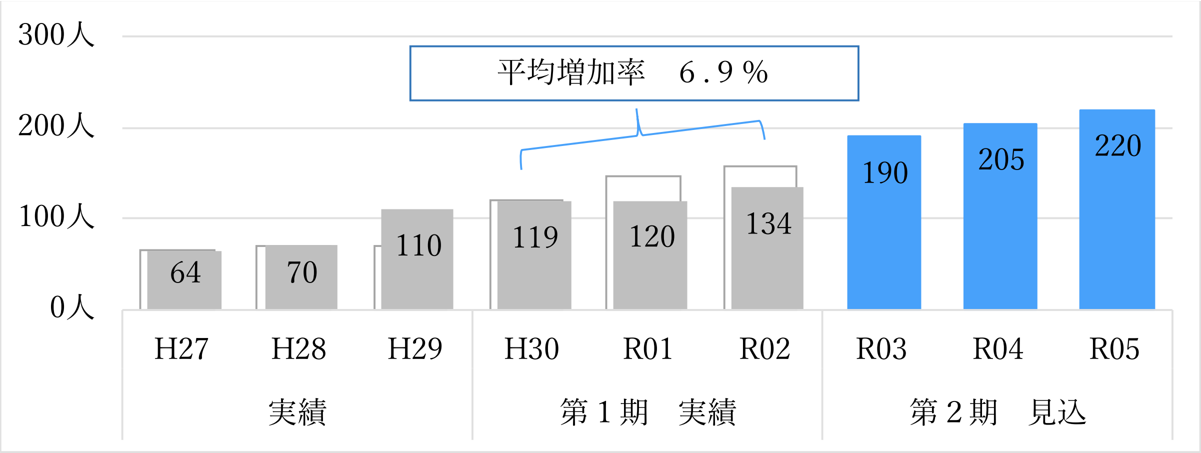

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 42　放課後等デイサービス利用者数の推移

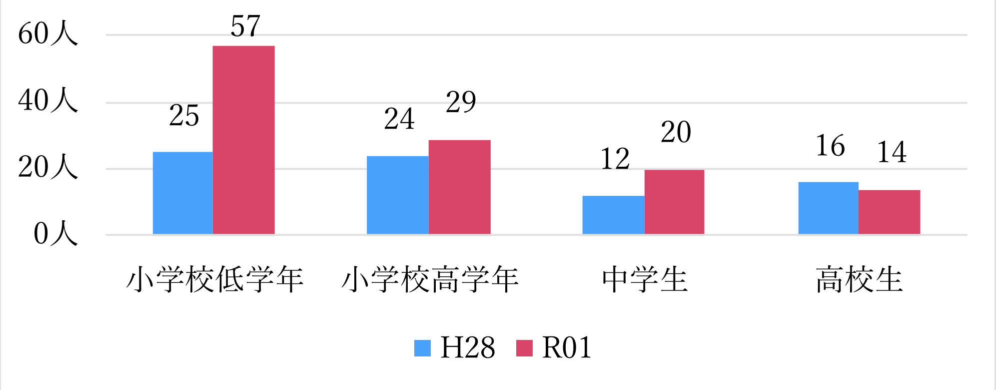

出典：実績については、国保連データより各年度末の支払実績を抽出。

図 43　放課後等デイサービス利用児の年齢

（４）保育所等訪問支援

【サービスの概要】

保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う児童又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設に入所する児童であって、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、保育所や学校等を訪問し、他児との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

【基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定子ども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又は利用状況、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

保育所等訪問支援については、平成２９年から事業所が整備され、現在市内に事業所は２か所あります。利用者数も図 44 のとおり年々増加しています。

令和元年度に実施した「子どもの発達支援に関するニーズ調査」では、特に未就学児でニーズが高く、既に利用している方も含め保育所等訪問支援の利用を希望している方は１３０人と推計されました。就学児についても、既に利用している方も含めると１１０人の方が利用を希望していると推計されました。保育所等訪問支援については事業所数が限られていることもあり、利用希望と利用者数に大きな開きがあります。

本市としては、障がい福祉施策の基本理念である共生社会の実現に向けては、障がいのある子ども達が特別な場で過ごすのではなく、他の子ども達と一緒に過ごし、そこが安心して過ごせる場になることが重要であると考えています。そのためには、日常障がいのある子ども達が他の子ども達

と一緒に過ごす場である保育所や学校等での環境整備が重要であると考え、それらを推進するために保育所等訪問支援のさらなる充実が必要であると考えます。

保育所等訪問支援については、「子どもの発達支援に関するニーズ調査」の結果および現在の事業所数を踏まえ、表 45 のとおりサービス量を見込みます。

表 45　保育所等訪問支援のサービス見込み量

	第１期実績値			第２期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
必要量（人日／月）	0	10	19	60	80	100
利用者数（人／月）	0	6	11	30	40	50
平均利用日数（日／月／人）	0	2	2			
支給決定者数（人）	20	35	41			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

市療育体制会議等において、現在児童発達支援事業所等で提供されている発達支援が保育所や学校の場で十分活用できているのかという視点を持ち、各事業所にさらなるサービスの質の向上に努めていただくとともに、特に児童発達支援センターについては求められている重要な地域支援機能であるため、保育所等訪問支援の指定について検討いただくようすすめていきます。

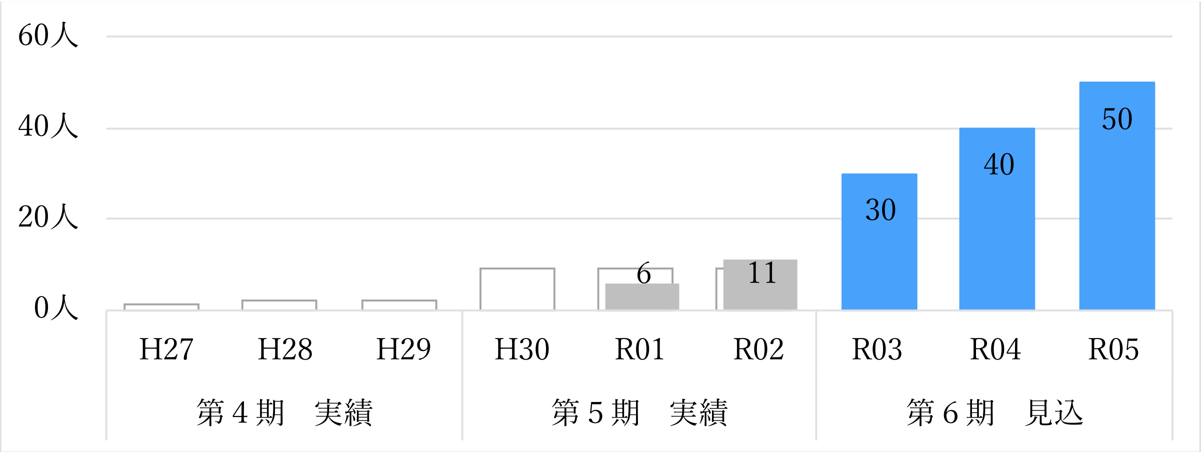

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。

図 44　保育所等訪問支援利用者数の推移

（５）居宅訪問型児童発達支援

【サービスの概要】

居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障がいの状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児に対し、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うサービスです。

【基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

現在、本市には指定事業所はなく、過去の利用実績もありません。令和２年１２月３１日現在、本市の１８歳未満の重度心身障がい児（在宅）は６名で、これらの方は重症心身障がい児を対象とした児童発達支援や放課後等デイサービスを利用されています。また、居宅における支援の１つとして理学療法士による訪問リハビリテーションも利用されています。

居宅訪問型児童発達支援については、今後３年以内に新規事業所が立ち上がる見込みもないため、サービス量を見込むことは困難です。よって、本計画においてサービス量は見込まないこととします。

【見込量の確保等にあたっての対策】

居宅訪問型児童発達支援についても、今後、医療的ケア児等のニーズ把握を進めていく中で必要性が明確になれば、体制整備について検討していきます。

２　障がい児相談支援

【サービスの概要】

障がい児相談支援には、障がい児支援利用援助と継続障がい児支援利用援助があります。

障がい児支援利用援助とは、障がい児通所支援の利用申請時の「障がい児支援利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「障がい児支援利用計画」の作成を行います。

継続障がい児支援利用援助とは、利用したサービスのチェックと見直しを行うサービスです。作成された「障がい児支援利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。障がい児相談支援では、発達支援が必要な児童の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

【基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズを勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

【見込量設定に当たっての考え方】

障がい児相談支援の利用者は、図 45 のとおり年々増加しています。特に、３年前と比較すると特に年中児および小学校１年生の利用者数の増加が著しい状況です。

障がい相談支援についても計画相談支援と同様に、「人員が不足している」という声を耳にします。実際、障がい児相談支援を実施している相談支援専門員は令和２年７月末現在１５人です。相談支援専門員全体の約半分です。

障がい児通所支援については、今後も事業所数の増加に伴い利用者数の増加が予想されています。障がい児相談支援に対応できる事業所を増加させていくことは本市の課題です。

障がい児相談支援については、「子どもの発達支援に関するニーズ調査」の結果等を踏まえ、表 46 のとおりサービス量を見込みます。

表 46　障がい児相談支援のサービス見込み量

年度	第１期実績値			第２期見込量		
	H30	R01	R02	R03	R04	R05
利用者数（人／月）	99	108	120	145	170	200
支給決定者数（人）	244	282	287			

出典：必要量・利用者数・平均利用日数は、各年度３月の国保連データ支払実績を抽出。令和２年度は１月の値。
　　　支給決定者数は、各年度３月末の値をWEL+より抽出。令和２年度は１月末の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

今後の対策としては、計画相談支援と併せて、計画相談支援事業所ごとの利用者数の偏り等に関する課題等について、自立支援協議会（計画相談部会）等で共有し、地域全体で解決していく仕組み作りを検討していきます。

計画相談支援と合わせて、今後、各事業所が抱えている業務量に関する課題の共有やモニタリング時期の平準化、さらにはケースの状況に合わせたモニタリング時期の提案など、自立支援協議会（計画相談部会）等で共有し、地域全体で解決していく仕組み作りを検討していきます。

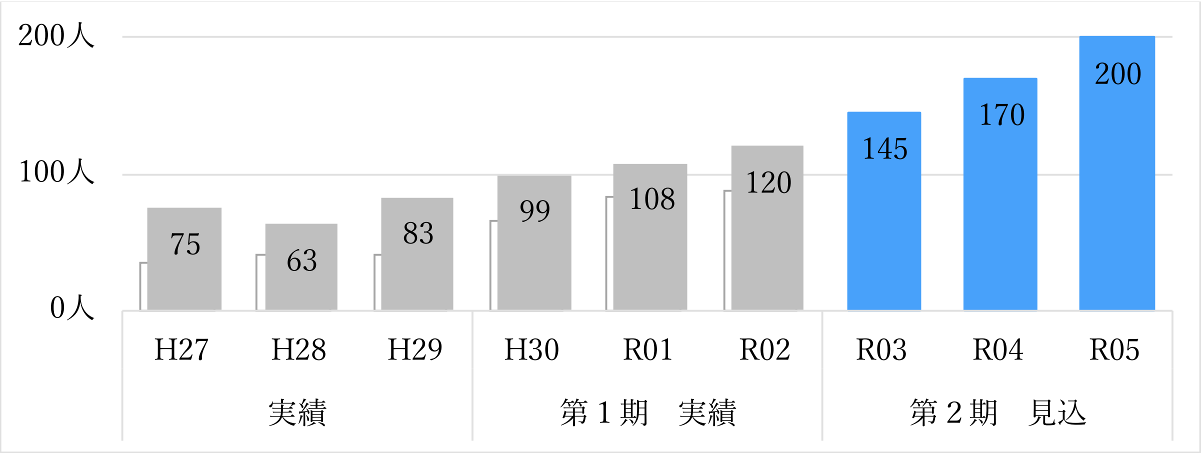

出典：実績は、国保連データより各年度３月の支払実績を抽出。令和２年度は３月の見込値。

図 45　障がい児相談支援利用者数の推移

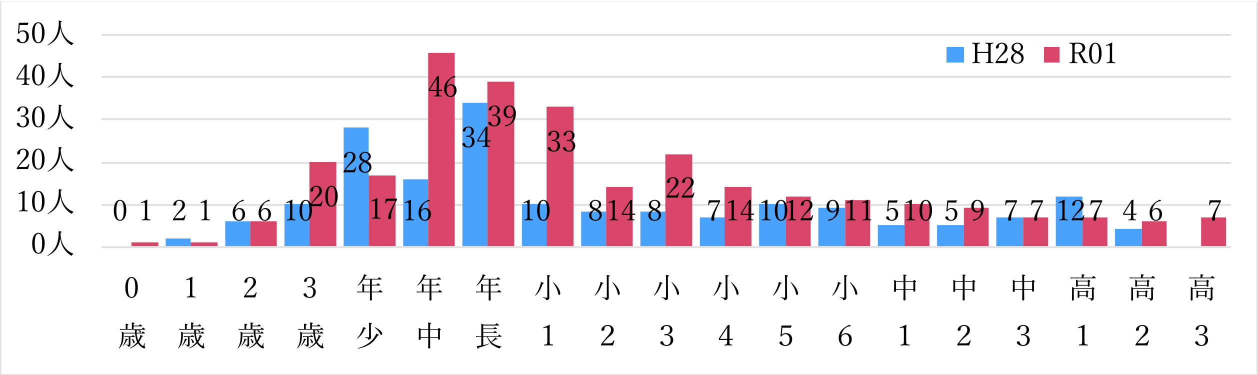

出典：実績については、国保連データより各年度末の支払実績を抽出。

図 46　障がい児相談支援利用者の年齢

3　その他(保育所等における障がい児の受入れに係る定量的な目標)

【サービスの概要】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学校児童を対象として、放課後や長期休業中などに保育施設等で預かる事業です。

障がい児保育事業補助金とは、市の単独事業で、障がい児等の受入を行っている私立保育園や私立幼稚園に対し加配職員の雇用に係る人件費等を補助し、障がい児の受入促進と処遇の向上を図る事業です。

【基本指針】

障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障がい児通所支援等を利用する障がい児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量

的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定子ども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入体制整備を行うものとする。

【現状と課題】

障がいのある子ども達の放課後や長期休暇中の居場所としては、放課後児童クラブの他に障がいの有無に関わらず利用できる事業として、子どもデイサービス事業、放課後子ども教室および地域活動事業（小学校低学年受け入れ）などがあります。また、障がいのある子ども等が利用できるサービスとして、放課後等デイサービスや日中一時支援事業があります。近年、放課後等デイサービスの利用者数が急増し、障がいのある子ども達と地域の子ども達の生活の場の分離が進み、共生社会の実現とは相反しています。地域の子ども達共に過ごせる場を障がい児にとっても利用しやすい場にすること、そのための職員加配等による体制整備や職員の支援スキルの向上が課題です。

保育所等での障がい児の受け入れについては、令和元年度に障がい児保育事業補助金について職員の配置基準の緩和や補助金の増額など事業の見直しが行われ、利用者数も増加しています。

【見込量設定に当たって考え方】

障がいのある子ども達が地域の子ども達と共に過ごせる放課後児童クラブは、今後利用者数の増加が望まれます。よって、近年の利用者数を考慮し、表 47 のとおり見込みます。

障がい児保育事業補助金利用者数は、令和２年度は障がい手帳所持者数と大差ありません。今後、出生数の減少に伴い障がい者手帳所持者も減少すると予測し、表 47 のとおり見込みます。

表 47　障がい児の子ども・子育て支援等の利用者数見込み量

年度	第１期実績値 H30	R01	R02	第２期見込量 R03	R04	R05
放課後児童健全育成事業	22	26	22	30	30	30
認定こども園	—	1	1	1	1	1
保育所	20	25	39	39	38	37

出典：実績について、放課後児童健全育成事業については事業所からの報告数。認定こども園及び保育所については、障がい児保育事業補助金利用者数。各年度5月1日時点の登録者数。

【見込量の確保にあたっての対策】

市療育体制会議等で障がいのある子ども達の放課後の居場所については検討を重ねています。

放課後の居場所に関する支援は、障がいのある子どもだけでなく全体的に不足している現状であり、子ども・子育て支援施策と合わせて場の確保について検討をしていきます。

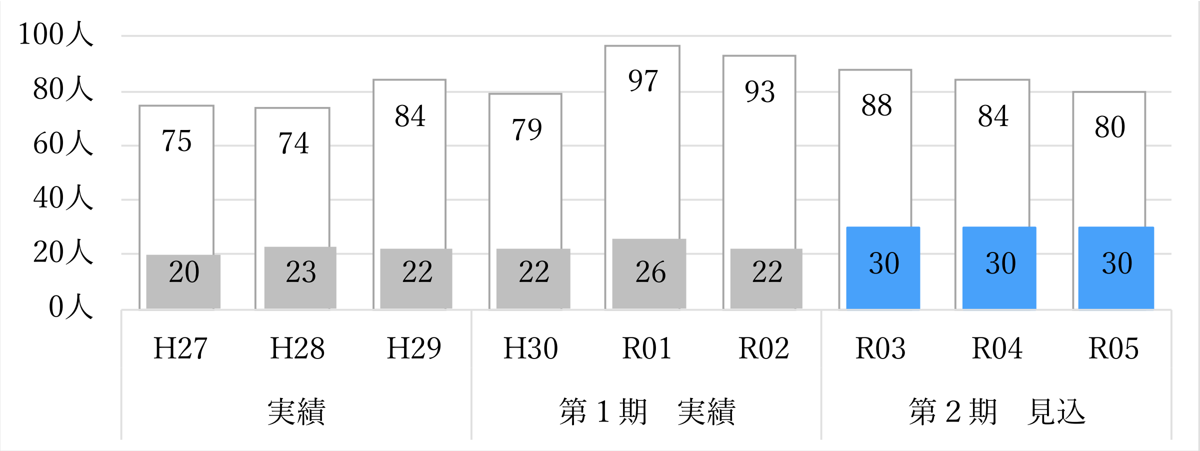

出典：障がい者手帳所持者の実績については、総合福祉WEL＋より、各年度３月３１日現在の値。
令和２年度は７月末現在。放課後児童健全育成事業の実績は、各年度5月1日現在の登録者数。

図 47　障がい者手帳所持者数（小学生）と放課後児童健全育成事業利用者数の推移

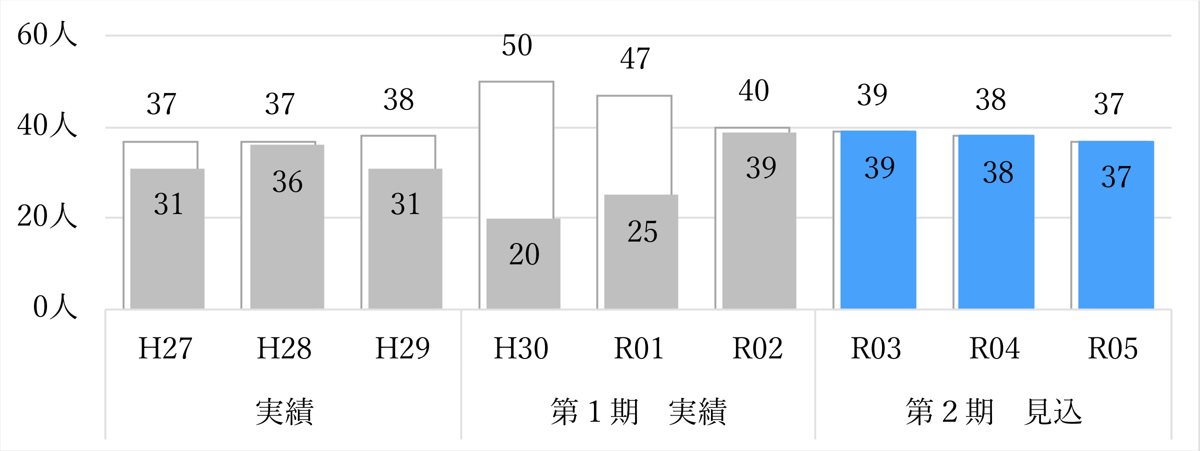

出典：障がい者手帳所持者の実績については、総合福祉WEL＋より、各年度３月３１日現在の値。
令和２年度は７月末現在。障がい児保育事業補助金の実績については、各年度5月1日現在の値。

図 48　障がい者手帳所持者数（未就学児）と障がい児保育事業補助金利用者数の推移

表 48　障がい者手帳所持者数と特別児童扶養手当受給者数（小学生以下）

年度		H27	H28	H29	H30	R01	R02
未就学児	障がい者手帳所持者数	37	37	38	51	47	40
	特別児童扶養手当受給者数	23	23	28	30	35	31
小学生	障がい者手帳所持者数	75	74	84	79	97	93
	特別児童扶養手当受給者数	26	29	46	57	82	82

第６章　地域生活支援事業

第１節　市町村必須事業

1　理解促進研修・啓発事業

【事業概要】

理解促進研修・啓発事業とは、障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です[2]。

【現状と課題】

理解促進研修・啓発事業は必須事業ですが、平成３０年度まで本市では実績が未把握でした。令和元年度より、市で実施している普及啓発活動の実績の把握と使用した資料の共有化を図る体制を整えました。また、障がい福祉に関する制度周知のため「障がい福祉サービス利用ガイドブック」と「子どものための発達支援　障がい児通所支援」を作成し、関係者はもとより窓口に来所された方や市ホームページを通じて制度周知に取組んでいます。今後は、地域課題を解決していくための計画的な普及啓発に取り組んでいくことが本市の課題です。

【見込量の確保にあたっての対策】

将来的には、地域障がい相談支援センターを中心に、各地区の特性に応じた啓発活動を実施する体制を構築していきます。そのための体制づくりとして、令和３年度からは、まず行政区長や民生委員・児童委員など地域づくりのキーパーソンとなる方に障がい福祉全体の現状や制度とあわせて地域障がい相談支援センターの役割についての周知を計画的に実施していきます。

また、障がい者団体の活動においても、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催を積極的に実施していただくよう活動を支援していきます。

さらに、令和元年度より実施している市役所職員のための手話教室も継続して開催し、「障がい福祉サービス利用ガイドブック」や「子どものための発達支援　障がい児通所支援」についても、毎年見直しを行っていきます。

---

[2] WAM　NET、「障がい者福祉　障がい者福祉制度を知りたい　サービス一覧／サービス紹介　地域生活支援事業」　以下、地域生活支援事業の概要については同様に引用。

表 49　理解促進研修・啓発事業のサービス見込み量

年度	第５期実績値 H30	R01	R02	第６期見込量 R03	R04	R05
実施回数（人数）	－	48回	20回	30回	40回	50回
人数	－	1731人	1352人	1400人	1600人	1800人
障がい福祉全体の現状や制度	－	15回	9回			
	－	220人	693人			
障がい児関連の現状や制度	－	17回	7回			
	－	447人	610人			
手話・意思疎通支援関連	－	4回	4回			
	－	108人	49人			
障がい者虐待防止関連	－	4回	0回			
	－	176人	0人			
障がい者差別解消関連	－	5回	0回			
	－	457人	0人			
自殺予防対策関連	－	3回	0回			
	－	323人	0人			

出典：周知実績一覧より抽出。
　　数値は、各年度３月３１日現在。令和２年度については９月３０日現在の値。

2　自発的活動支援事業

【事業概要】

自発的活動支援事業とは、障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

【現状と課題】

自発的活動支援事業も必須事業ですが、令和元年度まで本市では未実施でした。障がいのある方やその家族等の自発的な活動としては障がい者団体等の活動があります。そこで、令和元年度は、障がい者団体の活動意向や課題を把握するため、障がい者団体へのヒアリング調査を行いました。令和２年度からは、各地区に支部を持っている強みを活かし「身体障害者福祉協議会」に「ピアサポート事業（身体障がい者相談員）」を委託しています。また、乳幼児や小学生の子どもを持つ保護者を対象とした積極的なピアカウンセリング活動を独自で実施していることを評価し、「ダウン症を育てる家族の会サニー」に「ピアサポート事業（知的障がい者相談員）」を委託しています。

さらに、医療従事者に対し簡単な手話を習得してもらうための手話が掲載された日めくりカレンダーの配布および周知活動を企画された「聴覚障害者協会」に対して「『心のバリアフリー』推進のための活動支援事業」を委託しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度は未実施で、来年度に向けて計画見直しをされているところです。

「障がい福祉サービス事業所アンケート」では、障がい者関係団体について「よくわからないと回答された方」が４２．６％おり、障がい福祉サービス事業所と障がい者団体等との日頃のつながりが薄いことが推測されます。今後も、障がい者団体など、障がいのある方やその家族等が持っている力を地域の社会資源として有効に活用していくことが本市の課題です。

【見込量の確保にあたっての対策】

今後は、市独自補助事業である団体補助金を当該事業への移行するため、各団体の既存の活動内容を委託事業として実施できるよう障がい者団体等と話し合いながら進めていくこととし、団体等による自発的な活動を充実させていく支援をしてきます。また、新たなピアサポートグループの育成等についてもマッチングのシステム等を整えることで支援をしていきます。

表 50　自発的活動支援事業のサービス見込み量

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
ピアサポート活動支援	－	－	2団体	2団体	2団体	2団体
災害対策活動支援	－	－	－			
孤立防止活動支援	－	－	－			
社会活動支援	－	－	－		2団体	3団体
ボランティア活動支援	－	－	－			
「心のバリアフリー」推進活動支援	－	－	1団体	1団体		

3　相談支援事業

【事業概要】

相談支援事業とは、障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する事業です。

【現状と課題】

障がい者相談支援事業は、令和２年度まで２市１町の共同委託事業として６か所に委託し実施しています。利用者数は、障がい者については横ばい、障がい児については令和元年度以降減少して

います。障がい児の減少については、学校等での支援体制に関する相談について、学校教育課で実施されている相談事業と役割分担ができ、教育部門の相談に移行したためと思われます。支援内容では、福祉サービスの利用支援が圧倒的に多い状況です（図 50）。共同委託事業であるために２市１町のそれぞれの地域課題へ柔軟に対応することが難しい状況です。

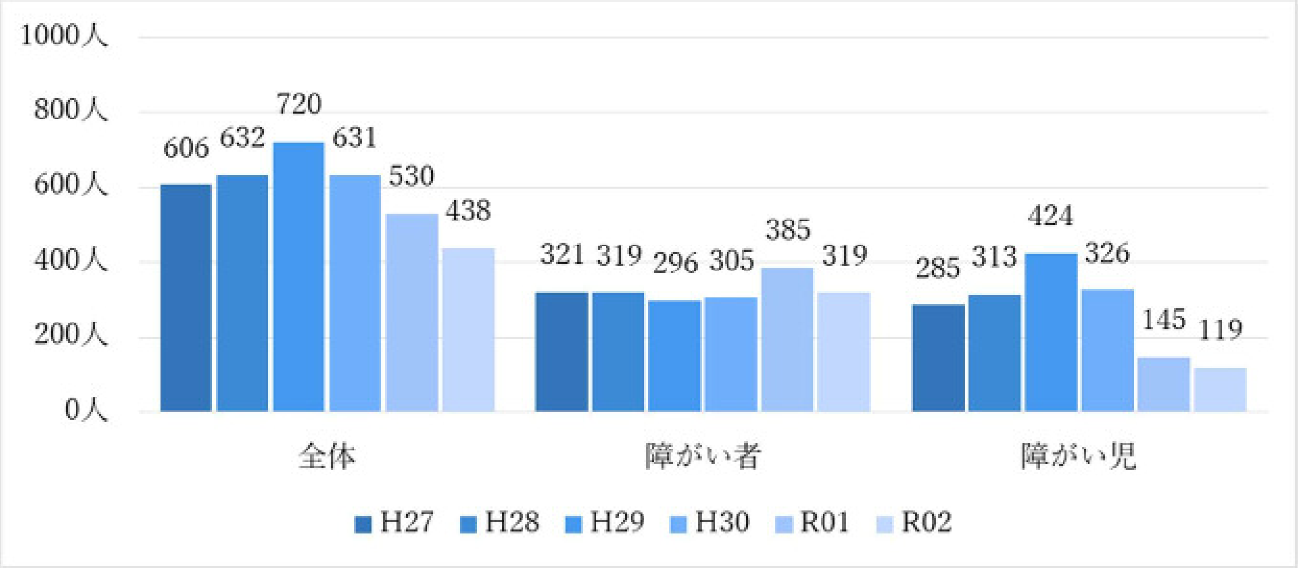

図 49　障がい者相談支援利用者数の推移

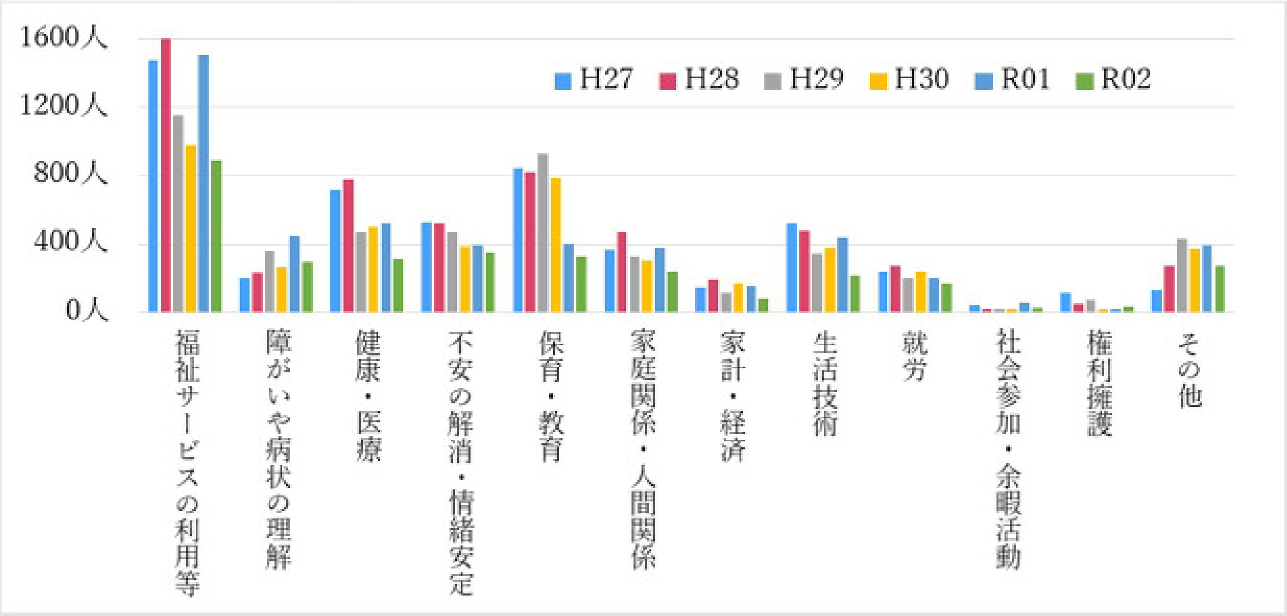

図 50　障がい者相談支援の支援内容

【見込量の確保等にあたっての対策】

３年に１度の制度改正の時期に合わせて委託相談支援事業所を公募します。令和３年度より各市町の地域生活支援拠点等整備事業に合わせて相談支援事業を位置づけるため、市町ごとに相談支援

事業所の委託、評価を実施し、中立公平な事業所運営を推進します。（詳細については、第４章成果目標と活動指標Ｐ５１に記載）

表 51　相談支援事業のサービス見込み量

年度	第５期実績値 H30	R01	R02	第６期見込量 R03	R04	R05
委託事業所	6か所 圏域	6か所 圏域	6か所 圏域	4か所 市	4か所 市	4か所 市

4　成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

成年後見制度利用支援事業とは、障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う事業です。

【現状と課題】

成年後見制度の経費の補助に関しては、市長申立件数の実績(表 52)はありますが、報酬助成については過去３年間で利用実績はありません。市長申立てについては施設からのみ審判請求要請があっています。

成年後見制度については、権利擁護の視点から早めの相談が必要ですが、現状としては本人の意思決定が困難な状態や解決しなければならない案件がある場合の審判請求要請が多い状況です。今後は、障がいのある方やその家族に対し制度を周知し、適切な時期に利用できるよう相談等を含めた体制整備が本市の課題です。

【見込量の確保等にあたっての対策】

令和３年度に天草市成年後見制度利用促進基本計画を天草市地域福祉計画に追加します。天草市社会福祉協議会（あまくさ成年後見センター）を中核機関とし、関係機関との協議会を定期的に開催しながら相談・周知活動を含めた体制づくりを高齢者支援課、健康福祉政策課とともに実施していきます。成年後見制度利用促進を図る方法の１つとして、事業の普及啓発を図ると共に早めの相談へつながるよう相談支援事業を進めていきます。

表 52　成年後見制度利用支援事業のサービス見込み量

年度	第５期実績値 H30	R01	R02	第６期見込量 R03	R04	R05
報酬助成件数	0件	0件	0件	1件	2件	3件
市長申立件数	3件	2件	2件	5件	5件	5件

出典：実績報告書より抽出。
数値は、各年度３月３１日現在。令和２年度については９月３０日現在の値。

5　成年後見制度法人後見支援事業

【事業概要】

成年後見制度法人後見支援事業とは、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

【現状と課題】

成年後見制度法人後見支援事業も必須事業ですが、令和元年度まで本市では未実施でした。

令和２年度より、天草市社会福祉協議会（あまくさ成年後見センター）に成年後見制度法人後見支援事業を委託し、令和３年度から中核機関の本格運用に向け体制整備の一つとして取組んでいます。

令和元年度行った関係機関へのアンケート調査では、成年後見制度を必要とする人は多くいるが、現在専門職による後見人業務を受けることが難しくなってきており、新たな法人後見活動ができるところを増やしていくことも必要となっています。まずは法人後見意向についての現状把握等を行い、支援体制整備に取り組むことが必要です。

【見込量の確保等にあたっての対策】

天草市成年後見制度利用促進基本計画に沿った体制づくりの一つとして事業を委託し、後見人活動支援を行う体制を整えていきます。

6　意思疎通支援事業

【事業概要】

意志疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行う事業です。

【現状と課題】

意志疎通支援事業は、一般財団法人熊本県ろう者福祉協会に委託し実施している事業です。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、障がい者のある方が PCR 検査や入院等になった場合のコミュニケーション手段として、令和２年度途中に県事業としてスマートフォンやタブレット端末を用いた「遠隔手話通訳サービス」を開始されており、利用に関しては意思疎通支援事業の対象に追加しているところです。今後は、必要な人への制度の周知とともに、手話通訳者の確保が本市の課題です。意思疎通支援事業については、ろう者福祉協会及び手話サークル等の団体による支援により実施できている事業であり、人材の確保と育成も合わせて行うことが必要です。

【見込量の確保等にあたっての対策】

地域生活支援事業の必須事業でもあります「手話奉仕員養成研修事業」における受講生を増やし、手話通訳者へつなげられるようにしていきます。

周知に関しては障がい者関係団体の協力を得ながら方法を検討・実施していきます。

表 53　意思疎通支援事業のサービス見込み量

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
利用件数	167件	147件		150件	150件	150件

出典：実績報告書より抽出。
数値は、各年度３月３１日現在。年度末請求のため令和２年度については未定。

7　手話奉仕員養成研修事業

【事業概要】

手話奉仕員養成研修事業とは、聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

【現状と課題】

手話奉仕員養成研修事業も、一般財団法人熊本県ろう者福祉協会に委託している事業です。週１回の頻度で１年間かけて「入門過程」と「基礎課程」の研修が実施されています。過去３年間の養成者数は、表 54 のとおり非常に少ないのが現状です。「障がい福祉サービス事業所アンケート」では、手話奉仕員養成研修事業を「よくわからないと回答された方」が６７．２％おり３番目に多い事業です。本事業についても、制度の周知が本市の課題です。

令和２年度には、広報やホームページをはじめ看護学生や各関係機関へ周知用のチラシの配布等を行い受講者の増加に努めましたが、本事業も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催時期を見合わせていましたが、最終的には時間数が不足することからやむなく中止しました。

情報のバリアフリーについては、共生社会を実現していく上では非常に重要な部分であり、公共機関等への手話のできる人材の配置については聴覚障がい者からのニーズとしても多く聞かれており、手話奉仕員をふやしていくことは本市の課題です。

【見込量の確保等にあたっての対策】

今後は、障がい福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所、医療機関、市役所など必要性の高い事業所においては手話奉仕員等を積極的に配置するような取組につながるよう、本事業を周知し、受講者の増加に努めます。

表 54　手話奉仕員養成研修のサービス量の見込み

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
修了者	3人	10人	中止	12人	14人	16人

出典：実績報告書より抽出。
数値は、各年度３月３１日現在。令和２年度については９月３０日現在の値。

8　日常生活用具給付等事業

【事業概要】

日常生活用具給付等事業とは、重度の障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行う事業です。

【現状と課題】

日常生活用具給付の利用実績は、表 55 のとおり増加しています。給付実績が多い用具は、排せつ管理支援に関するもの（ストマ用具と紙おむつ）で、令和元年度の実績では９１．０％を占めて

います。身体障がい者手帳の主たる障がいの中でも「膀胱・直腸機能障がい」の増加が影響していると思われ、予防活動のデータとして健康増進課へもデータ提供を行っているところです。その他の用具について利用者はわずかです。

日常生活用具給付等事業においては、令和元年７月より「暗所視支援眼鏡」を全国に先駆けて対象項目とし、令和元年度の給付実績は６件となっています。給付対象者の方へのアンケートや訪問調査において「生活時間が拡大した」「家事役割が満足にできるようになった」「外出や旅行の夢を持てるようになった」などの回答があり、効果的な支給につながっているところです。

本事業は、特に在宅で暮す重度の障がい者や視覚・聴覚障がい者を対象としたサービスですが、これらの方に周知を行い、必要な方の活用につながるようにしていくことが本市の課題です。

【見込量の確保等にあたっての対策】

本事業については、今後、医療的ケア児者のニーズ把握をすすめる上で、さらに、地域障がい相談支援センターを中心とした相談体制を整えていく上で、在宅の障がい者等のニーズ把握に努め、必要な方に情報提供していく体制を整備します。

特に医療的ケア児については、障がい者手帳を取得するための診断に時間を要す場合があり、障がい福祉による日常生活用具給付が提供できない場合があります。今後小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業の開始に向け、関係課と協議を行い隙間のない支援について検討していきます。

表 55　日常生活用具給付等事業のサービス見込み量

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
延申請件数	493件	587件	309件	400件	400件	350件
実利用者数	192人	216人	181人			

出典：実績については、WEL+より抽出。
数値は、各年度３月３１日現在。令和２年度については９月３０日現在の値。

表 56　日常生活用具給付等の利用実績

用具の種別	延申請件数	用具の種類	延申請件数
介護・訓練支援	10件	特殊寝台	5件
		特殊マット	4件
		体位変換器	1件
自立生活支援	5件	入浴補助用具	2件
		移動・移乗支援用具	1件
		電磁調理器	1件
		便器	1件
在宅療養等支援	14件	電気式たん吸引器	5件
		動脈中酸素飽和度測定機	3件
		盲人用血圧計（音声式）	3件
		ネブライザー（吸入器）	1件
		盲人用体温計（音声式）	1件
		盲人用体重計	1件
情報・意思疎通支援	20件	人工内耳用電池	5件
		盲人用時計	5件
		視覚障害者用ポータブルレコーダー	3件
		人工喉頭(電動式)	3件
		視覚障害者用拡大読書器	2件
		携帯用会話補助装置	1件
		情報・通信支援用具	1件
排せつ管理支援	529件	ストマ用装具	464件
		紙おむつ	65件
居宅生活動作補助	3件	居宅生活動作補助用具	3件
その他	6件	暗所視支援眼鏡	6件
計	587件	計	587件

出典：実績については、WEL＋より抽出。数値は、令和元年度の実績。

表 57　【参考資料】補装具の給付実績

用具の種類	延利用者数	用具の種類	延利用者数	用具の種類	延利用者数
補聴器	43人	車椅子	44人	義肢	4人
盲人安全つえ	9人	下肢装具	27人	歩行器	1人
眼鏡	2人	座位保持装置	8人	歩行補助つえ	1人
				計	139人

出典：実績については、WEL＋より抽出。数値は、令和元年度の実績。

9　移動支援事業

【事業概要】

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な障がい者等の外出のための支援を行う事業です。

【現状と課題】

自動車の運転が困難な障がい者や高齢者の移動に関する体制の整備は、本市の地理的な特徴や公共交通機関の状況を考えると重要な課題です。現に、障がい児の通所や通学、医療的ケア児の通所、障がい者の通勤等に関し移動が障壁になっています。

しかし、移動支援事業の利用者数は、表 58 のとおり年々減少しています。本事業は市内８事業所、市外３事業所に委託している事業で、利用状況をみると、障がい者の方は地域活動支援センターの利用時に、障がい児について天草支援学校への通学時の利用が多いようです。令和元年度の実績でみると障がい児の利用が全体の４７．１％になり、手帳所持割合からいくと非常に高い割合となっています。また支援学校への移動支援については国土交通省の福祉有償運送の許可登録した２法人のみでの対応となっているため負担が大きくなっています。

移動支援事業で通学支援を実施しているのは、熊本県下でも本市のみです。通学の保障については、県下でも取組が異なっておりますので、まずは他市町の状況を含め現状を把握し、関係機関等で情報共有を行い、各分野でできることを今後検討していく必要があります。

表 58　移動支援に関するサービス量の見込み

年度	第５期実績値 H30	 R01	 R02	第６期見込量 R03	 R04	 R05
利用者数	106人	104人	85人	100人	95人	90人
身体障がい者	23人	18人	16人			
知的障がい者	17人	20人	22人			
精神障がい者	11人	17人	13人			
児童	55人	49人	34人			

出典：実績報告書より抽出。
数値は、各年度３月３１日現在。令和２年度については９月３０日現在の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

移動に関する体制整備については、担当課だけではなく、地域政策課、まちづくり支援課、高齢者支援課や学校教育課を含めた地域や公共交通機関を巻き込んだ取組が必要です。また、卒業後は公共交通機関を用いている現状を踏まえると、学生のころから公共交通機関を活用し地域生活の訓練や地域における障がいの理解を進める上でも方向性を再考する必要があります。今後も、これらの関係課を含め、市全体の体制についての検討を継続していきます。

１０　地域活動支援センター機能強化事業

【事業概要】

地域活動支援センターとは、障がいのある方に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う場です。本事業は、地域活動支援センターの機能を強化するための事業です。

【現状と課題】

地域活動支援センターについては、３法人に委託し実施しています。障がい福祉サービス事業所の増加に伴い、利用者数は表 59 のとおり年々減少しています。地域活動支援センターは、その機能に応じⅠ型からⅢ型までありますが、利用者数の減少に伴い、令和２年度より本市ではすべてⅢ型となっています。今後、地域課題等を把握する中で地域活動支援センターの役割等について再考し、必要な体制を整えていくことが本市の課題です。

表 59　地域活動支援センターのサービス量の見込み

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
事業所数	3か所	3か所	3か所	3か所	2か所	2か所
利用者数／日	25人	22人	21人	45人	30人	30人

出典：実績報告書より抽出。
数値は、各年度３月３１日現在。令和２年度については９月３０日現在の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

１事業所については、給付サービスへの移行を検討されています。

今後は、給付サービスの指定事業所が少ない地域や給付サービスにつながる前の引きこもりの方の支援の場などとして、地域活動支援センターの在り方について自立支援協議会（地域生活部会等）で検討していきます。

第２節　市町村任意事業

1　訪問入浴サービス

【事業概要】

訪問入浴サービスとは、介護職員等が、居宅を訪問し浴槽を提供して行う入浴サービスのことです。

【現状と課題】

訪問入浴サービスは、介護保険の指定訪問入浴サービス事業所へ委託している事業です。利用者数は、表 60 のとおりとなっています。在宅における入浴支援より、生活介護等通所サービスを利用し入浴支援を受けている方が多いのが現状です。

【見込量の確保等にあたっての対策】

本事業についても、在宅の重度障がい者の方が主な対象となるサービスと思われます、よって、今後医療的ケア児者等のニーズ把握をすすめ、必要な方に情報提供していく体制を整備します。

表 60　訪問入浴サービスのサービス量の見込み

年度	第５期実績値			第６期見込量		
	H30	R01	R02	R03	R04	R05
延利用者数	129人	189人	71人	240人	240人	240人
実利用者数	2人	4人	3人	5人	5人	5人

出典：実績報告書より抽出。
数値は、各年度３月３１日現在。令和２年度については９月３０日現在の値。

2　日中一時支援

【事業概要】

日中一時支援事業とは、障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい福祉サービス事業所や障がい者支援施設等において、障がい者等の日中における活動の場を確保する事業です。

【現状と課題】

日中一時支援事業については、市内９か所に委託している事業です。利用者数は表 61 のとおり増加しています。利用者４５．３％が障がい児であり、天草支援学校の時間が９時から 15 時までとなっており、保護者の就業時間に合わせて、学校授業開始前及び終了後の預かりとして日中一時支援を利用するという児が多いようです。

日中一時支援については、放課後等デイサービスとの役割分担についても課題があります。障がい児等の保護者が就労を継続していく上では、放課後の見守り支援は非常に重要なサービスです。

本事業については、放課後等デイサービスをはじめとする給付サービスとの役割分担の明確化とそれを実現可能とする体制の整備が課題です。

表 61　日中一時支援事業のサービス量の見込み

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
利用者数	63人	69人	41人	70人	80人	90人

出典：実績報告書より抽出。
数値は、各年度３月３１日現在。令和２年度については９月３０日現在の値。

【見込量の確保等にあたっての対策】

給付サービスとのすみ分けを行うと共に、個別ケース会議等を通じて学校やその他の地域資源の活用を踏まえながら、家族のレスパイトや就労支援につなげていきます。また、日中一時支援事業の単価の見直しについても検討を行い、必要な体制の整備に努めます。

３　地域移行のための安心生活支援

【事業概要】

地域移行のための安心生活支援事業とは、障がい者が地域で安心して暮らしていけるように、以下の地域生活への移行や定着のための支援体制を整備し、障がいがあっても自らが選んだ地域で暮らしていけるよう支援する事業です。

■　居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）

　　緊急一時的な宿泊や地域での１人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保

■　コーディネート事業

　　地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置

【現状と課題】

地域移行のための安心生活支援事業は、令和元年度まで１法人に委託していました。令和２年度から２法人に委託し、地域移行支援・地域定着支援と一体的な事業実施ができる体制を整備しました。

居室確保事業は地域生活支援拠点等整備においては必要な事業ですが、表 62 のとおり過去３年間の利用実績はありません。本計画策定に伴って実施した「障がい福祉サービス事業所アンケート」では、地域移行のための安心生活支援事業について「よくわからないと回答された方」が６５．６％おり４番目に多い事業であり、本事業についても、制度の周知が本市の課題です。

コーディネーター事業は、地域のインフォーマルサービス（公的なサービス以外）を含めた社会資源を把握し、地域生活を支援するための地域の体制づくりを行う事業であり、地域生活支援拠点等を整備していく上では重要な事業であり、この体制づくりが本市の課題です。

【見込量の確保等にあたっての対策】

令和３年度より、各地域障がい相談支援センターにコーディネーターを配置し、地域の体制づくりに努めていきます。居室確保事業については、人口の多い天草南地域や天草北地域に事業所がありません。これらの地区での事業所の必要性について、今後自立支援協議会等で検討が必要です。

表 62　地域移行のための安心生活支援事業のサービス量の見込み

	第５期実績値			第６期見込量		
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05
居室確保事業　委託事業所数	1か所	1か所	2か所	2か所	3か所	4か所
コーディネーター事業　委託事業所数	1か所	1か所	0か所	4か所	4か所	4か所

出典：実績報告書より抽出。
数値は、各年度３月３１日現在。令和２年度については９月３０日現在の値。

4　巡回支援専門員整備事業

【事業概要】

巡回支援専門員整備事業とは、発達障がい等に関する知識を有する専門員が、 保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行うことで、障がいが“気になる”段階からの支援体制の整備を図る事業です。

【現状と課題】

巡回支援専門員整備事業は、平成３０年度から天草市社会福祉協議会（児童発達支援センターすくすく園）に委託している事業です。令和元年度までは、相談があった場合に対応するという相談形態であったため、支援先に偏りがみられました。また、障がい児通所支援事業所が少ない際には、本事業が個別支援の一部を担っていたこともあり、これまでは支援の内容も個別支援が中心（令和元年度の支援全体の９４．１％）で、個別支援後のつなぎ先としても「継続支援」となっているケースが多い状況でした。

近年、障がい児通所支援事業所数も増加してきたため、今後は、保育所等訪問支援等の療育サービスとの役割分担や連携を図った上で、本事業では個別支援等を通して把握した支援先の支援体制の課題解決のための対応、体制づくりへと視点を移し取り組んでいただくことが課題です。

【見込量の確保等にあたっての対策】

上記の課題に対応していくため、令和２年度からは支援の形態をアウトリーチ型に変更し、特に支援ニーズの高い未就学児、中でも保育園や私立幼稚園に対する全園訪問を実施しています（公立幼稚園については、学校教育課を主管課とする教育相談事業を活用）。その中でまずは、保育園や私立幼稚園の支援体制の現状や課題の把握に取組んでいます。

また、市内すべての子育て支援センターへの巡回支援についても実施し、支援体制の現状や課題の把握と合わせて、ペアレントプログラムなど発達障がい児等の保護者へ支援プログラムを提供することとしています。

令和３年度以降も、上記の取組を継続しながら、把握した支援先の課題解決のための取組についても進めていただきます。

表 63　巡回支援専門員整備事業のサービス量の見込み

年度		第５期実績値 H30	第５期実績値 R01	第５期実績値 R02	第６期見込量 R03	第６期見込量 R04	第６期見込量 R05
保育園・幼稚園	59園	20園	26園	13園	56園	56園	56園
公立保育所	2園	1園	2園	2園	2園	2園	2園
私立保育園	51園	18園	23園	9園	51園	51園	51園
公立幼稚園	3園	1園	1園	―	―	―	―
私立幼稚園	3園	0園	0園	2園	3園	3園	3園
子育て支援センター	10か所	0か所	0か所	0か所	3か所	3か所	4か所

出典：実績報告書より抽出。
数値は、各年度３月３１日現在。令和２年度については９月３０日現在の値。

5　自動車運転免許取得・改造助成

【事業概要】

自動車運転免許取得・改造助成とは、障がいのある方に対して、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

【現状と課題】

公共交通機関が発達していない本市においては、自動車を運転できるかどうかで生活の範囲や自由度が大きく異なります。特に就労等を考える際には、選択肢の幅に大きな影響を与えます。対象者について、現在「市に居住する者」と要件があるため、何らかの理由で市外の施設に居住せざるを得ない障がい児等にとっては、事業対象者外となっています。

【見込量の確保等にあたっての対策】

天草支援学校等、今後就職や社会へ出ていく学生に対して、積極的に周知を図っていきます。また対象者の見直しを行い、将来の選択を増やすためにも事業の周知も積極的に行っていきます。

表 64　自動車運転免許取得・改造助成事業のサービス見込み量

年度	第５期実績値			第６期見込量		
	H30	R01	R02	R03	R04	R05
免許取得助成	1人	4人	3人	6人	8人	10人
改造助成	2人	2人	1人	2人	2人	2人

出典：実績報告書より抽出。数値は、各年度３月３１日現在。令和２年度については９月３０日現在の値。

【参考資料】アンケート集計結果

1　福祉に関するアンケート結果

調査目的　障がい者手帳を所持し、障がい福祉サービス未利用者の今後３年間の障がい福祉サービスの利用意向等を把握すること

調査対象　障がい者手帳所持者で障がい福祉サービス未利用者　１,１２９人（令和２年４月末現在）

有効回答　５４２人（４８．０％）

調査期間　令和２年７月１３日～令和２年１０月９日

調査方法　郵送により調査票を配布・回収

調査結果

問１　回答者

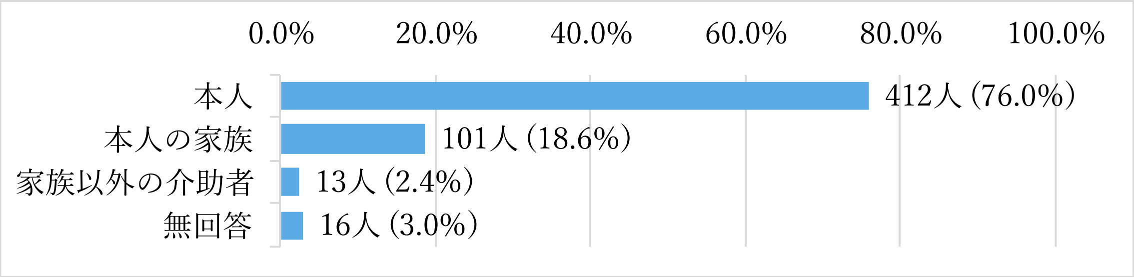

問２

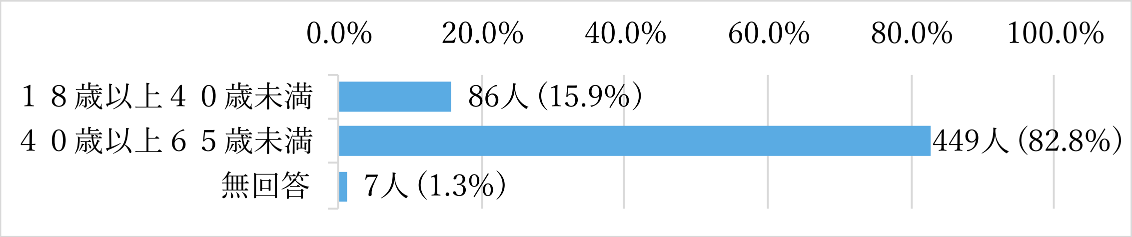

問３　調査対象者の性別

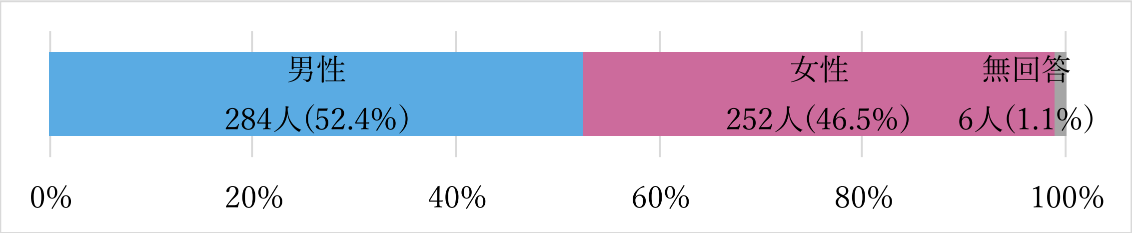

問４　居住地

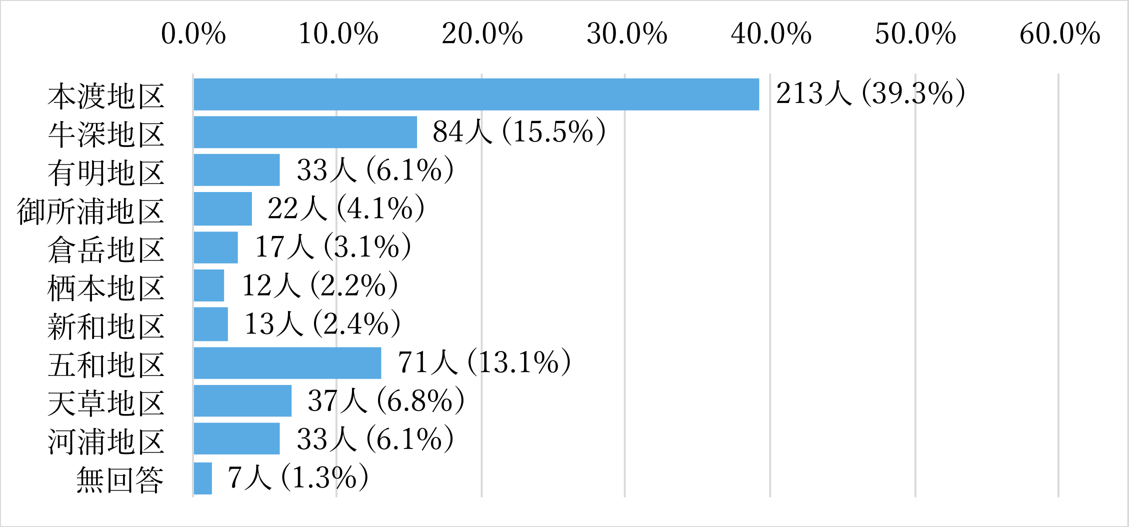

問５　一緒に暮している人

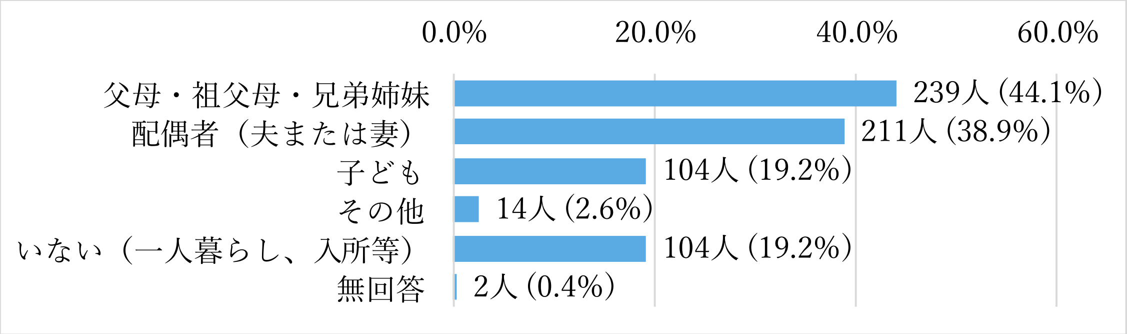

問６　日常生活で必要な支援

	不要		時々必要		全部必要		無回答	
項目	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
食事	433人	79.9%	46人	8.5%	23人	4.2%	40人	7.4%
トイレ	455人	83.9%	26人	4.8%	25人	4.6%	36人	6.6%
入浴	426人	78.6%	49人	9.0%	32人	5.9%	35人	6.5%
衣服の着脱	433人	79.9%	47人	8.7%	23人	4.2%	39人	7.2%
身だしなみ	413人	76.2%	66人	12.2%	26人	4.8%	37人	6.8%
家の中の移動	449人	82.8%	31人	5.7%	25人	4.6%	37人	6.8%
外出	368人	67.9%	80人	14.8%	58人	10.7%	36人	6.6%
家族以外の人との意思疎通	379人	69.9%	95人	17.5%	33人	6.1%	35人	6.5%
お金の管理	354人	65.3%	94人	17.3%	64人	11.8%	30人	5.5%
薬の管理	385人	71.0%	69人	12.7%	55人	10.1%	33人	6.1%

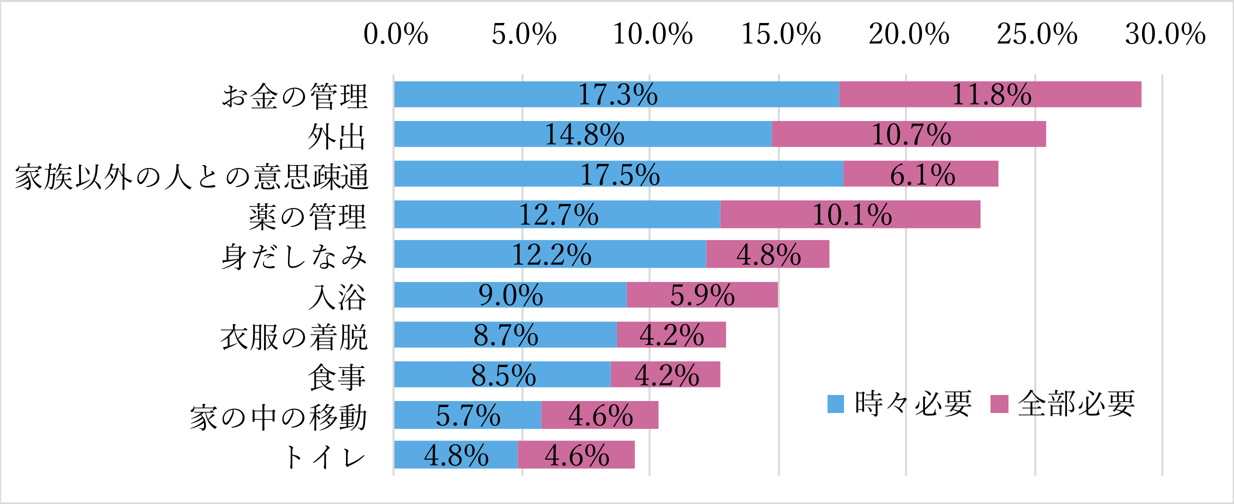

問７　主な支援者

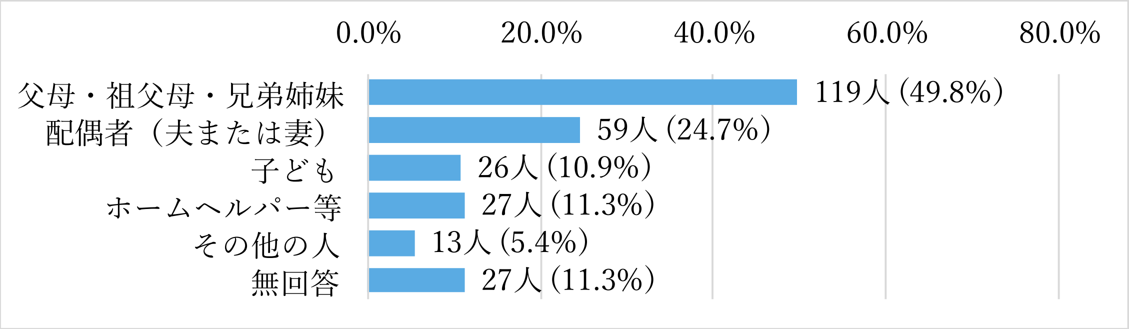

問８－①　主な支援者の年齢

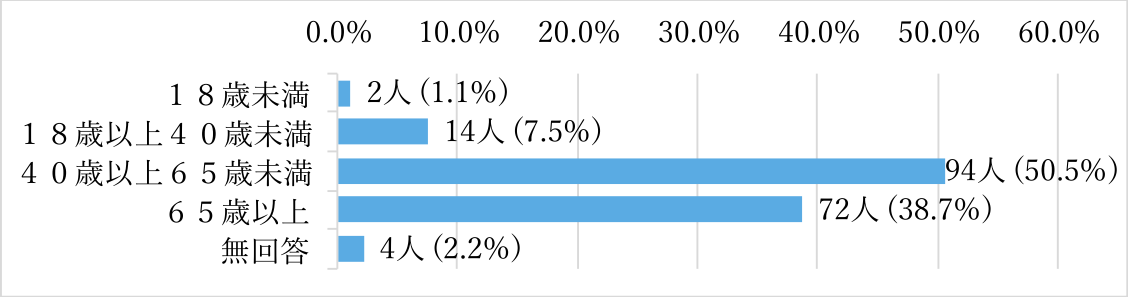

問８－②　主な支援者の性別

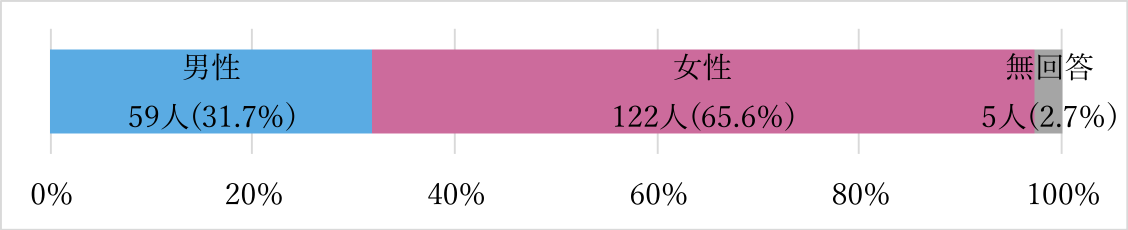

問８－③　主な支援者の健康状態

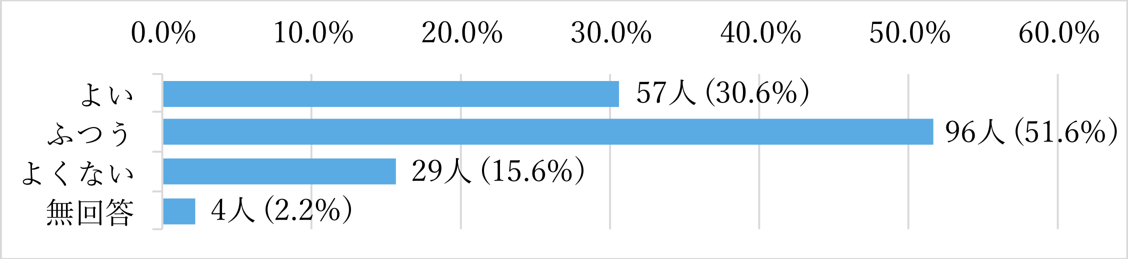

問９　身体障がい者手帳の有無および等級

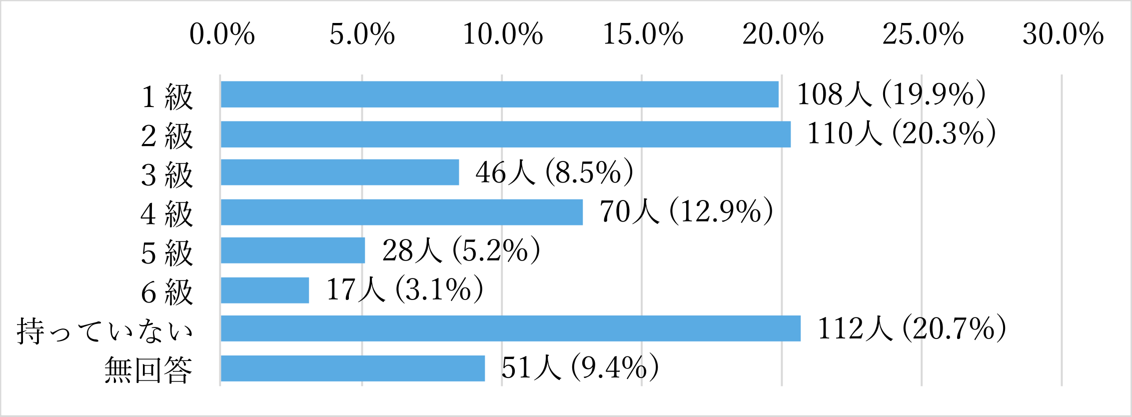

問１０　身体障がい者手帳の主たる障がい

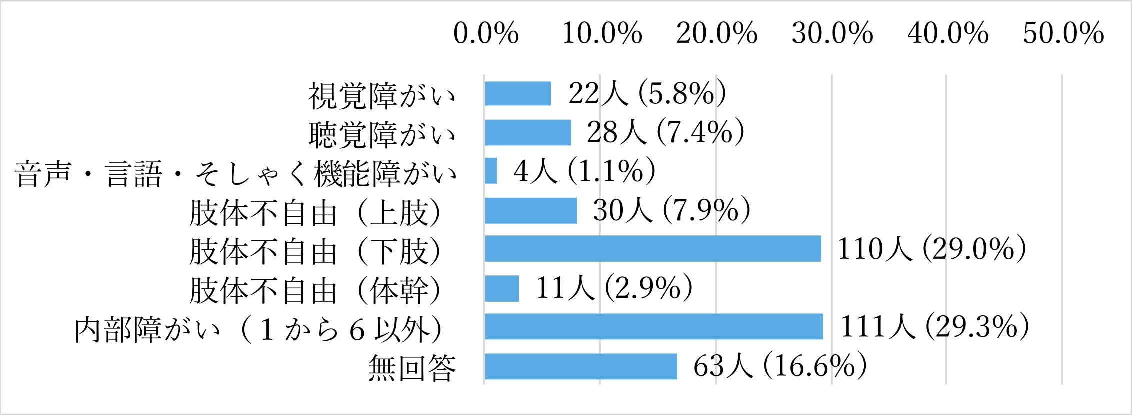

問１１　療育手帳の有無および等級

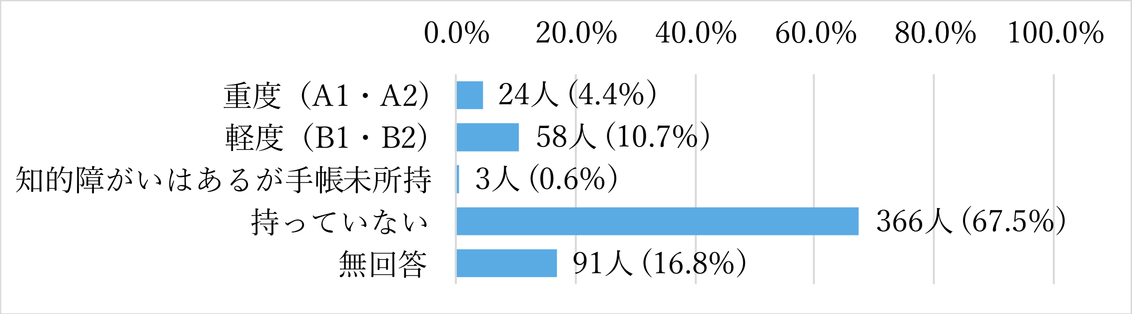

問１２　精神障がい者保健福祉手帳の有無および等級

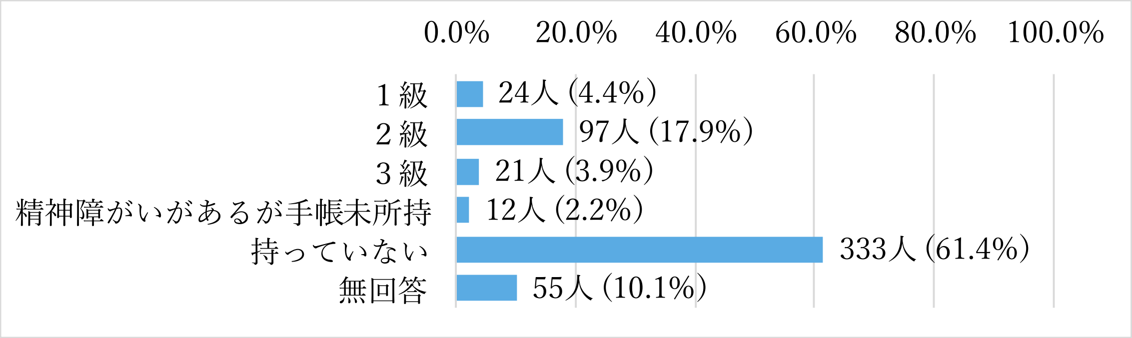

問１３　指定難病の認定の有無

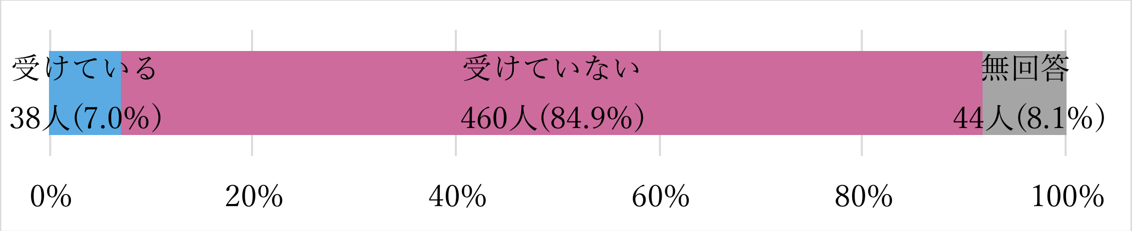

問１４　発達障がいの診断の有無

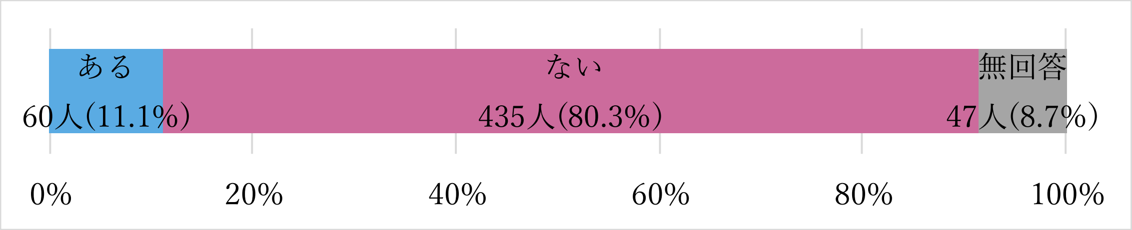

問１５　高次脳機能障がいの診断の有無

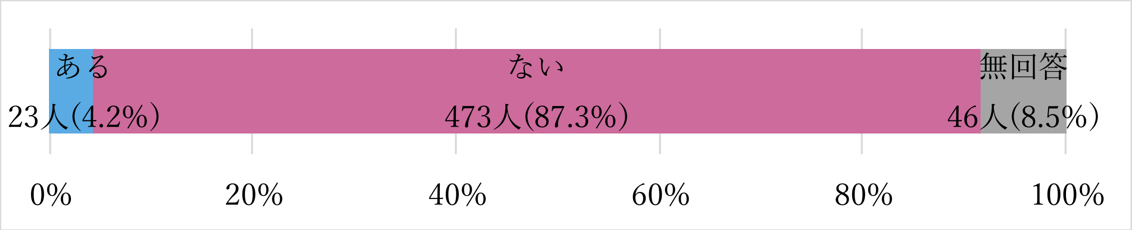

問１６　高次脳機能障がいの関連障がい

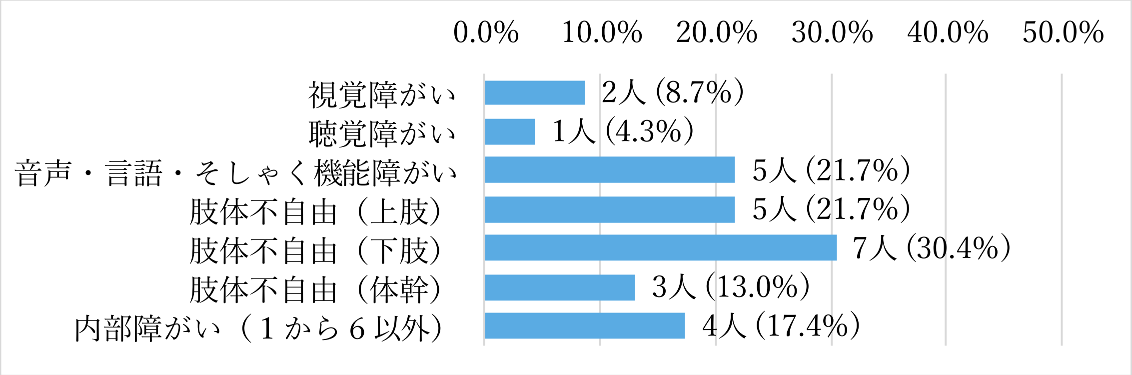

問１７　医療的ケアの有無

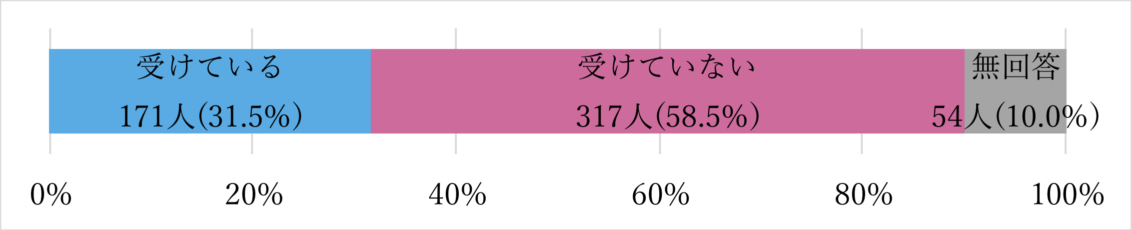

問１８　医療的ケアの内容

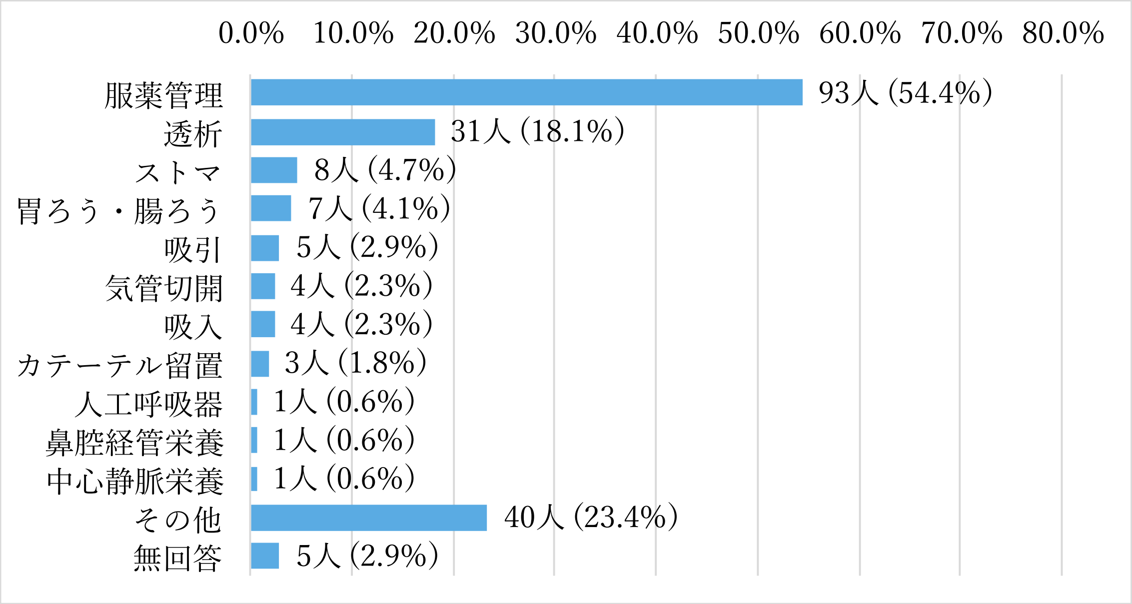

問１９　現在の暮らし方

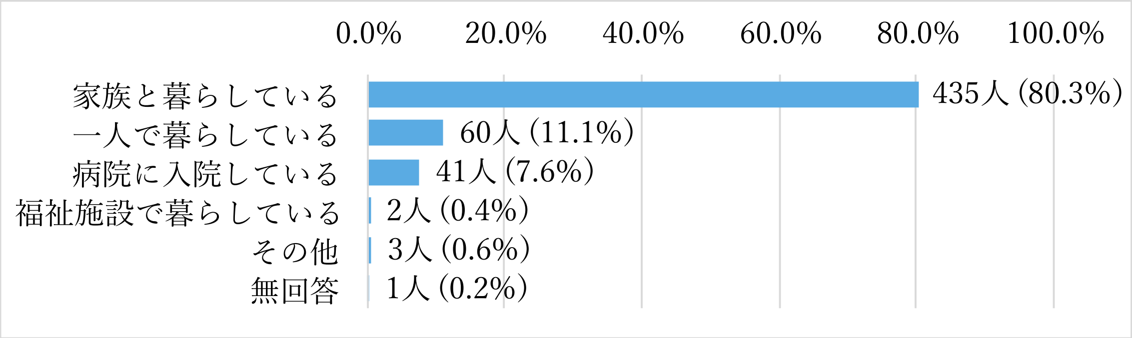

問２０　今後３年以内の暮らし方

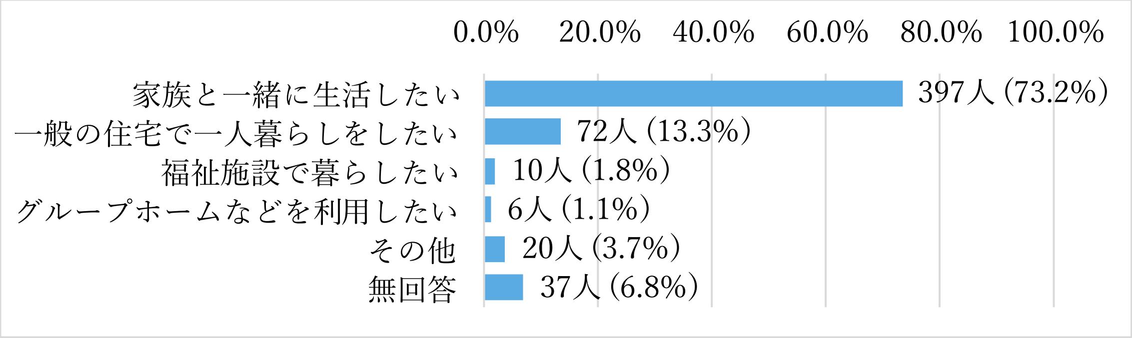

問２１　希望する暮らしのために必要な支援

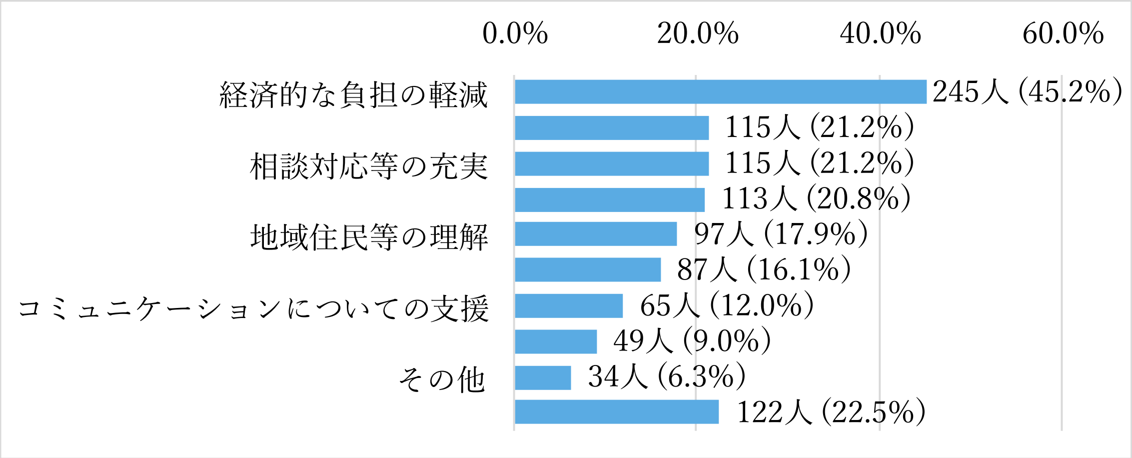

問２２　１週間の外出の頻度

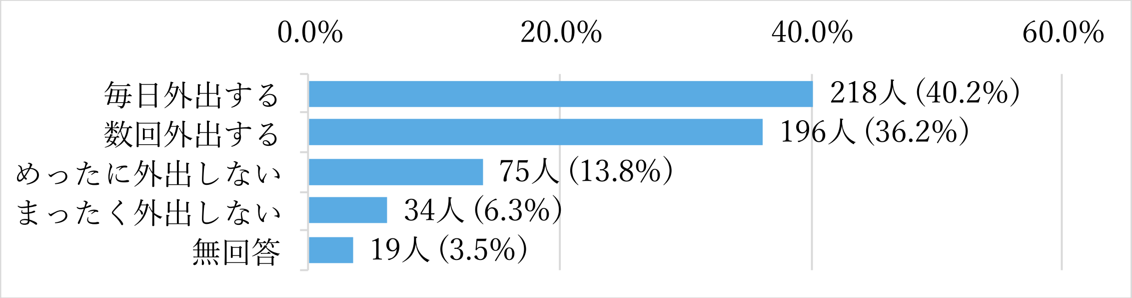

問２３　外出時の主な同伴者

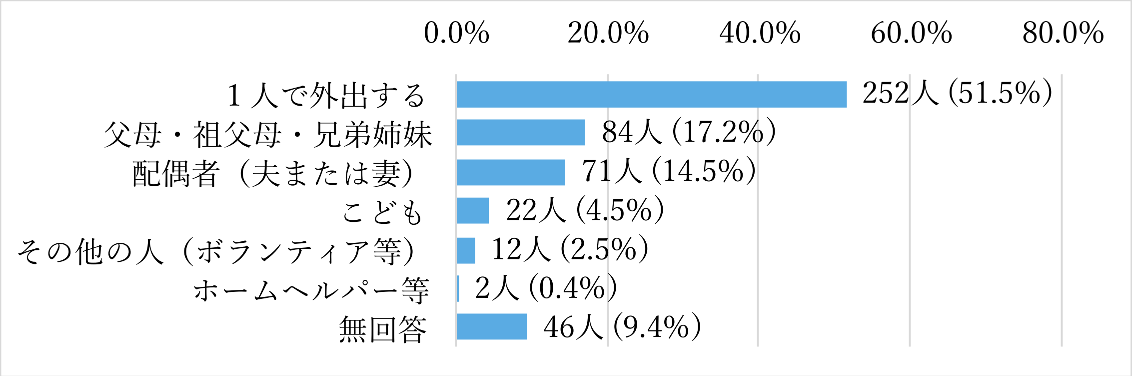

問２４　外出の目的

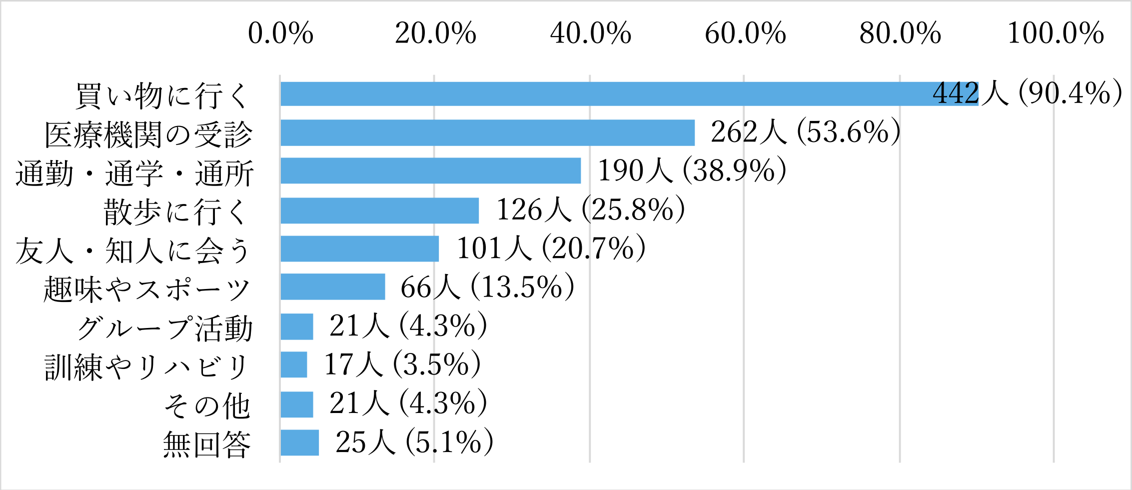

問２５　外出時に困ること

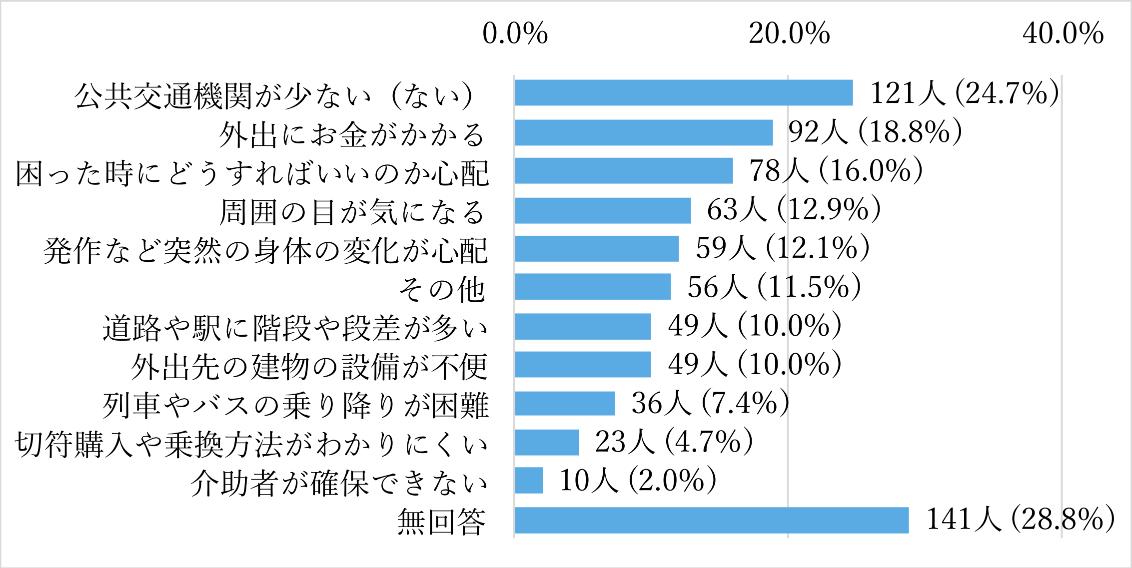

問２６　平日の日中の過ごし方

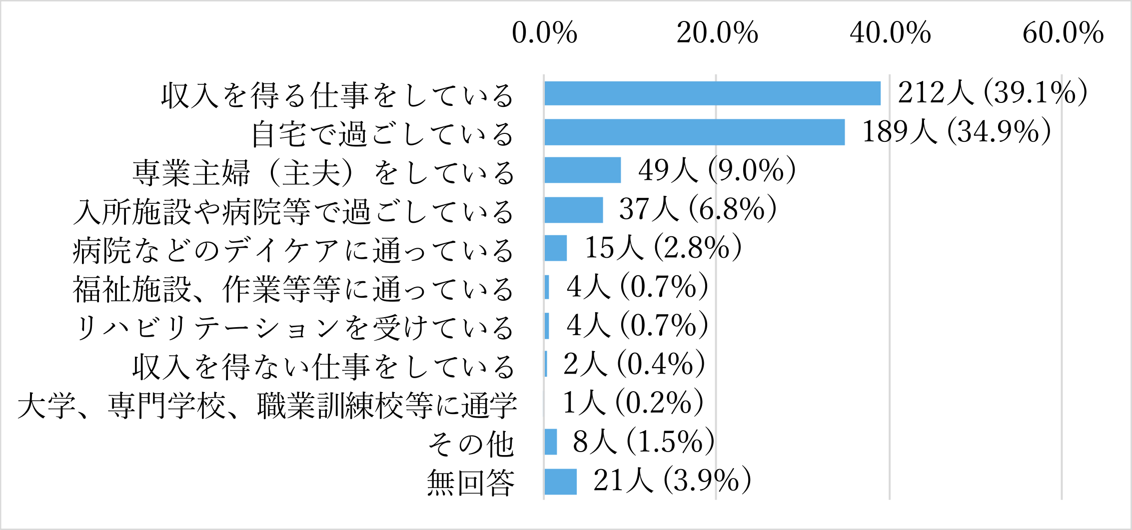

問２７　勤務形態

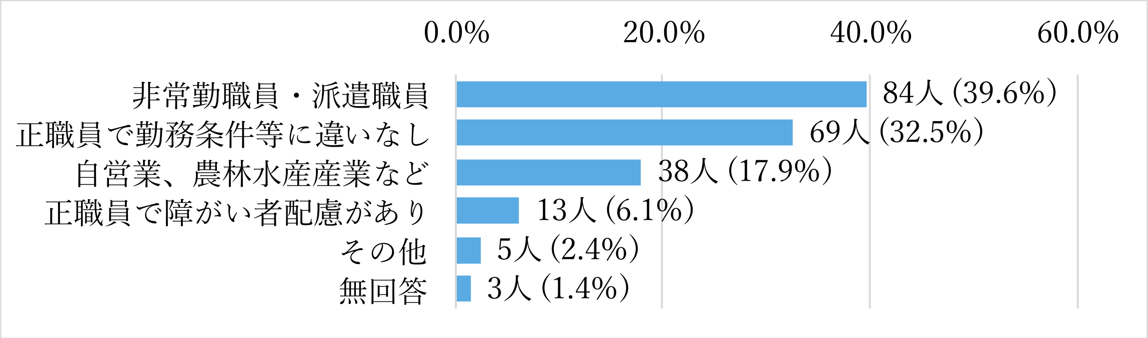

問２８　仕事の希望

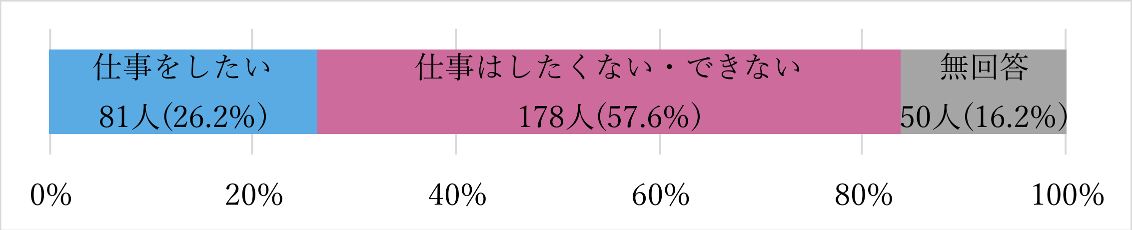

問２９　職業訓練に関する希望

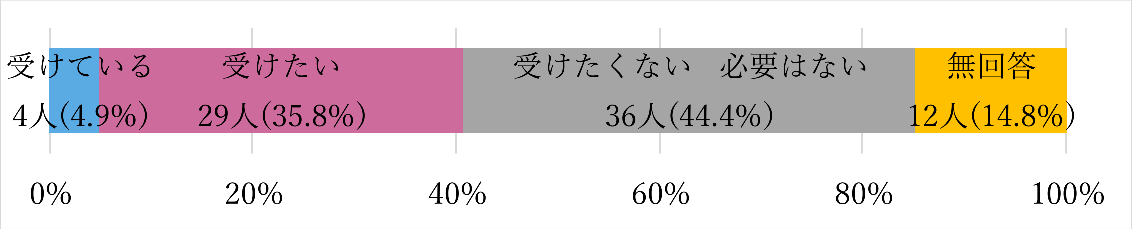

問３０　必要な障がい者の就労支援

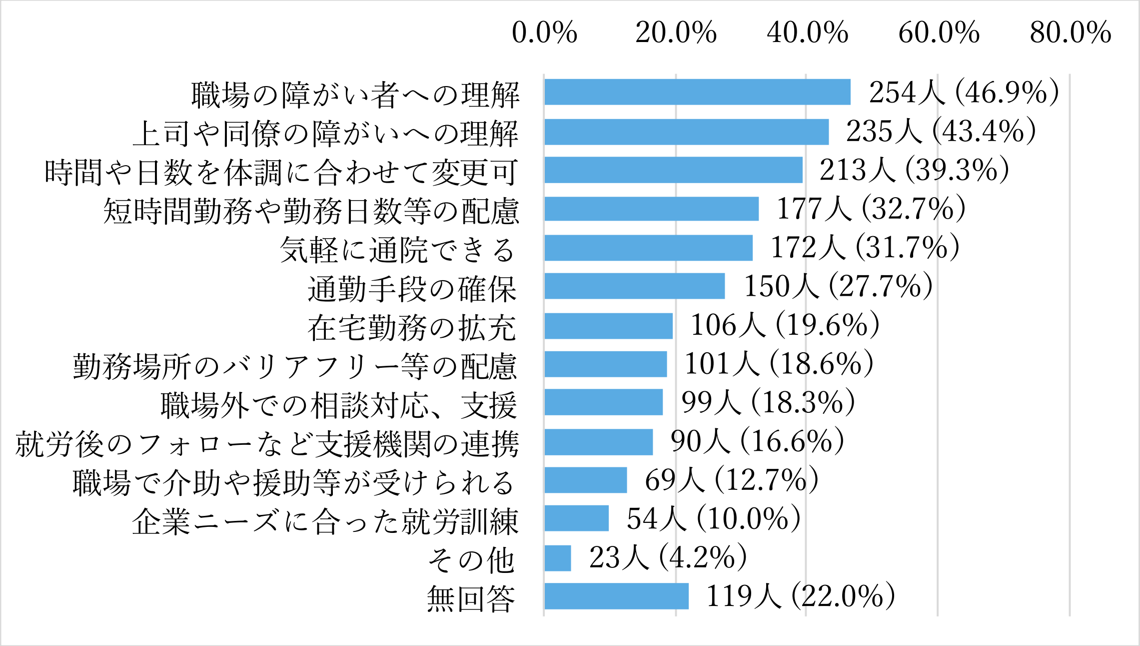

問３１　相談相手

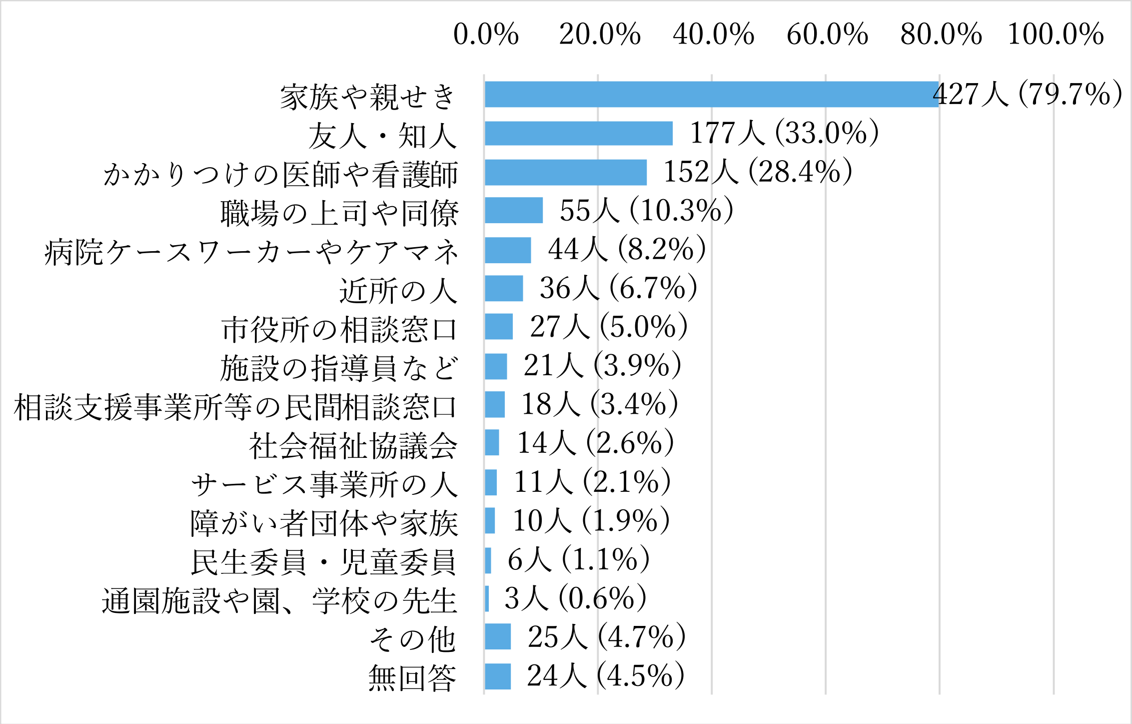

問３２　障がい福祉サービスなどの情報源

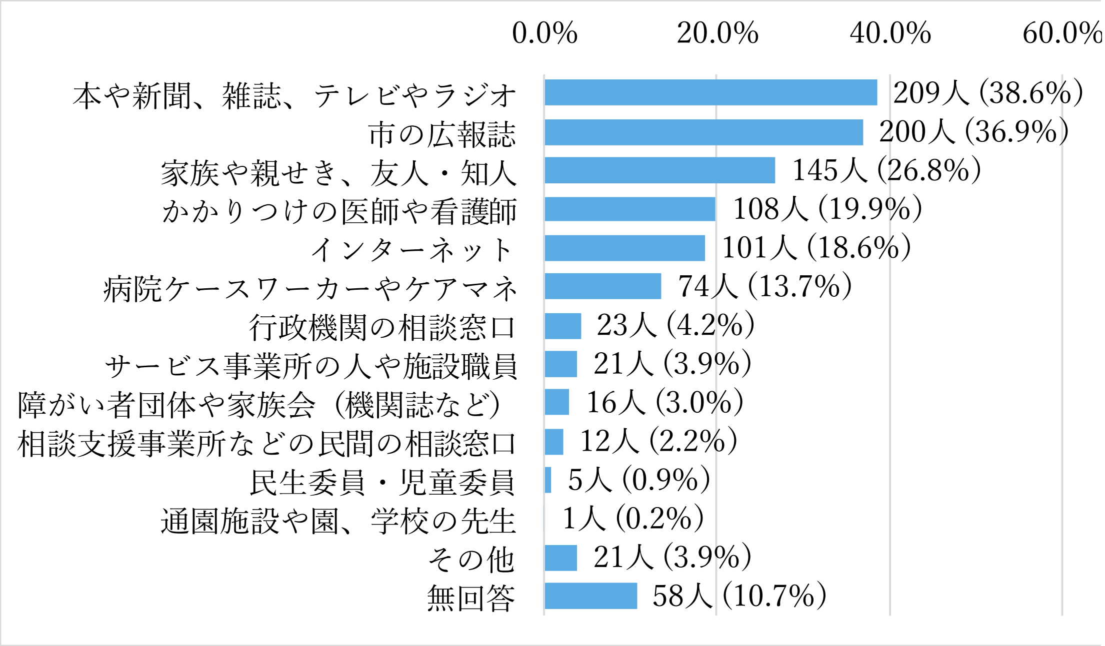

問３３－①今後利用を希望するサービス

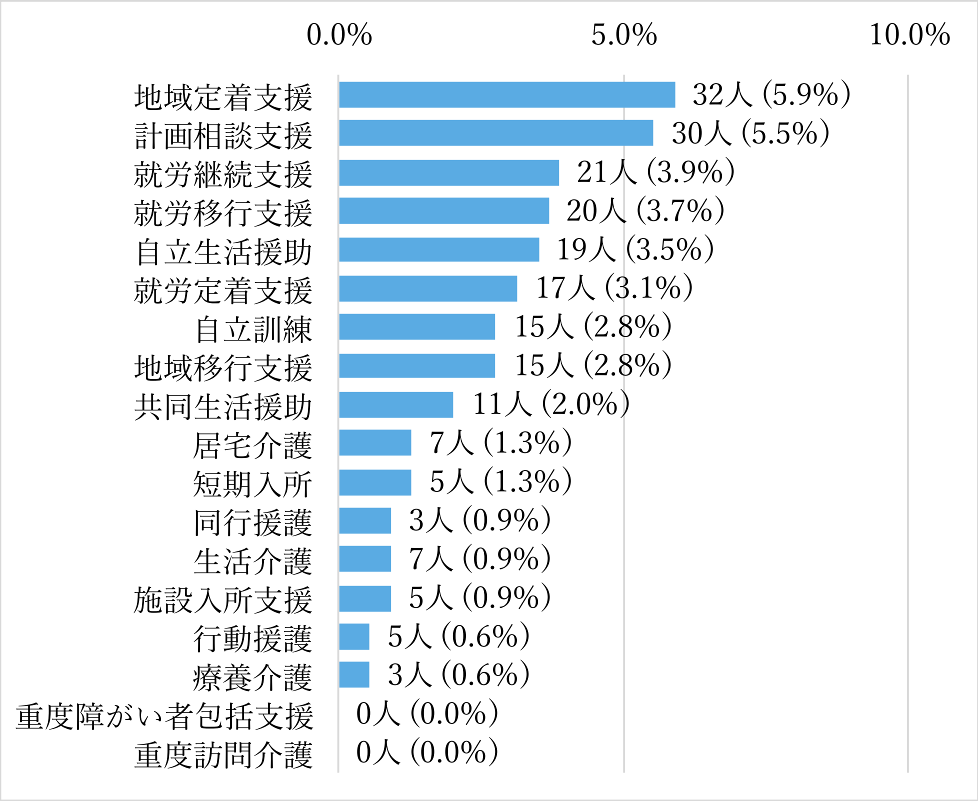

問３３ー②　障がい福祉サービスを利用しない理由

項目	必要ない		対象外		別サービス利用中		時間が合わない		地域に場がない		利用料金		サービス知らない		その他		無回答	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
居宅介護	325人	79.5%	38人	9.3%	7人	1.7%	2人	0.5%	1人	0.2%	9人	2.2%	7人	1.7%	13人	3.2%	27人	6.6%
重度訪問介護	323人	77.5%	47人	11.3%	7人	1.7%	3人	0.7%	1人	0.2%	7人	1.7%	7人	1.7%	13人	3.1%	32人	7.7%
同行援護	309人	77.1%	53人	13.2%	5人	1.2%	3人	0.7%	2人	0.5%	3人	0.7%	9人	2.2%	12人	3.0%	26人	6.5%
行動援護	312人	77.2%	45人	11.1%	5人	1.2%	3人	0.7%	2人	0.4%	5人	1.2%	9人	2.2%	17人	4.2%	29人	7.2%
重度障がい者包括支援	316人	77.3%	50人	12.2%	6人	1.5%	3人	0.7%	1人	0.2%	5人	1.2%	7人	1.5%	14人	3.4%	29人	7.1%
施設入所支援	327人	79.6%	45人	10.9%	6人	1.5%	3人	0.7%	0人	0.0%	6人	1.5%	5人	1.2%	10人	2.4%	31人	7.5%
短期入所	320人	78.2%	45人	11.0%	7人	1.7%	3人	0.7%	0人	0.0%	6人	1.5%	5人	1.2%	11人	2.7%	33人	8.1%
療養介護	317人	78.5%	46人	11.4%	7人	1.7%	3人	0.7%	1人	0.2%	7人	1.7%	6人	1.5%	9人	2.2%	30人	7.4%
生活介護	317人	78.5%	47人	11.6%	8人	2.0%	3人	0.7%	0人	0.0%	7人	1.7%	5人	1.2%	11人	2.7%	29人	7.2%
自立生活援助	302人	77.6%	36人	9.3%	6人	1.5%	5人	1.3%	2人	0.5%	8人	2.1%	8人	2.1%	21人	5.4%	26人	6.7%
共同生活援助	310人	77.7%	34人	8.5%	6人	1.5%	5人	1.3%	3人	0.8%	9人	2.3%	7人	1.8%	19人	4.8%	32人	8.0%
自立訓練	290人	74.4%	35人	9.0%	9人	2.3%	5人	1.3%	4人	1.0%	10人	2.6%	8人	2.1%	24人	6.2%	31人	7.9%
就労移行支援	281人	73.0%	31人	8.1%	6人	1.6%	4人	1.0%	4人	1.0%	10人	2.6%	16人	4.2%	28人	7.3%	31人	8.1%
就労継続支援	281人	73.8%	31人	8.1%	4人	1.0%	4人	1.0%	4人	1.0%	9人	2.4%	12人	3.1%	28人	7.3%	33人	8.7%
就労定着支援	280人	72.9%	34人	8.9%	4人	1.0%	3人	0.8%	5人	1.3%	8人	2.1%	18人	4.7%	27人	7.0%	31人	8.1%
計画相談支援	288人	77.2%	27人	7.2%	7人	1.9%	3人	0.8%	1人	0.3%	5人	1.3%	13人	3.5%	16人	4.3%	32人	8.6%
地域移行支援	290人	75.5%	27人	7.0%	6人	1.6%	3人	0.8%	3人	0.8%	5人	1.3%	19人	4.9%	18人	4.7%	34人	8.9%
地域定着支援	274人	73.7%	29人	7.8%	7人	1.9%	2人	0.5%	6人	1.6%	5人	1.3%	22人	5.9%	18人	4.8%	30人	8.1%

問３４　介護保険サービスの利用の有無

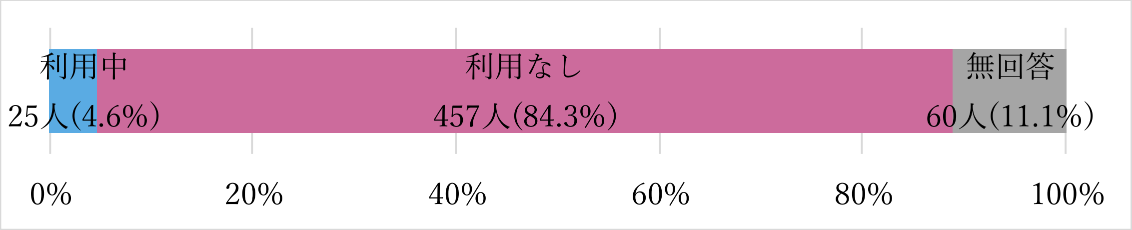

問３５　要介護度

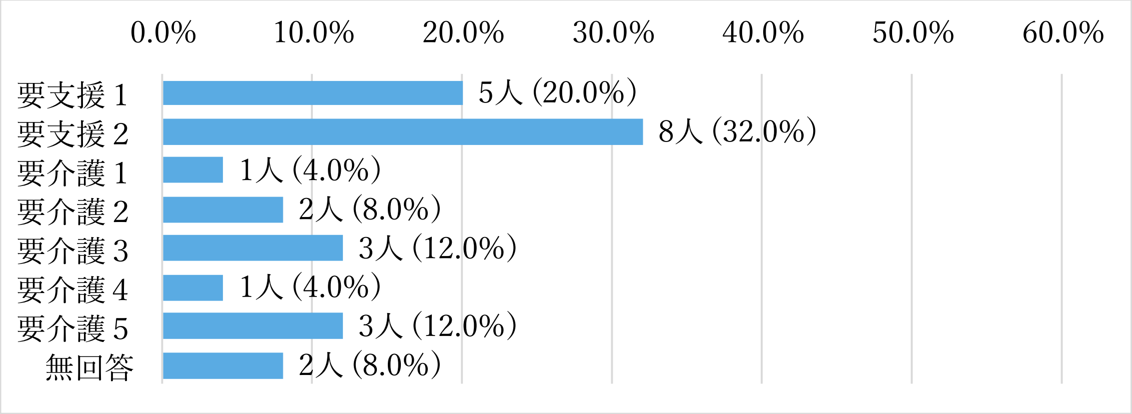

問３６　利用している介護保険サービス

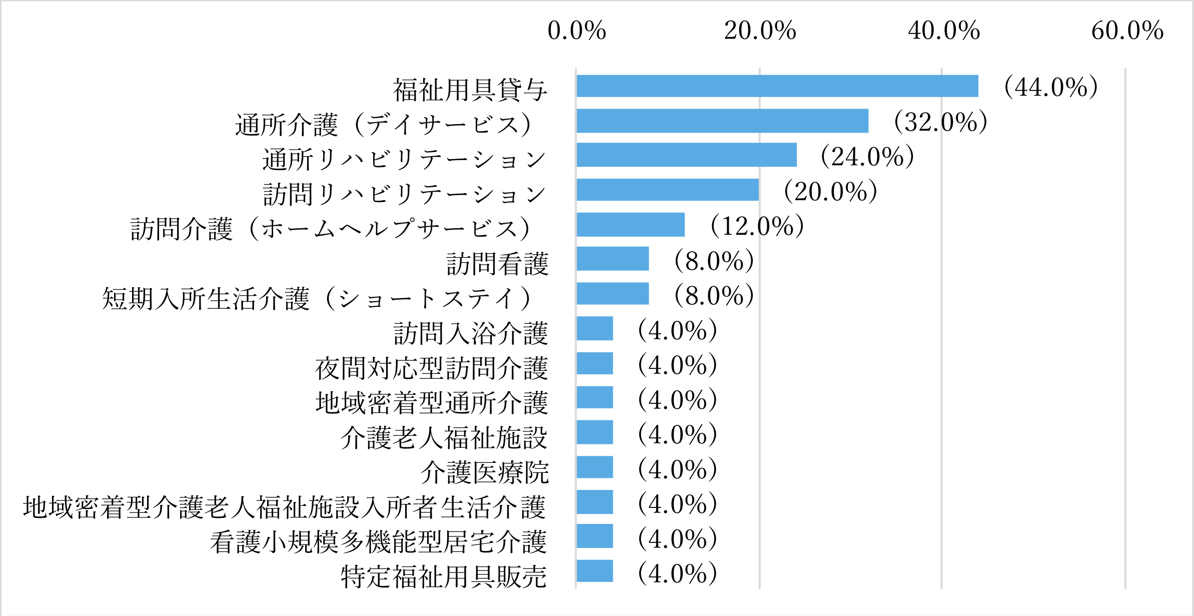

問３７　障がい者差別等の経験の有無

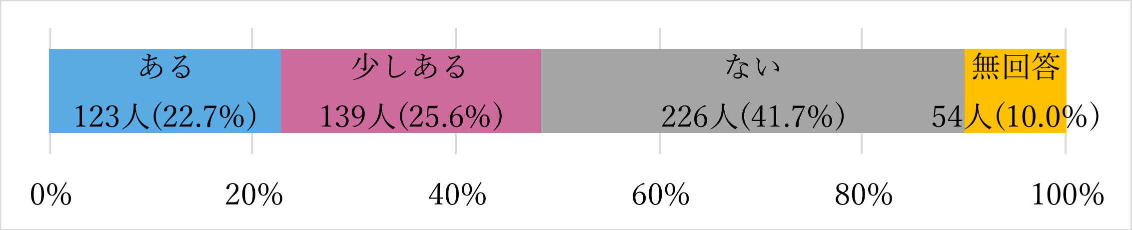

問３８　障がい者差別の場所

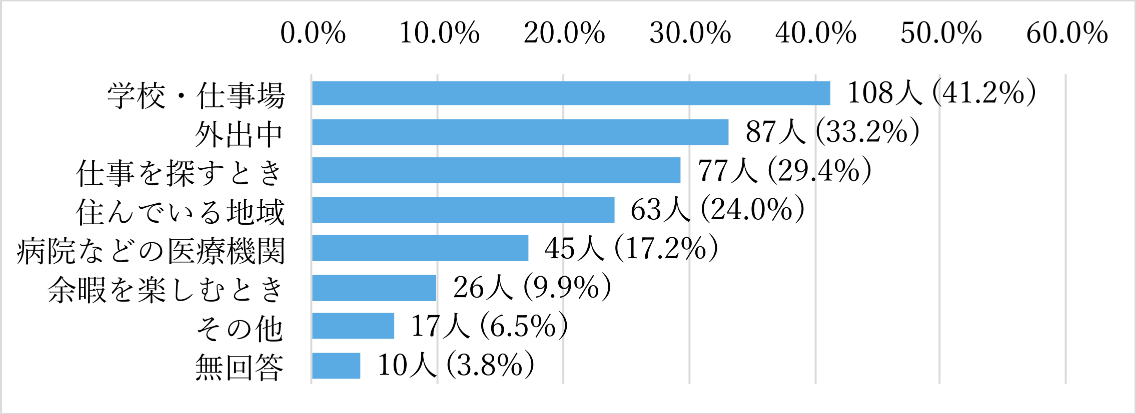

問３９　成年後見制度

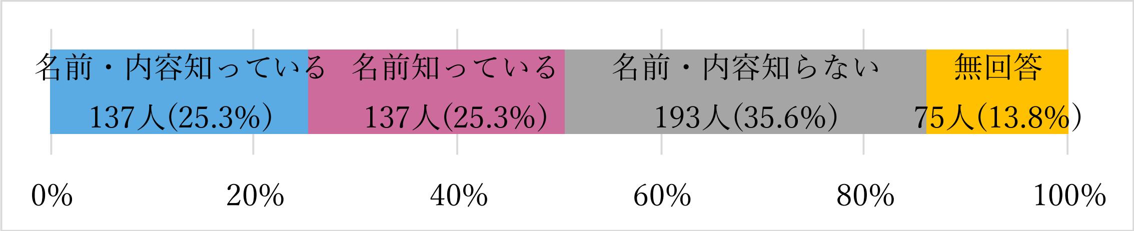

問４０　災害時等の避難

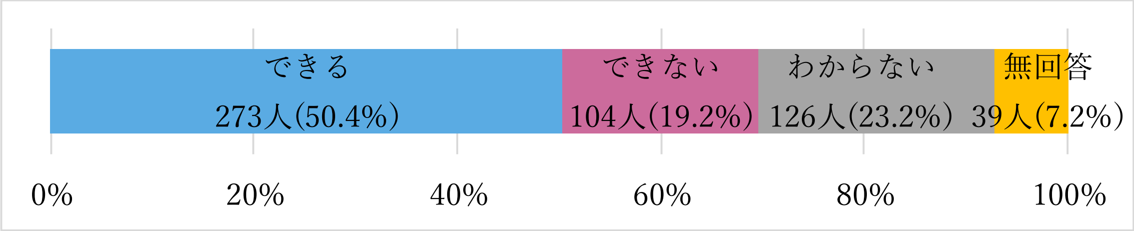

問４１　近所の支援者

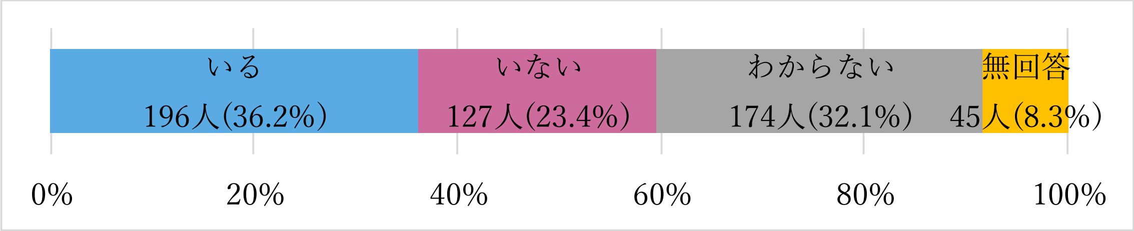

問４２　災害時に困ること

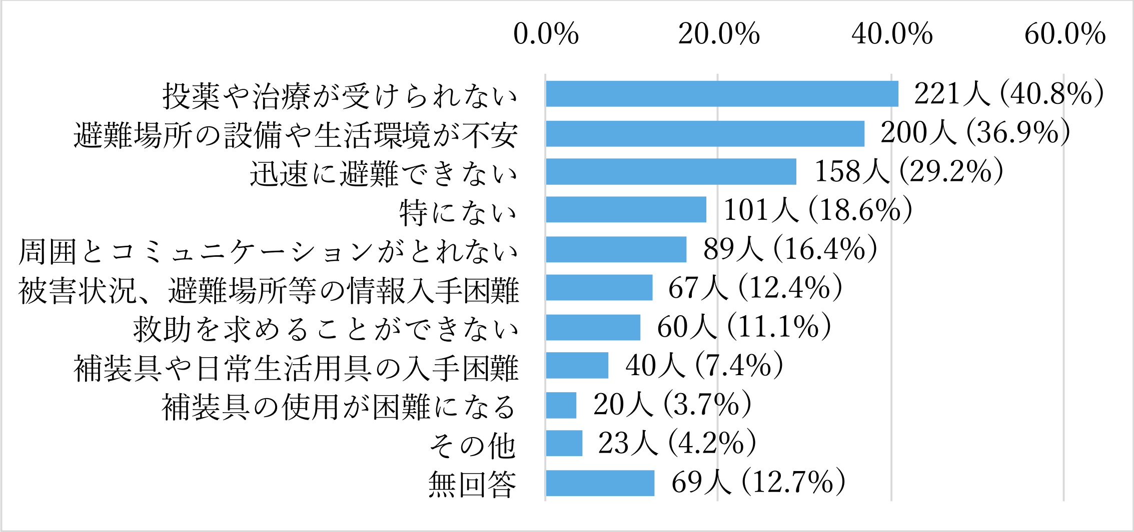

2　子どもの発達支援に関するニーズ調査結果

調査目的　児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援に関する利用意向を把握すること

調査対象　未就学児　発達相談利用または利用予定児　４１人
児童発達支援支給決定児　１０６人　計１４７人
就学児　通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校在籍児　３８３人
放課後等デイサービス支給決定児　１５７人　計５４０人
（令和元年９月末現在）

有効回答　未就学児　発達相談利用または利用予定児　８人
児童発達支援支給決定児　８５人　計９３人（６３．３％））
就学児　通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校在籍児　３１４人
放課後等デイサービス支給決定児　１１７名　計４３１人（７４．５％）

調査期間　令和元年１０月１６日～令和元年１２月２８日

調査方法　保健センターおよび学校、担当の相談支援専門員よりアンケートを配布・回収

調査結果

１．発達相談利用児
問１　児童発達支援の利用希望

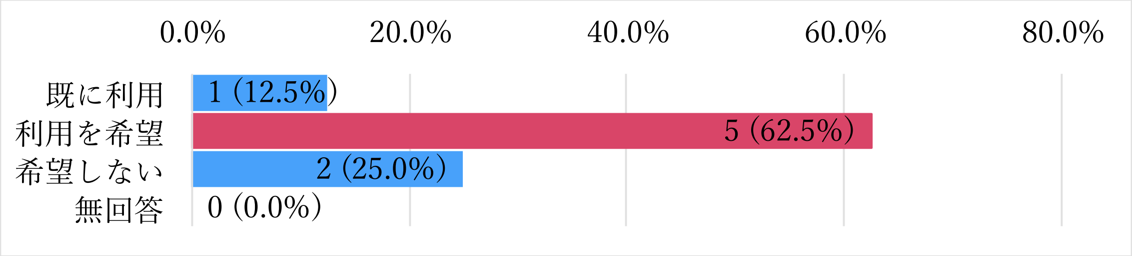

問１－①　児童発達支援の利用希望頻度
（問１で「利用を希望」と回答した者のみ）

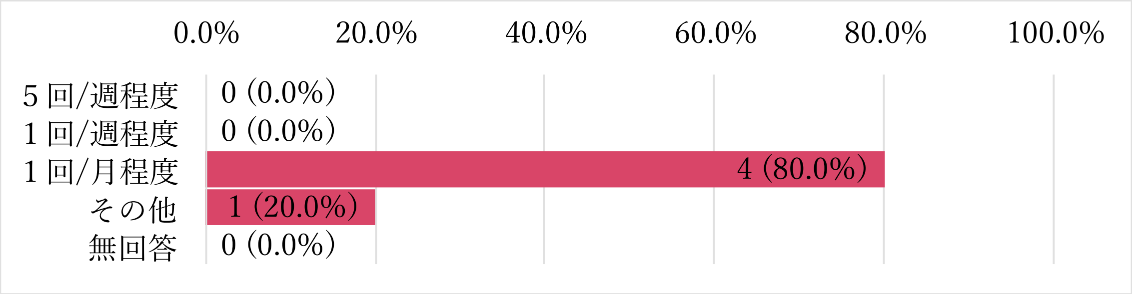

問２　保育所等訪問支援の利用希望

（問１で「既に利用」と回答した者以外）

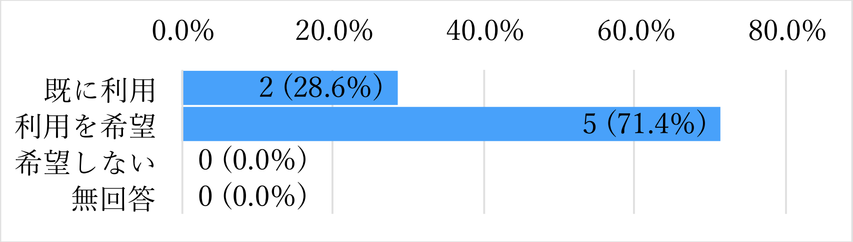

問３　相談窓口

（問１で「既に利用」と回答した者以外）

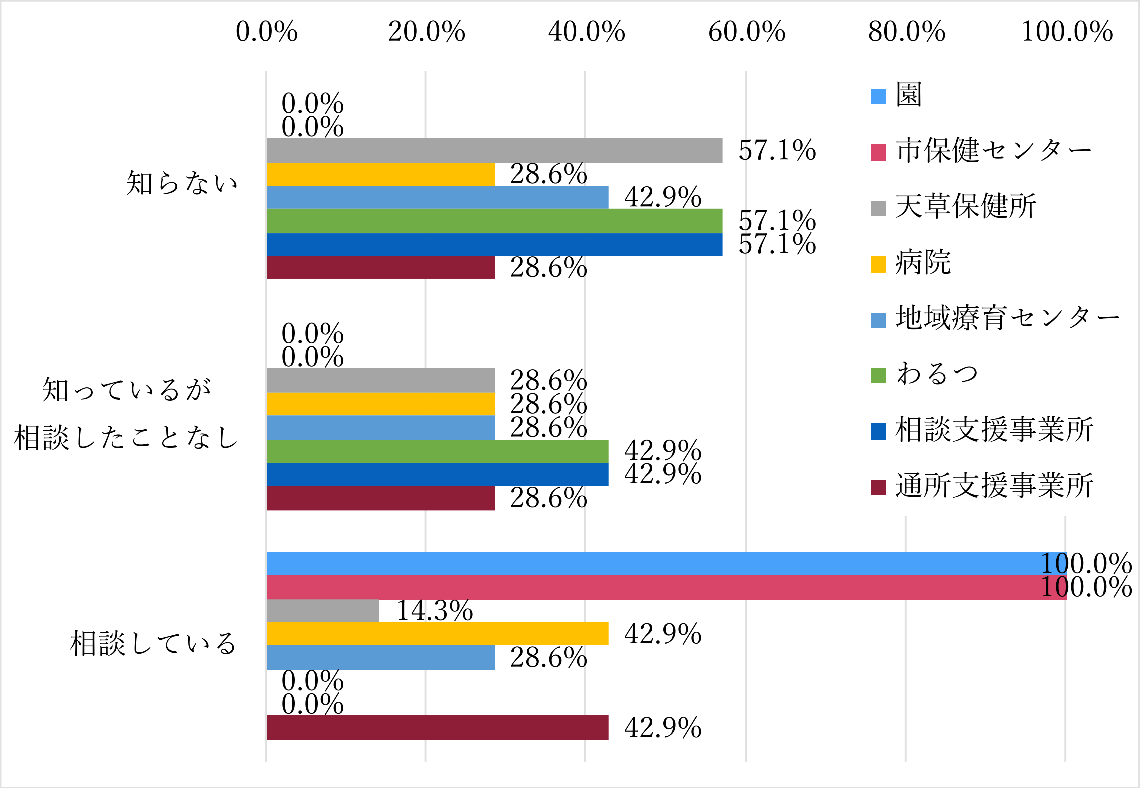

２．既児童発達支援利用児

問１　現在の放課後等デイサービスの支給量

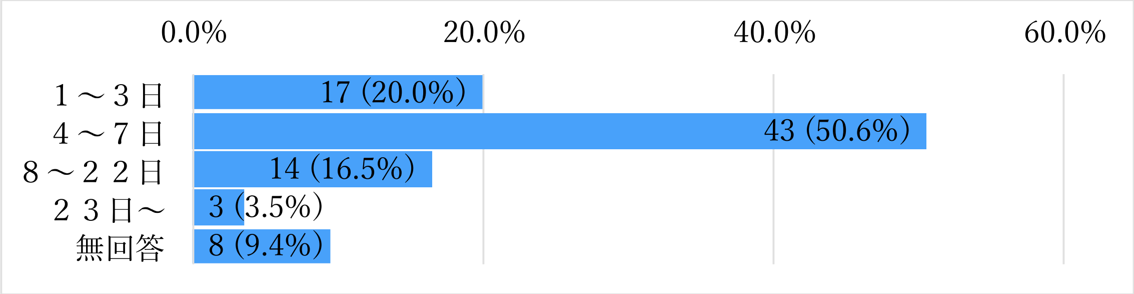

問２　利用頻度に対する満足度

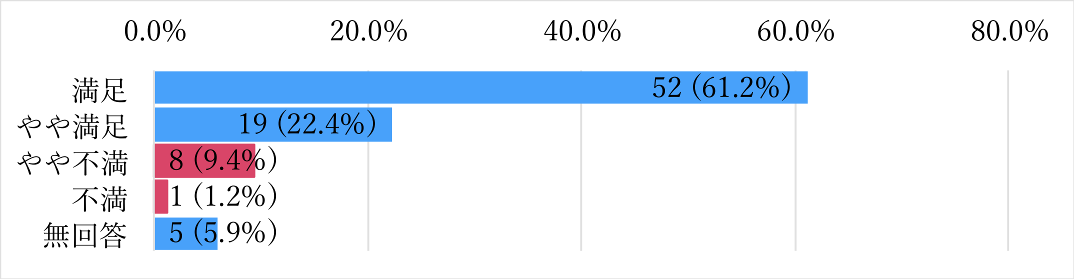

問２－②　希望する利用頻度
（問２で「やや不満」・「不満」と回答した者のみ）

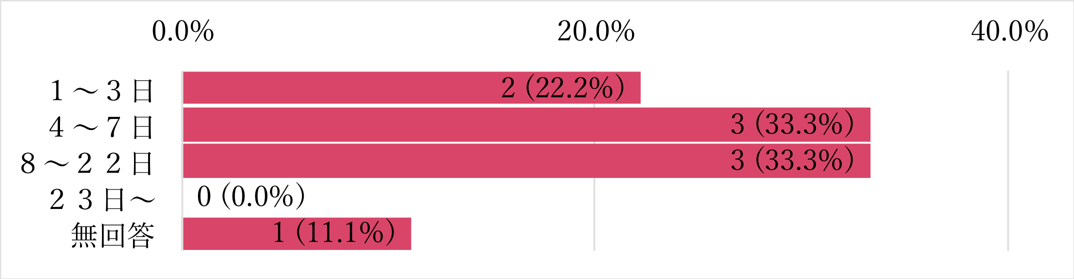

問３　保育所等訪問支援の利用希望

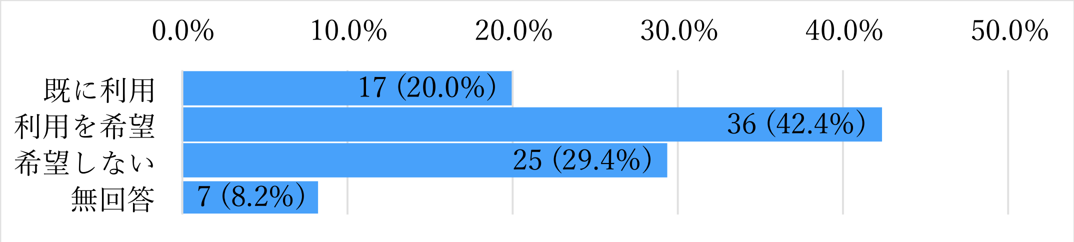

問４　相談窓口

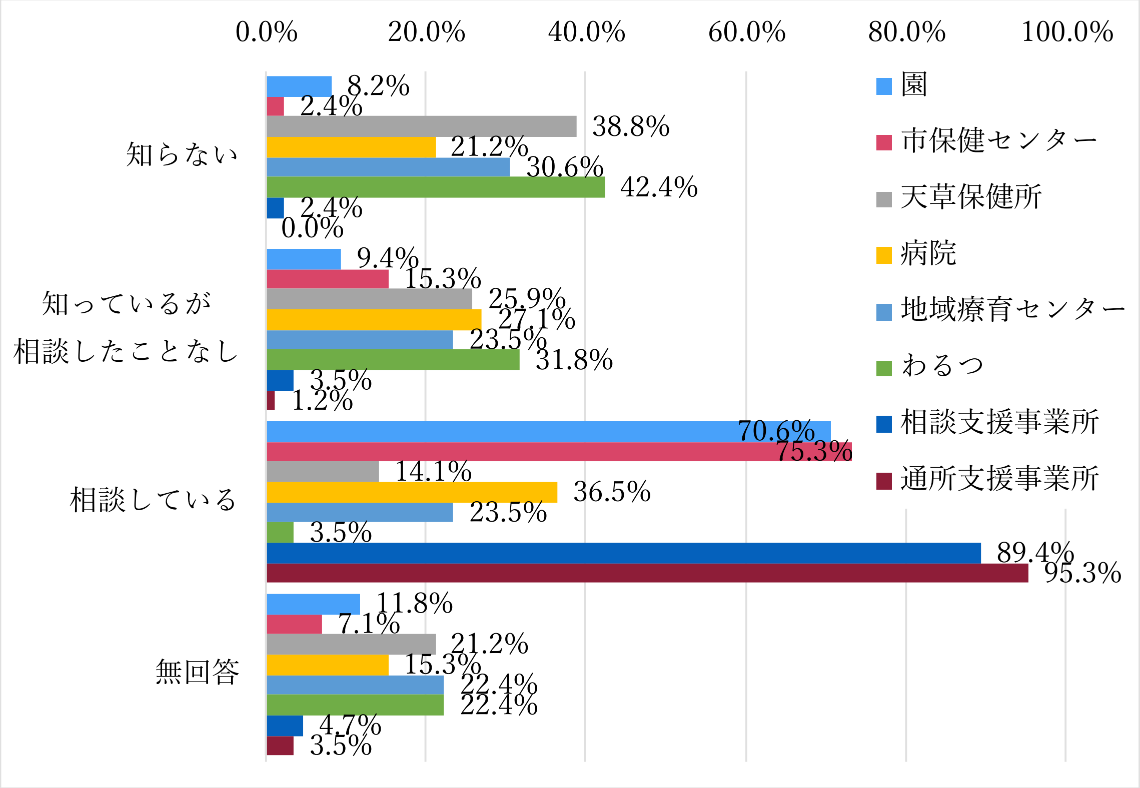

３．就学児

問１　放課後等デイサービスの利用希望

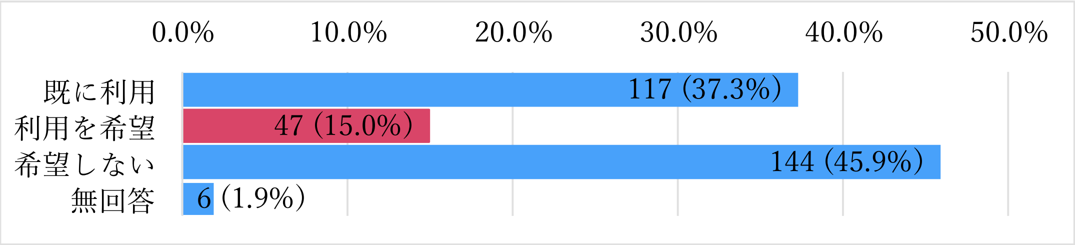

問１－①　放課後等デイサービスの利用希望頻度

（問１で「利用を希望」と回答した者のみ）

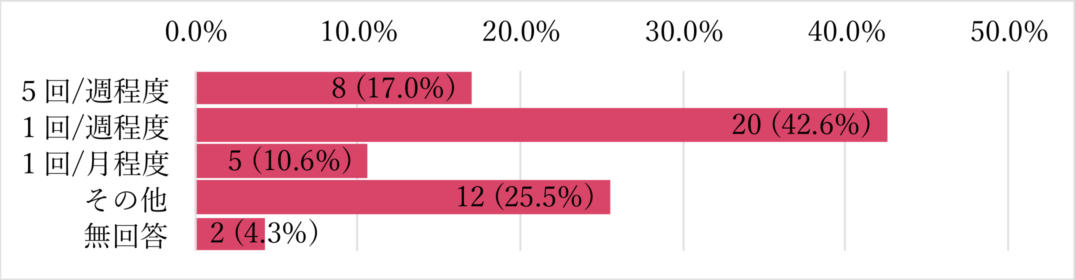

問２　放課後等デイサービスの主たる利用目的

（問１で「利用を希望」と回答した者のみ）

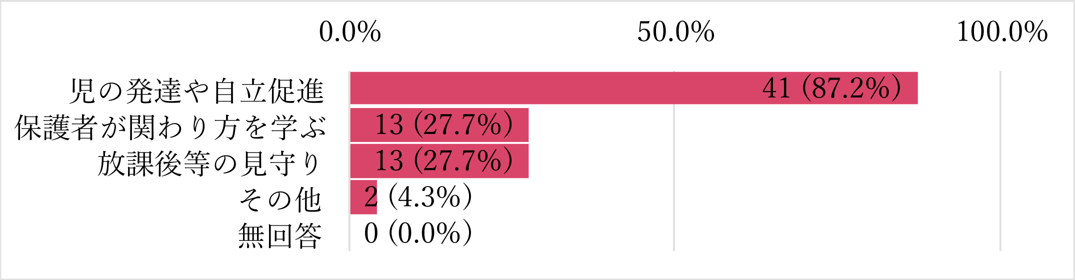

問３　保育所等訪問支援の利用希望

（問１で「既に利用」と回答した者以外）

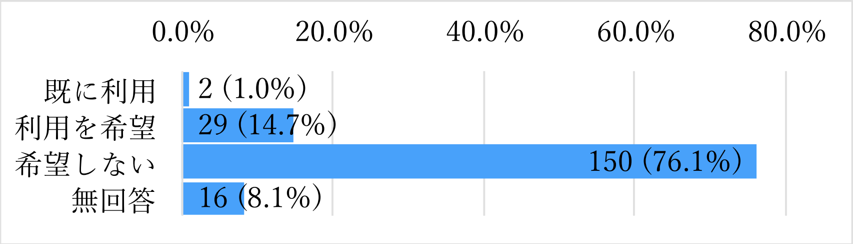

問４　相談窓口

（問１で「既に利用」と回答した者以外）

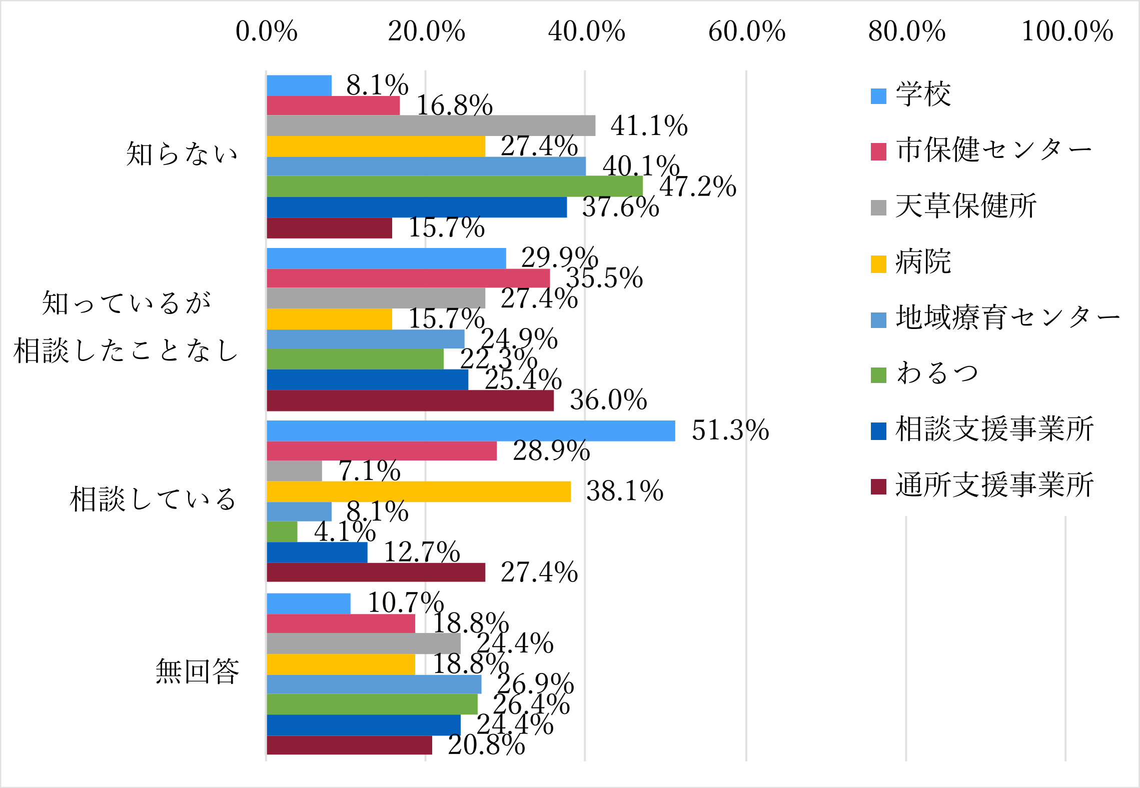

４．既放課後等デイサービス利用児

問１　現在の放課後等デイサービスの支給量

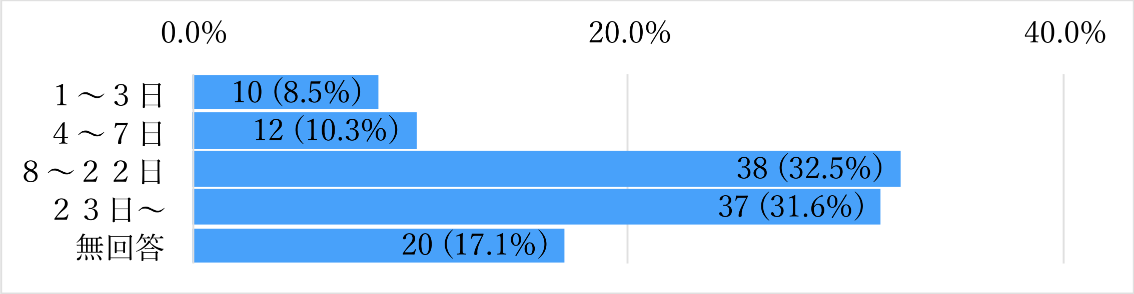

問２　利用頻度に対する満足度

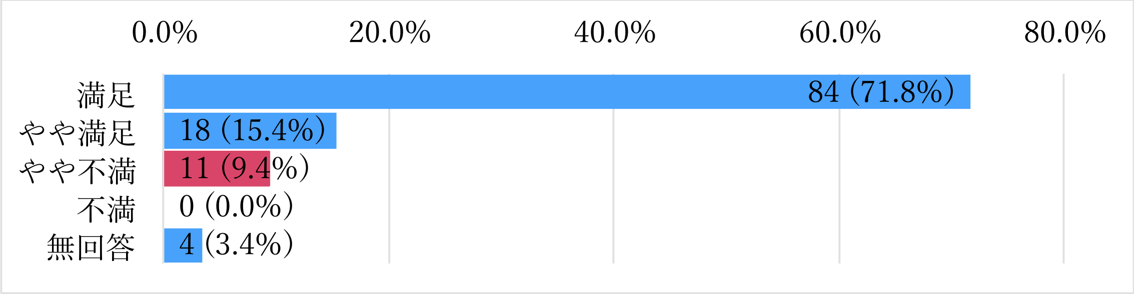

問２－②　希望する利用頻度
（問２で「やや不満」・「不満」と回答した者のみ）

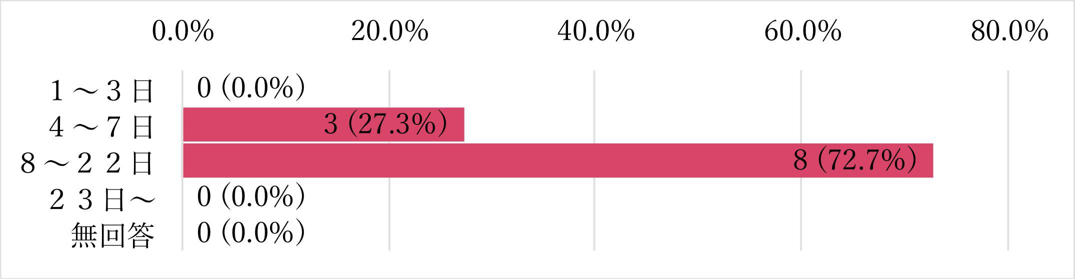

問３　放課後等デイサービスの主たる利用目的

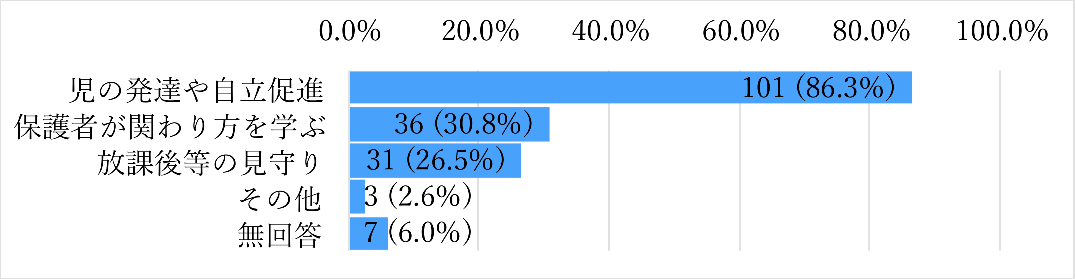

問４　保育所等訪問支援の利用希望

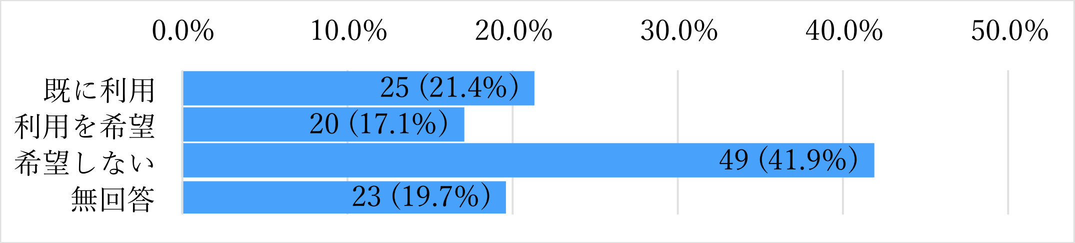

問５　相談窓口

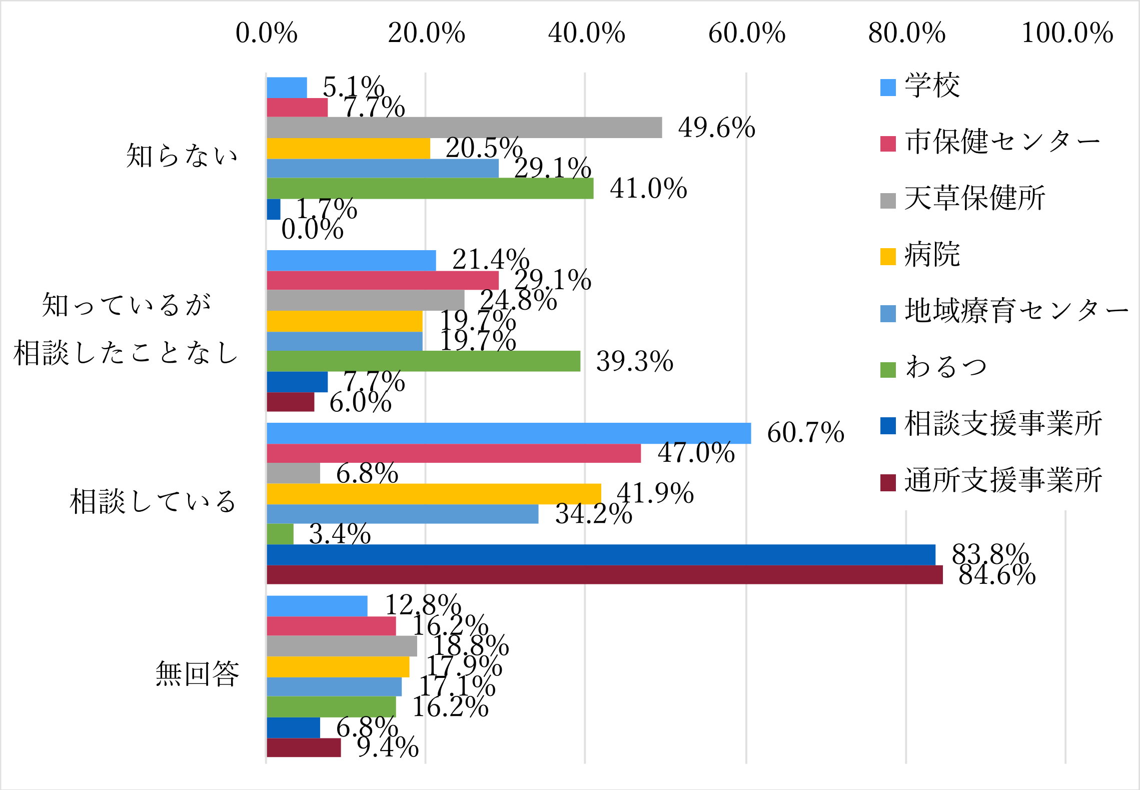

3　障がい福祉サービス事業所アンケート結果

調査目的　事業所の立場から、今後サービス提供体制を確保していく上で地域課題と感じていることなどを把握すること。

調査対象　市内の障がい福祉サービス事業所職員　６６７人【３１法人】（令和２年５月末現在）

有効回答　６１人（９．１％）　【２５法人（８０．６％）】

調査期間　令和２年６月２０日～令和２年９月４日

調査方法　イントラのアンケートシステムを利用し回答

調査結果

問２　職員の過不足

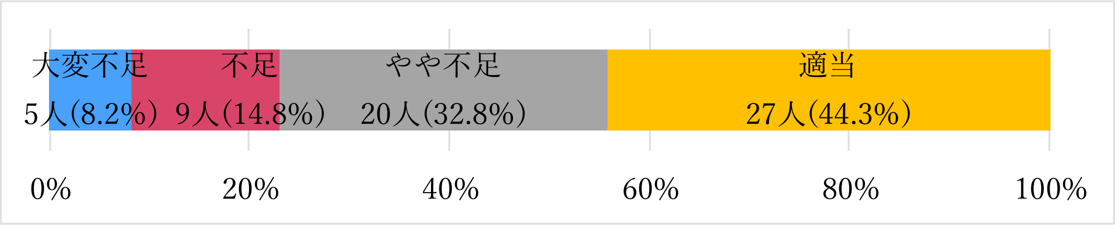

問３　職員定着のための取組

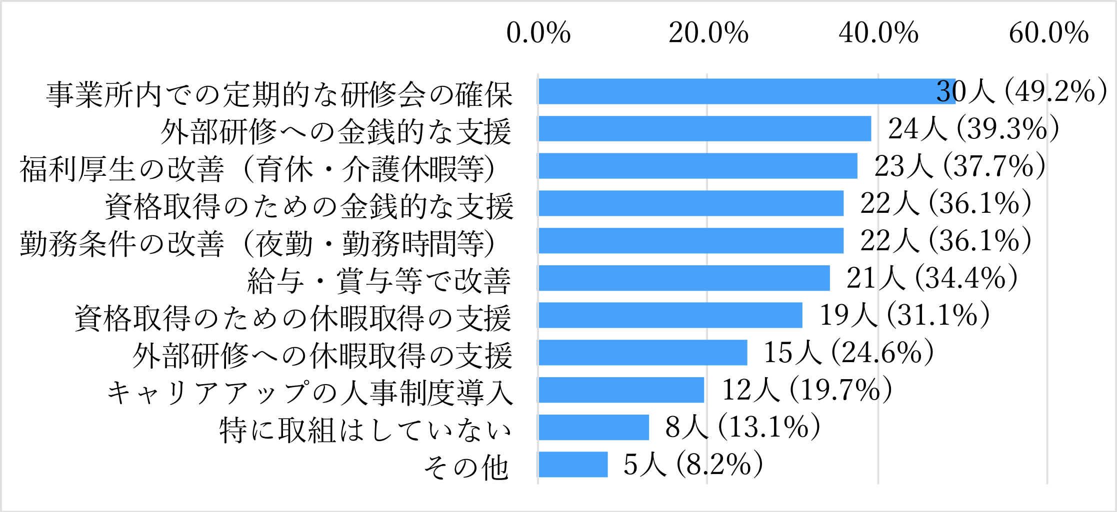

問４　サービスの質向上のための取組

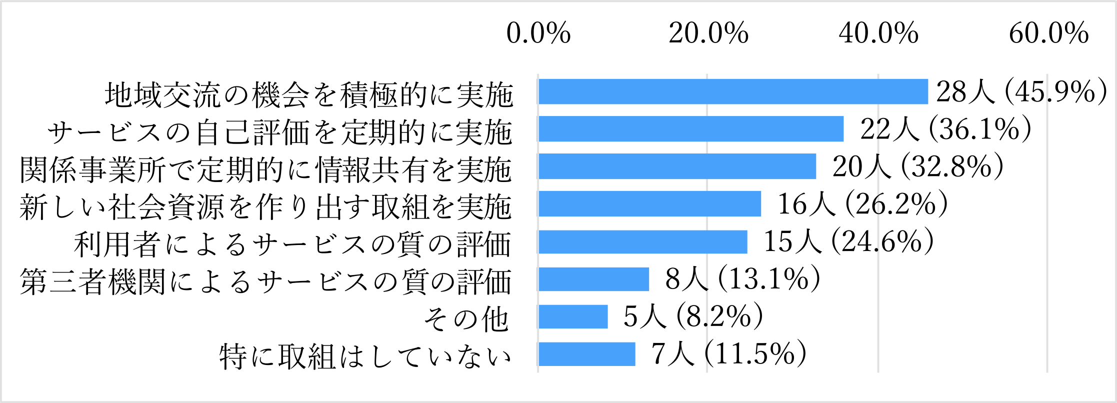

問5 関係機関との連携状況

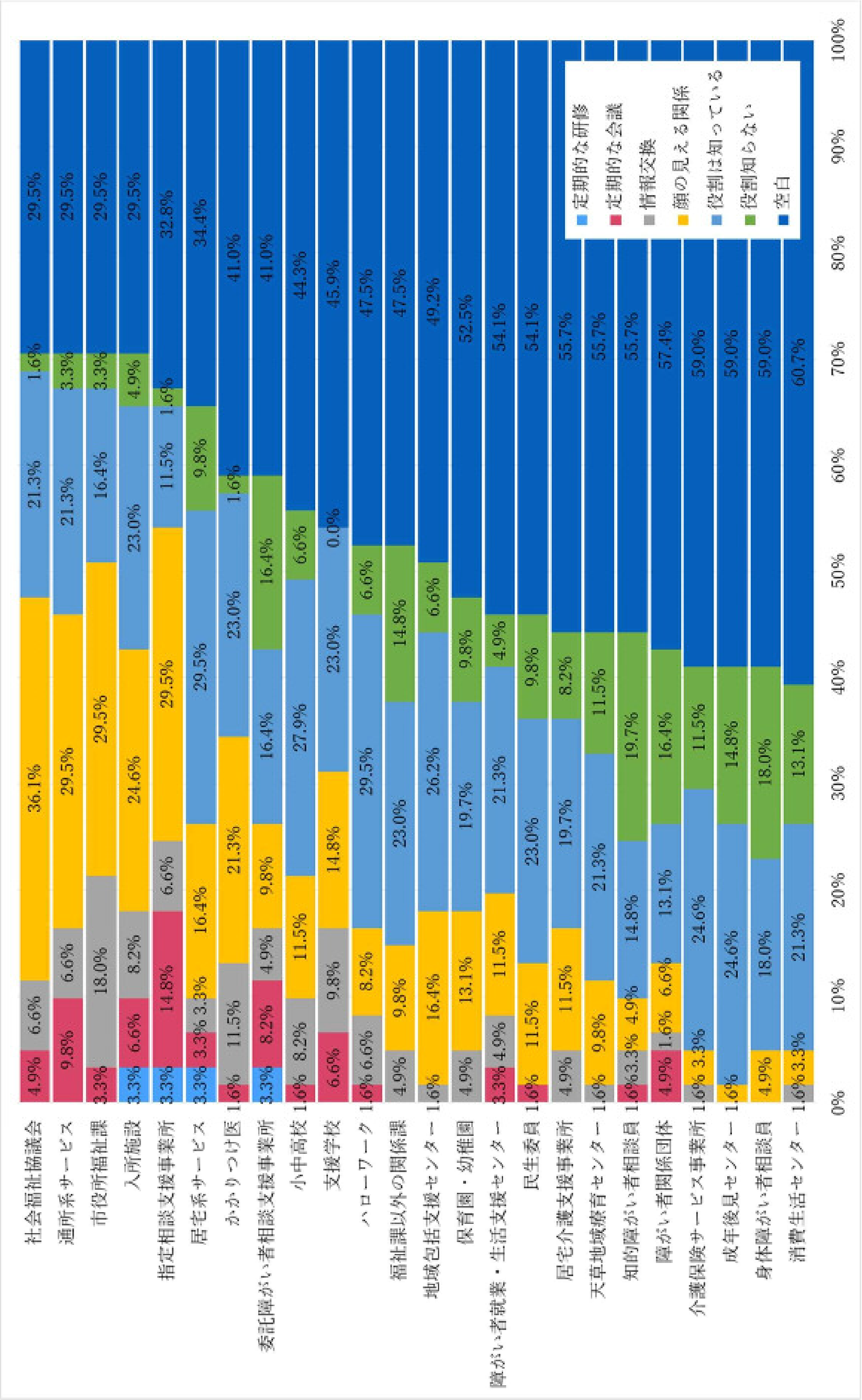

問６　不足しているサービス

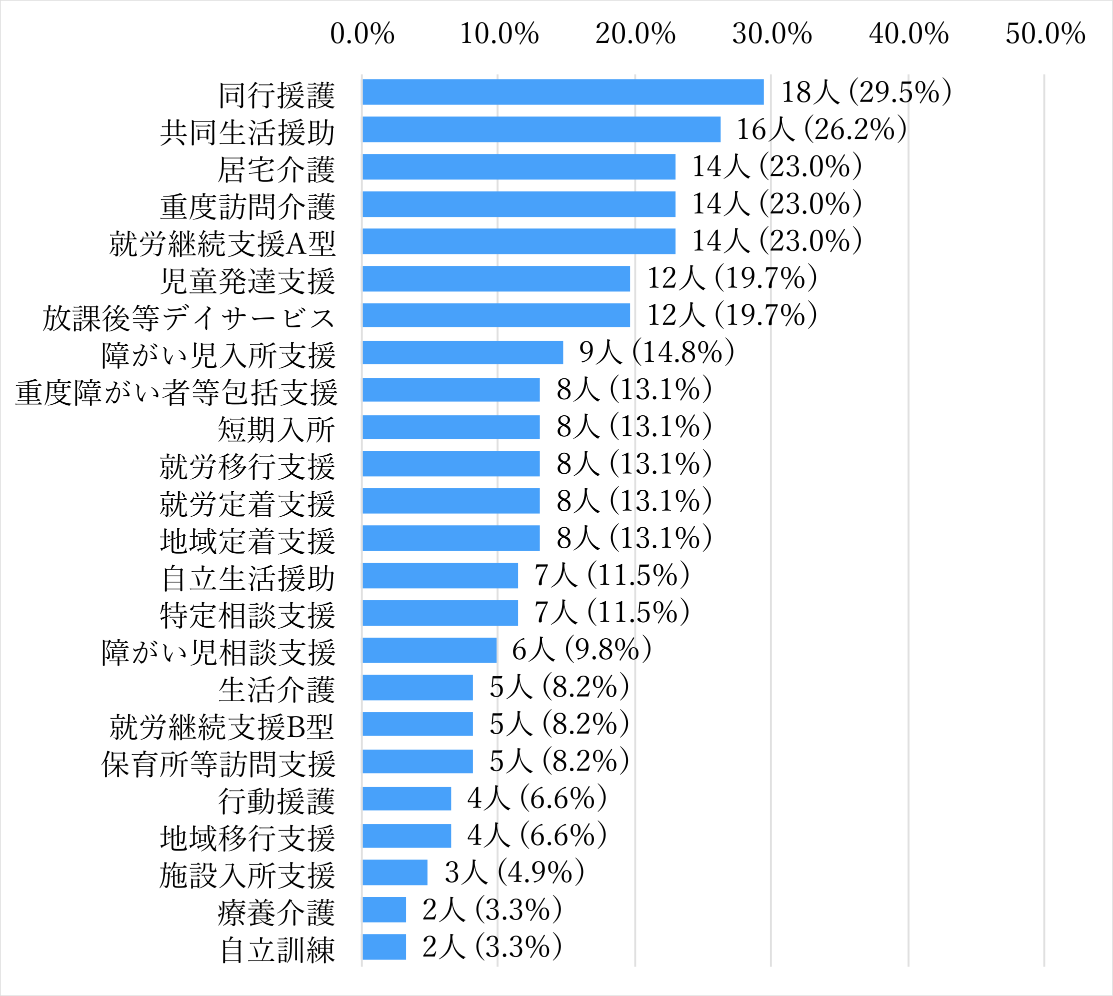

問７　障がい福祉制度の理解

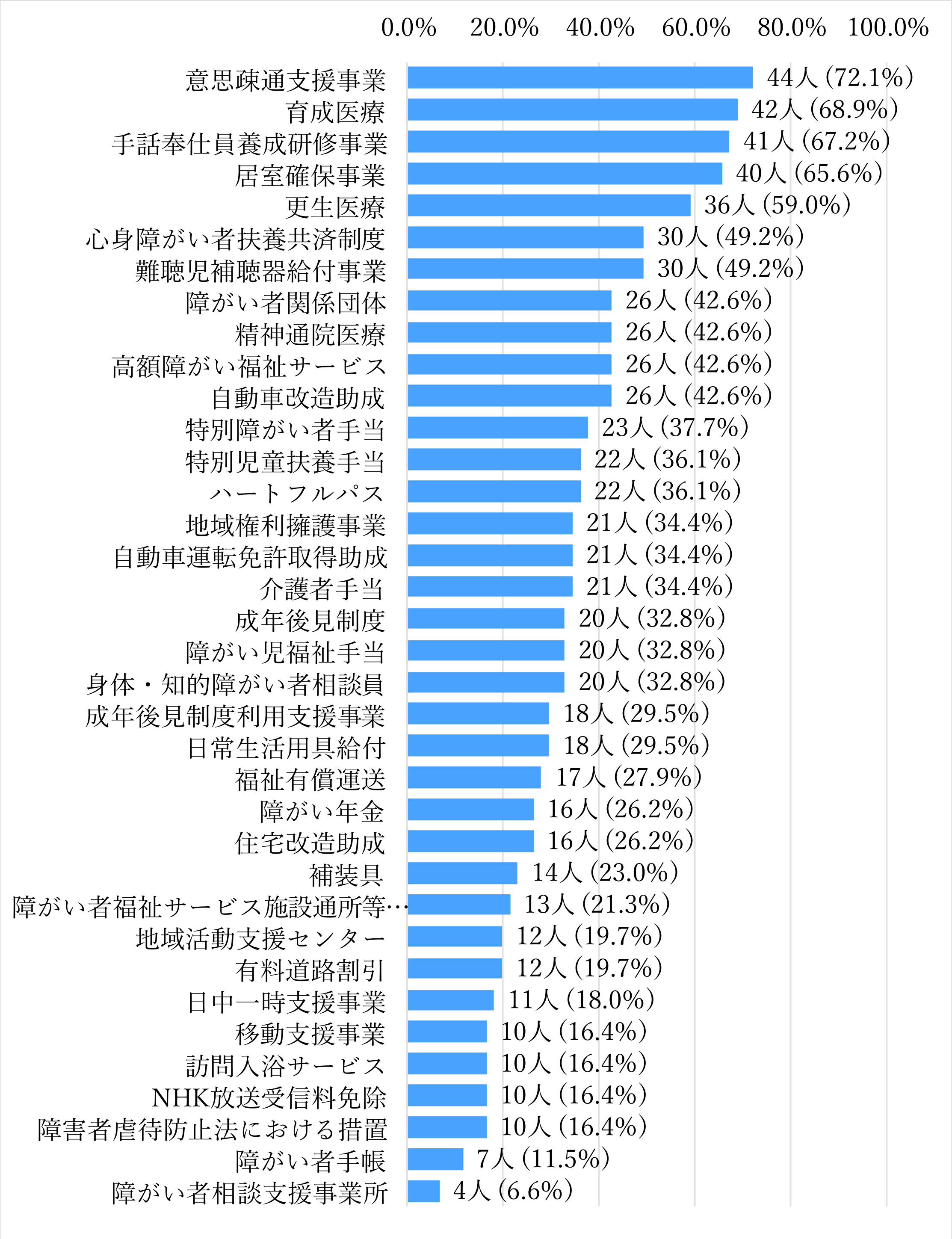

問８　事業所のサービスに関する情報提供の手段

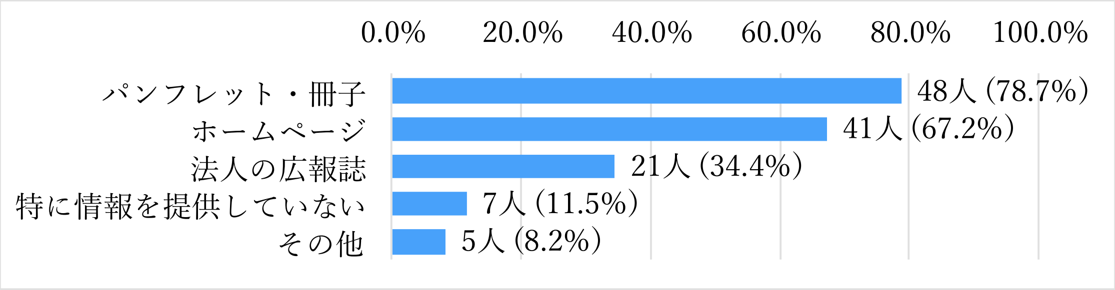

問９　地域生活への移行

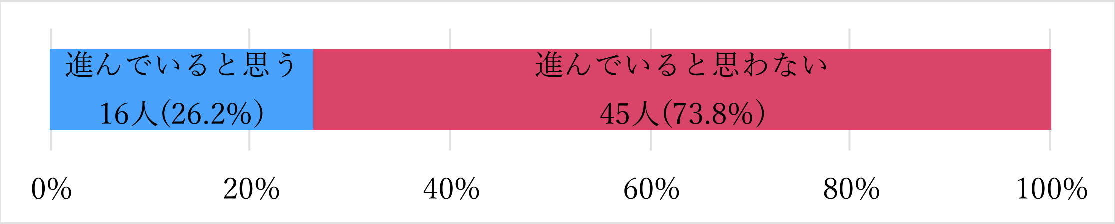

問１０　地域生活への移行が進まない理由

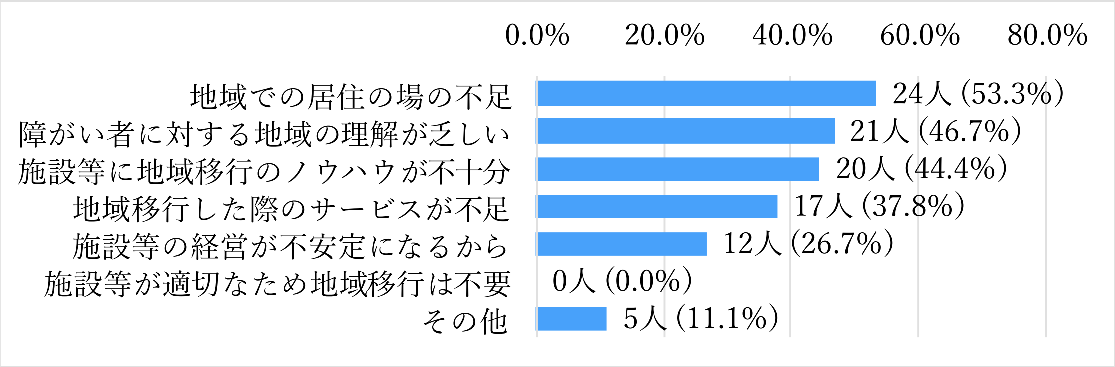

問１１　地域での暮らしを継続できるような取組

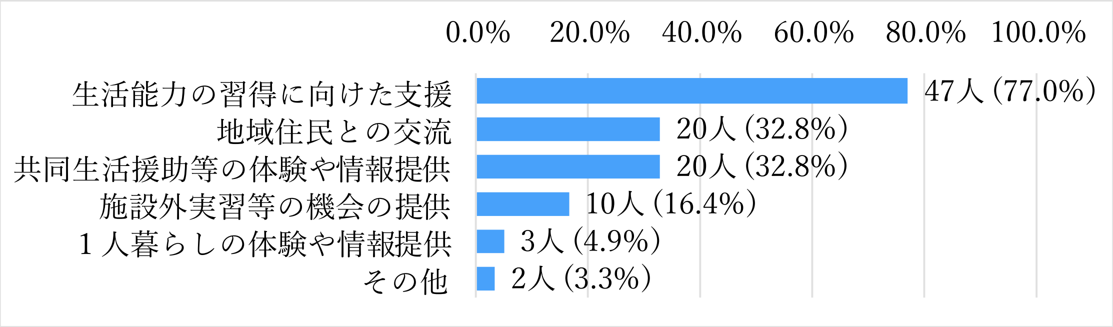

問１２　地域の体制づくりへの取組状況

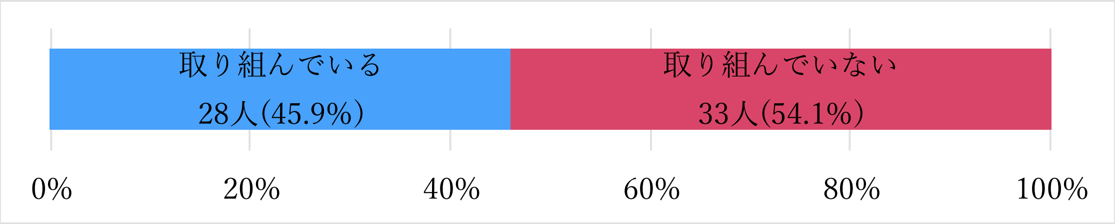

問１３　地域の体制づくりの具体的な取組

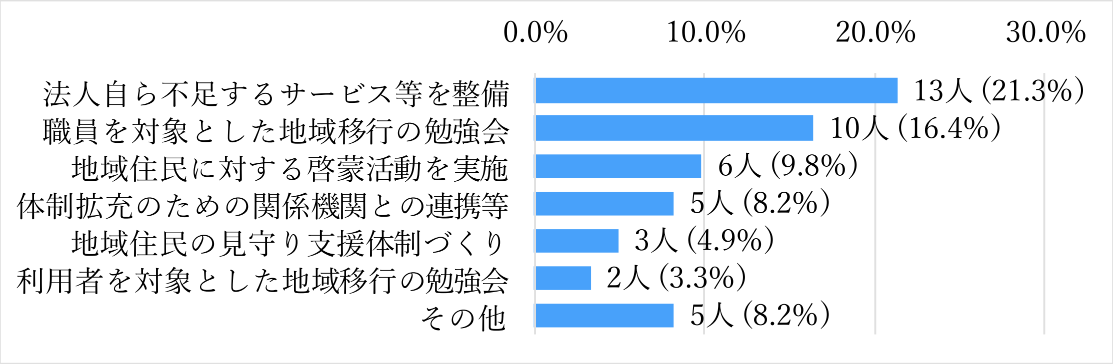

発　行　令和３年３月

編　集　天草市健康福祉部福祉課

〒８６３－８６３１　熊本県天草市東浜町８番１号

TEL　０９６９－３２－６０７１

FAX　０９６９－２２－０５７７

メール　shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp